

令和6年度  
臨時的任用教員・任期付教員研修に係る  
指導のための参考資料



埼玉県マスコット コバトン

埼玉県教育委員会

## 埼玉県教育委員会が求める教師像

### 健康で、明るく、 人間性豊かな教師

子供をよく理解し、自らも学び  
続け、子供との間に温かい  
人間関係が築ける人

### 教育に対する情熱と 使命感をもつ教師

子供に対する愛情と教育者  
としての責任をもち、  
常に子供の立場に立った  
指導ができる人

### 幅広い教養と 専門的な知識・技能を 備えた教師

幅広い教養と専門的な知識・  
技能を備え、子供にとって  
わかりやすい指導が  
できる人

## 埼玉県教職員MOTTO(モットー)

 未来を創る、こどもたち。

未来を育てる、わたしたち。

～ 未来への責任～



# 目 次



内 容	ページ
令和6年度臨時的任用教員・任期付教員研修実施要領	1
埼玉県公立小・中・義務教育学校臨時的任用教員・任期付教員研修計画表	2
令和6年度臨時的任用教員・任期付教員研修実施要領細則	3
令和6年度臨時的任用教員・任期付教員研修記録票	4
埼玉県公立小・中・義務教育学校臨時的任用教員・任期付教員研修記録票の扱い方	5
I 教員としての心得	7
II 学習指導	9
III 生徒指導と教育相談	13
IV 学級経営と保護者・地域社会との連携の在り方	19
V 学校安全	23
VI 共生社会の形成を目指した特別支援教育の推進	27
VII 校内等で研修を実施するための参考資料	31
資料(1)-①臨時的任用教職員の勤務条件等について (I 教員としての心得資料)	
-②任期付職員の勤務条件等について (I 教員としての心得資料)	
資料(2) 行動の自己確認表 (I 教員としての心得資料)	
資料(3) 行動についての自己診断資料 (I 教員としての心得資料)	
資料(4) 懲戒処分の基準 (I 教員としての心得資料)	
資料(5) 事故等に関する事例 (I 教員としての心得資料)	
資料(6) 学校職員の服務 (I 教員としての心得資料)	
資料(7) 教職員の“こころとからだの健康づくり” (I 教員としての心得資料)	
資料(8) 「ほめ方・認め方」・「しかり方」を振り返ってみよう (III 生徒指導と教育相談資料)	
資料(9) 面接相談(カウンセリング)の3段階 (III 生徒指導と教育相談資料)	
資料(10) 面接相談(カウンセリング)の5つの基本的な技法 (III 生徒指導と教育相談資料)	
資料(11) 学級経営の基本的なチェックポイント26 (IV 学級経営と保護者・地域社会との連携の在り方資料)	
資料(12) 保護者への対応 (IV 学級経営と保護者・地域社会との連携の在り方資料)	
資料(13) 「地域学校協働活動」とは (IV 学級経営と保護者・地域社会との連携の在り方資料)	
資料(14) 学校安全 (V 学校安全資料)	
資料(15) 発達障害等の特別な教育的ニーズのある児童生徒の理解と支援 (VI 共生社会の形成を目指した特別支援教育の推進資料)	
資料(16) 共生社会の形成を目指した特別支援教育の推進 (VI 共生社会の形成を目指した特別支援教育の推進資料)	

# 令和6年度埼玉県公立小・中・義務教育学校臨時的任用教員・任期付教員 研修実施要領

埼玉県教育委員会

## 1 目的

臨時的任用教員・任期付教員を対象として、教育についての基本的事項に関する研修を行い、教員としての使命感を高め、実践的な指導力を養い、併せて教育公務員としての自覚を高める。

## 2 研修対象者

令和6年度に公立小・中・義務教育学校に臨時的任用教員・任期付教員として勤務する者

## 3 研修期間

任用期間内とする。

## 4 研修の実施

### (1) 研修計画の作成

ア 県教育委員会は、臨時的任用教員・任期付教員研修計画表（別紙）を作成する。

イ 市町村教育委員会は、県教育委員会が作成した研修計画に基づき、臨時的任用教員・任期付教員研修の実施計画を作成する。

ウ 臨時的任用教員・任期付教員が所属する学校の校長は、市町村教育委員会が作成した実施計画に基づき、学校研修計画を作成する。

### (2) 研修の実施

ア 教育事務所、県立総合教育センター

別紙に示した研修計画に基づき、実施案を作成し、臨時的任用教員・任期付教員に対して研修を実施する。

イ 市町村教育委員会

当該市町村教育委員会が作成した臨時的任用教員・任期付教員研修の実施計画に基づき、学校との連携を図りながら研修を実施する。

ウ 学校

学校研修計画に基づき、臨時的任用教員・任期付教員の研修を実施する。

## 5 その他

(1) 研修の実施に当たっては、県教育委員会、市町村教育委員会及び学校は、相互に連携を図りながら協力して行う。

(2) 学校研修計画の作成及びその実施に当たっては、校内研修との関連を図る。

(3) 令和6年度埼玉県公立小・中・義務教育学校臨時的任用教員・任期付教員研修実施要領細則は別に定める。

(別紙)

埼玉県公立小・中・義務教育学校臨時的任用教員・任期付教員研修計画表

研修項目	主な内容	主な研修実施機関			参考資料
		教育事務所	県立総合教育センター	市町村教育委員会・学校	
教員としての心得	○勤務校における服務 ○教員としての在り方			◎	(1) (2) (3) (4)
	○服務規律 ○不祥事根絶に向けて	◎		◎	(5) (6) (7)
学習指導	○学習指導要領について ○学習評価の在り方 ○授業参観 ○授業研究			◎	
生徒指導と教育相談	○児童生徒への接し方 ○ほめ方、しかり方 ○問題傾向を示す児童生徒への接し方			◎	(8) (9)
	○教育相談 ○学校教育相談の進め方 ○学校教育相談に必要な資料の収集と活用 ○組織としての取組 ○関係機関との連携		◎	○	(10)
学級経営と保護者・地域社会との連携の在り方	○学級担任の重み ○学級の作り方 ○教室の環境 ○学級の事務			◎	(11)
	○保護者会の意義と担任の役割 ○保護者への対応 ○家庭への連絡と電話の配慮事項 ○家庭訪問 ○地域社会との連携			◎	(12) (13)
学校安全	○安全指導と安全管理 ○生活安全教育の実施 ○交通安全教育の実施 ○災害安全教育の実施 ○事故発生に伴う措置	◎		○	(14)
共生社会の形成を目指した特別支援教育の推進	○特別支援教育の推進				(15)
	○支援籍		○	◎	(16)

※教育事務所及び県立総合教育センターが実施する研修は、同一日の午後に一括して行う。

※◎：主となる実施機関

# 令和6年度埼玉県公立小・中・義務教育学校臨時的任用教員・任期付教員 研修実施要領細則

埼玉県教育委員会

## 1 趣 旨

令和6年度埼玉県公立小・中・義務教育学校臨時的任用教員・任期付教員研修実施要領に基づき、臨時的任用教員・任期付教員研修の円滑な実施を図るため、令和6年度埼玉県公立小・中・義務教育学校臨時的任用教員・任期付教員研修実施要領細則を定める。

## 2 研修の実施

(1) 県教育委員会が示した研修項目を参考に、日々の教育活動に直結する実践的内容を取り上げる。

(2) 様式に示す研修項目及び内容のうち、次の事項は、対象者全員が履修する。

ア 教員としての心得

イ 共生社会の形成を目指した特別支援教育の推進

(3) 上記ア、イ以外の項目で、既に履修した項目については、当該校長が必要と認める研修項目について研修を深める。

(4) その他

ア 教育事務所及び県立総合教育センターが実施する研修は、同一日の午後に一括して行う。原則として、教育事務所が実施する研修は過去に受講した者は対象から除く。

ただし、学校長の判断により、2回目以降の受講も妨げない。なお、研修対象者が同一校に多数いる場合は、参加する年度を調整することもできる。

イ 市町村教育委員会及び学校は、研修対象者の実態を考慮するとともに、既に研修した内容との重複がないように研修を実施する。

ウ 研修時間は、1研修項目について1時間程度とする。

エ 1か月につき2項目程度の研修を原則とするが、必要に応じて集中的に行うこともできる。

## 3 研修の記録

校長は、研修対象者が履修した研修項目について様式により記録し、本人に交付する。再採用の際は、履修記録を考慮して、研修を継続する。

## 4 指導者

市町村教育委員会及び学校が実施する研修は、当該教育委員会指導主事、校長及び教員が指導に当たる。

様式

(研修対象者氏名) \_\_\_\_\_

(勤務校) \_\_\_\_\_

令和6年度 埼玉県公立小・中・義務教育学校臨時的任用教員・任期付教員研修記録票

研修項目及び主な内容		実施年月日	指導者	校長印	備考
教員としての心得	勤務校における服務教員としての在り方	・	・		
	服務規律	・	・		
学習指導	学習指導要領について	・	・		
	学習評価の在り方	・	・		
	授業参観	・	・		
	授業研究 1	・	・		
	授業研究 2	・	・		
生徒指導と教育相談	児童生徒への接し方	・	・		
	学校教育相談の進め方	・	・		
学級経営と保護者・地域社会との連携の在り方		・	・		
学校安全		・	・		
共生社会の形成を目指した特別支援教育の推進		・	・		

※「教員としての心得」及び「共生社会の形成を目指した特別支援教育の推進」は対象者全員が履修すること。

※授業研究については、対象者が担当する教科等の研究授業・研究協議を実施することを原則とするが、校内研修との関連を図るなど、対象者が授業力の向上を図れるように実施すること。

○この票は、校長が臨時的任用教員・任期付教員に対して、毎年発行する。

○臨時的任用教員・任期付教員は、研修内容ごとに該当する指導者名を記載し、校長はこの記録票をもって確認する。

○臨時的任用教員・任期付教員が退職となった場合、校長は、この記録票を年度末に履歴書のコピーと共に臨時的任用教員に手渡す。

○再び、臨時的任用教員・任期付教員として採用された場合、校長はこの記録票を提出させる。

○提出された記録票は、新しい記録票と共にファイルする。

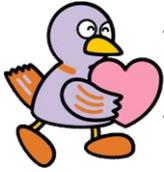
#### 〈臨時的任用教員・任期付教員研修を実施する際の確認事項〉

- ※ 校長は、(参考)臨時的任用教員・任期付研修計画を作成する。その際、臨時的任用教員・任期付教員の教職経験及び自校の実態を踏まえ、研修の優先順位を勘案する。
- ※ 校長は、臨時的任用教員・任期付教員研修計画の進捗状況を把握し、研修状況の報告等の求めがあった場合は、速やかに提出できるように努める。
- ※ 校長は、臨時的任用教員・任期付教員が、毎年、教育事務所等主催の臨時的任用教員・任期付教員研修を受講できるように配慮する。
- ※ 校長は、臨時的任用教員・任期付教員が、「教員としての心得」「共生社会の形成を目指した特別支援教育の推進」については必ず受講するように配慮する。
- ※ 校長は、臨時的任用教員・任期付教員が、教育事務所等主催の臨時的任用教員・任期付教員研修を受講できなかった場合は、所属校で研修を実施する。

(参考) 令和6年度 ○○市立○○学校 臨時的任用教員・任期付教員研修計画

氏名		(例)埼玉 彩子					
採用期間		R6.4.1	R7.3.31				
学年・教科・担任		1年・国語・副担					
研修項目及び主な内容		計画日	実施日	計画日	実施日	計画日	実施日
教員としての心 得	教員としての在り方	-----	-----	-----	-----	-----	-----
	服務規律 (教育事務所)	-----	-----	-----	-----	-----	-----
学習指導	学習指導要領について	-----	-----	-----	-----	-----	-----
	学習評価の在り方	-----	-----	-----	-----	-----	-----
	授業参観	-----	-----	-----	-----	-----	-----
	授業研究1	-----	-----	-----	-----	-----	-----
	授業研究2	-----	-----	-----	-----	-----	-----
生徒指導と 教育相談	児童生徒への接し方	-----	-----	-----	-----	-----	-----
	学校教育相談の進め方 (総合教育センター)	-----	-----	-----	-----	-----	-----
学級経営と保護者・地域社会との 連携の在り方		-----	-----	-----	-----	-----	-----
学校安全 (教育事務所)		-----	-----	-----	-----	-----	-----
共生社会の形成を目指した 特別支援教育の推進		-----	-----	-----	-----	-----	-----

- は、教育事務所・県立総合教育センターが研修実施機関の研修を示す。  
 ○ 全教職員に共通理解を図ることは、年度当初の職員会議等で確実に伝える。  
 ○ 服務や児童生徒の指導上優先すべき項目(授業や安全等)は、早めに実施する。  
 ○ 必要に応じて複数回実施し、臨時的任用教員・任期付教員の指導力向上に努める。



埼玉県マスコット「コバトン」

# I 教員としての心得



埼玉県マスコット「コバトン」

教員には、児童生徒に対する教育愛や高度な専門的知識、実践的な指導技術が不可欠である。児童生徒の心身の発達に大きな影響を与える教員は、実践的な指導力とともに教員としての強い使命感をもち、児童生徒は言うまでもなく、同僚や保護者、地域社会の方々から信頼を得る人になれるように努めねばならないことを理解させる。臨時的任用教員、任期付教員にも、本採用教員と同様の責務が求められることも周知させる。

## 1 勤務校における服務

### (1) 職務上、身分上の義務

ア 地方公務員法第30条～38条

(ア) 30条…服務の根本基準 (イ) 31条…服務の宣誓 (ウ) 32条…法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 (エ) 33条…信用失墜行為の禁止 (オ) 34条…秘密を守る義務 (カ) 35条…職務に専念する義務 (キ) 36条…政治的行為の制限 (ク) 37条…争議行為等の禁止 (ケ) 38条…営利企業への従事等の制限等について指導する。

イ 公立小・中学校職員服務規程

赴任、服務の宣誓、履歴書の提出、出勤、職務専念義務、退出及び休暇等について指導する。

### (2) 勤務上の留意事項

ア 普段の日における勤務（例）

出校（連絡事項確認・教室等における児童生徒観察）→朝学習（朝読書）→朝の会（出席確認・健康観察）→授業→休み時間→昼食（給食指導等）・昼休み→授業→清掃（清掃指導）→帰りの会（下校指導）→放課後（中学校は部活動指導等）→（曜日によっては職員会議・職員研修）→授業の準備（教材研究等）→退校準備（机上整理等）・退校（一日の業務の整理・保全管理・翌日及び翌週の業務の確認）などについて指導する。（勤務時間の途中に休憩時間も確保されている。）

## イ 出張、休暇等の場合

出張、休暇等で学校を離れる場合、授業等校務に支障のないようにさせるとともに、事前に校長に旅行命令簿や休暇届等を届出させ、教頭や学年主任等にも連絡するようにさせる。授業が自習にならないように、あらかじめ授業交換を手配させ、やむを得ない場合は、自習課題を作成させる。また、出張終了後は、内容の概要を速やかに校長に報告（復命）させる。

## 2 教員としての在り方

### (1) 個人として

教員は、常に研修に努め自己の資質を向上させなければならない。「学ぶ子供は学ぶ教師から育つ」と言われるとおり、教員にとっては、不断の研修を行うことは義務であり、職責を全うする上で極めて重要であることに留意させる。

#### （教育公務員特例法第21条）

児童生徒との信頼関係を大切にし、温かく、しかも丁寧な言葉かけをするよう努めさせる。また、教員同士や保護者など学校外の人々に対して、言葉遣いや服装、髪型など、教員としての自覚と品位を保つよう努めさせる。

なお、教員が児童生徒に注意を与えるときなど、教員自身の言葉遣いが荒れ、感情的な態度にならないよう常に冷静に対処するよう注意させる。

#### （学校教育法施行規則第26条）

いかなる理由があっても、体罰は禁止（学校教育法第11条）されていることを指導する。

### (2) 組織の一員として

学校は組織体であり、組織が一丸となって、学校の教育目標の実現を目指していることを理解させる。各教員が自分勝手に業務に当たれば、組織体としての機能は低下し、目標の実現は困難になることを理解させる。

職員会議、学年会議、教科部会などの会議に臨むに当たっては、積極的な参加を促すとともに、事前の準備や事後の整理を十分行わせ、会議内容を明確に把握させる。

また、積極的に「報告・連絡・相談・記録」を行わせることも大切である。例えば、児童生徒に事故が発生した場合、速やかに校長及び関係教職員に報告（緊急時の連絡体制）させる。



## Ⅱ 学習指導



学習指導は、学校における教育活動の主要な部分である。学校の教育活動を進めるに当たっては、「生きる力」を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし、多様な人々との協働を促す教育の充実に努めることなどが求められている。

児童生徒一人一人が意欲的、主体的に学習に取り組み、目を輝かせるような授業を展開するために研鑽を積むことは、教師としての大切な務めである。そのためには、日々の教材研究、指導方法の研究など、意欲的に取り組む姿勢を持たせる必要がある。

### 1 新しい時代に求められる資質・能力

現行の学習指導要領は、令和2年度（中学校は令和3年度）から約10年間、子供たちの学びを支える重要な役割を担うことになる。

近年、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて進展するようになってきている。このような時代を生きる子供たちには、受け身に対処するのではなく、主体的に関わり合い、よりよい社会や幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要である。

学習指導要領で目指すのは、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視し、知識の理解の質を高め、確かな学力を育成することである。各教科等においては、これまで以上に「何ができるようになるか」を意識した指導が求められる。また、子供たちが生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、授業改善を図っていくことが求められる。

子供たちが「何ができるようになるか」を明確にしながら、「何を学ぶか」という学習内容と、「どのように学ぶか」という学びの過程を組み立てていくことが重要となる。

## 2 学習指導の在り方

### (1) 授業づくりのポイント

学校生活の中心は授業である。授業の目的は、児童生徒が意欲を持って臨み、学んだことを確実に理解し、次へのステップへつなげる力をつけることである。児童生徒一人一人が活気にあふれ、目を輝かせるような授業の展開を目指して研鑽を積むことは、教師の当然の務めである。また、そのような授業を継続して行えば、教師にとっても授業はより楽しいものとなる。

#### 〈授業づくりの基本〉(小・中学校初任者研修の手引きより)

**ポイント1 教材研究をしっかりと行う。**

→学習内容を明確にする、単元を通した児童生徒の学びの姿をイメージしながら反応を予測する。授業の単元計画等を記録に残す。

**ポイント2 必要感のある課題設定をする。**

→興味関心を高める工夫をする。問いを課題につなげる発問をする。

**ポイント3 課題解決の見通しをもたせる。**

→方法・答えの見通しをもたせる、考える視点・学習の流れを提示する。

**ポイント4 全ての児童生徒に考えをもたせる。**

→一人一人の活動の様子を把握し、個に応じた指導及び支援をする。

**ポイント5 言語活動を充実させる。**

→ペア・グループでの話合いやホワイトボード・付箋・ICTの活用を図る。自分の言葉でアウトプットさせる。(教科の特性に応じた言語活動の充実)

**ポイント6 やる気を引き出す発問をする。**

→安心して発言できる学級の雰囲気をつくる。教師の切り返しを工夫し、児童生徒の言葉でまとめられるようにする。

**ポイント7 まとめと振り返りを行い、学習内容を定着させる。**

→児童生徒の言葉を使ってまとめを行う。本時のねらいに応じた自分の学びを振り返ることができる視点と時間を与える。定着と変容の見届けをすることが重要である。

**ポイント8 一時間の思考の流れが見える板書をする。**

→板書掲示等を活用し板書の“型”を意識する。チョーク等の色や文字の大きさの配慮をする。ノート指導(文字の丁寧さ、正確さ)を意識する。

### (2) 学習指導における評価

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものである。児童生徒の学習状況を評価するために、教員は、個々の授業のねらいをどこまでどのように達成したかだけでなく、児童生徒一人一人が、前の学びからどのように成長しているか、より深い学びになっているかどうかを捉えていくことが必要である。

- ア 評価規準や評価方法等について、校内で共通理解を図り、教師間の連携を密にする。
  - イ 授業においては、多様な評価方法（ペーパーテストの結果に留まらない評価）を工夫し、補助簿を作成・活用するなどして、評価記録の蓄積を図り、指導と評価を充実させるとともに、評価の結果等を児童生徒や保護者に十分に説明できるようにする。
  - ウ 評価に当たっては、観点別の評価規準に基づいた評価を行い、評価の方法、場面や時期などを工夫し、児童生徒の学習の状況を総合的に評価する。その際、教師の恣意的な判断による評価とならないように、学習評価の妥当性や信頼性を高められるようにする。
  - エ 評価のための評価に終わることなく、児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導を振り返り、指導の改善に生かしていく。
  - オ 年度の途中で授業を担当する場合には、評価の記録や結果などについて引継ぎを確実にを行い、指導と評価が円滑に行われるようにする。
- ※指導と評価については、「埼玉県小・中学校教育課程指導・評価資料」及び『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料』（文部科学省、国立教育政策研究所教育課程研究センター）を参考にする。

### 3 授業研究

#### (1) 教材研究と学習指導案の作成

学習指導に当たっては、教材研究の意義を理解させ、実際の授業を通して、教材研究の進め方を指導する必要がある。授業を通して児童生徒から信頼されるよう、以下の点に留意し、授業研究を深めさせる。

- ア 教材研究の意義
  - 学校の教育目標の明確化      ○教育目標達成の観点に立った教科等指導
- イ 単元（題材）及び本時の目標の明確化と教材研究の深化
  - 目標の明確化                      ○指導内容、資料の精選                      ○教材・教具の活用
- ウ 学習指導法の工夫
  - 教材の配列                          ○指導過程と思考過程                          ○発問の系統化
  - 板書内容の構造化                  ○学習形態の工夫                                  ○評価内容と方法
  - 個を生かす工夫                      ○教え、気付かせ、考えさせる場の工夫
  - ICTの効果的な活用

エ 事例を基にした具体的な指導

○指導と評価の一体化

オ 授業の反省と評価

○実践記録の作成と生かし方 ○授業研究の仕方

## (2) 優れた指導技術を学びとらせる

指導の効果を高めるためには、参観する授業から動機付け、手立て、助言、発問、指示、指名、机間指導、板書、ノート指導、時間配分、学習形態、個に応じた指導などにおける優れた指導技術等を学びとらせる。

また、たとえ指導技術が巧みであっても、授業者の情熱を感じさせるものがなければ、授業は迫力に欠け、児童生徒の心に訴えることはできない。参観した授業者等から、教材への飽くなき研究心、新しいことへの果敢な挑戦、溢れるエネルギー及び児童生徒を包み込む温かなまなざしなどをもって授業に対する情熱や熱意を感じとらせる。

## (3) 研究授業を実施させる

学習指導案の書き方等<sup>\*</sup>の事前指導を十分行うとともに、授業終了後には必ず事後指導を行う。

※「教師となって第一歩」: Q & A編 I よりよい授業をつくる 1「学習指導案」の意義、  
2「学習指導案」の書き方、学習指導案例 参照

## (4) 進んで授業を公開させる

授業研究会や保護者会など、授業を公開する機会があれば、臆することなく、進んで挑戦させる。たとえ満足のいくものでなくても、その体験を通して様々なことを学ぶことができる。



### Ⅲ 生徒指導と教育相談



#### 【生徒指導】児童生徒との人間関係づくり

教員は、すべての教育活動の場を通じて、児童生徒一人一人が、自己肯定感や自己有用感を育めるように、児童生徒との信頼を基盤とした人間関係を築いていく必要があることを理解させる。

#### 1 児童生徒への接し方

##### (1) 語りかけを大切にする

教師が児童生徒に語りかけていくことは、心の絆を築いていく上で大切である。どの児童生徒にも一日一回以上の語りかけをしていくよう配慮させる。

##### (2) 公平な態度で接する

どの児童生徒にも公平な態度で接することが、教師と児童生徒との信頼関係を築く上で大切である。自分では公平に接しているつもりでも、児童生徒の目には不公平に映る場合もあるので、細心の注意を払うよう配慮させる。

##### (3) 誠意をもって接する

児童生徒とともに活動することや、児童生徒からの語りかけには親身になって応じることなど、あらゆる面で誠意をもって臨むことが、信頼関係を築いていく上で大切であることを理解させる。また、誠意は、まず、児童生徒の話をよく聞くことが重要であることを理解させる。

##### (4) 自己有用感を獲得させる

学級での生活場面において、児童生徒一人一人が自己有用感を得られるよう工夫する必要がある。例えば、一人一人の児童生徒が学級の中での役割をもち、自分が学級の中で、役立ったと実感できるように工夫させる。

学習面においても、教師はより多くの児童生徒と接触が図れる授業、すべての児童生徒が参加できる授業、児童生徒が主役となる授業など、指導方法の工夫改善に努めさせる。例えば、個に応じた発問、目的や意図をもった机間指導、個性を生かす作業学習や一人一人の役割があるグループ学習など、どの児童生徒にも自己有用感を得られるような学習指導の方法を工夫させる。

## 2 ほめ方・認め方、しかり方

### (1) 他の児童生徒との比較でほめたり、しかったりしない

児童生徒一人一人はかけがえのない存在である。他の児童生徒と比較することは、児童生徒の人間性を損なう恐れのあることを理解させる。

### (2) 一人一人にあったほめ方、しかり方をする

児童生徒は一人一人特性があり、生育環境も異なるため、一人一人に応じた対応が求められる。特性や状況に応じて、場所や時間なども工夫し、当該児童生徒に効果的な指導を行うよう配慮させる。

### (3) 感情的にしからない

教師の欲求不満やイライラした気持ち等を児童生徒にぶつけるようなことがあってはならない。児童生徒の行動の背景を的確に把握し、児童生徒が納得できる指導を行うよう配慮させる。

特に、体罰は絶対に行ってはならないことを理解させる。

## 3 課題を抱える児童生徒への接し方

課題を抱える児童生徒への指導の基本は、教師の情報共有と共通理解が大切であることを理解させる。また、一人で抱え込まず、学校としての組織的な対応と関係機関との連携が必要なことを理解させる。

### (1) 温かい態度で接する

課題を抱える児童生徒への対応は、まず、児童生徒理解に努め、受容（例えば、話をうなずきながら聴く、待つなど）し、教師と児童生徒が信頼関係を構築することが大切であることを理解させる。

### (2) 毅然とした態度で接する

基本的には温かな態度で接することが大切である。しかし、時には毅然とした態度で指導することも必要であることを理解させる。

### (3) 根気強く接する

課題を抱える児童生徒の指導は、児童生徒の行動の背景を他の教職員等と連携し、的確に見立て、意図的・計画的に指導を行い、一定期間経過後に、指導の効果をケース会議等で検討することが大切であり、根気強い努力の積み重ねが必要であることを理解させる。

## 【教育相談】教育相談の考え方・進め方

学業不振に悩む、学校に適應できないなど、様々な悩みや課題を抱える児童生徒がいる。このような個人の悩みの解消や問題の解決を図るとともに、すべての児童生徒の心身の健全な成長を図り、豊かな人間関係を築くために、教育相談の果たす役割の大切さについて理解させる。

### 1 教育相談とは

教育相談の目的は、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができる資質・能力・態度を形成するように働き掛けることであり、個人の資質や能力の伸長を援助するものであることを理解させる。

#### (1) 教育相談の対象・場・機会

教育相談は、決して、特定の教員だけが行う性質のものではなく、相談室だけで行われるものでもない。すべての児童生徒を対象に、又はその保護者などに、すべての教師がいつでも、どこでも行うものである。また、相談は受け身でなく、教員側からの日頃の言葉かけ、観察が大切である。したがって、各教科等の時間ばかりでなく、日常の教育活動のすべてにおいて行うものであり、保護者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員、地域社会、専門機関及び各種相談機関と連携して、組織的・計画的に取り組むものであることを理解させる。

なお、各学校の教育相談組織で必要な情報を共有し、複数の教員によるチームとして、課題を抱える児童生徒の支援体制が重要であることを理解させる。

#### (2) 教育相談の全校的展開

##### ア 発達支持的教育相談

「発達支持的教育相談」とは、様々な資質や能力の積極的な獲得を支援する教育相談活動である。個々の児童生徒の成長・発達の基盤をつくるものと言える。個別面談やグループ面談等の相談活動だけでなく、通常の教育活動を発達支持的教育相談の視点を意識しながら実践することも重要である。例えば、特別活動では、「望ましい人間関係の形成」、「協働的な問題解決能力の育成」などを目的とする活動が行われる。教科学習においても、対人関係スキルや協働的な問題解決力を身に付けることのできる学びが実施される。こうした活動の発達支持的な側面に着目し、教育相談の考え方を意識しながら教育実践を行うことが求められる。

##### イ 課題予防的教育相談：課題未然防止教育

「課題予防的教育相談」は大きく二つに分類できる。第一は、全ての児童生徒を対象とした、ある特定の問題や課題の未然防止を目的に行われる教育相談である。第二は、ある問題や課題の兆候が見られる特定の児童生徒を対象として行われる教育相談である。両者とも「課題予防的教育相談」として分類される。前者の例としては、全ての児童生徒を対象に、いじめ防止や暴力防止のためのプログラムを、SC の協力を得ながら生徒指導主任と教育相談コーディネーターが協働して企画し、担任や教科担任等を中心に実践する取組などが挙げられ

る。

#### ウ 課題予防的教育相談：課題早期発見対応

一方、後者の例としては、発達課題の積み残しや何らかの脆弱性を抱えた児童生徒、あるいは環境的に厳しい状態にある児童生徒を早期に見つけ出し、即応的に支援を行う場合などを挙げることができる。具体的には、次のような取組を行う。

##### (ア) 早期発見の方法

早期発見の方法として、代表的なものに「丁寧な関わりと観察」や「定期的な面接」、「作品の活用」、「質問紙調査」が挙げられる。危機的な状況に置かれていても、その状況を適切に表現出来ない児童生徒も少なくない。したがって、児童生徒が危機のサインを表出するのを待つだけではなく、教職員が積極的に危機のサインに気付こうとする姿勢を持つことが大切である。

具体的には、「丁寧な関わりと観察」を通じて、児童生徒の心身の変化を的確に把握するように努める。以下のようなサインに気付いた場合には、背後に何らかの問題が隠れている可能性を想定して対応することが求められる。

- ・ 学業成績の変化（成績の急激な下降等）
- ・ 言動の変化（急に反抗的になる、遅刻・早退が多くなる、つき合う友達が変わる等）
- ・ 態度、行動面の変化（行動の落ち着きのなさ、顔色の優れなさ、表情のこわばり等）
- ・ 身体に表れる変化（頭痛、下痢、頻尿、原因不明の熱等）

「定期相談」は、5分程度の面接であっても、継続することにより、「定期相談のときに相談できる」という安心感の形成と信頼関係の構築に効果的に作用する。面接に当たっては、受容的かつ共感的に傾聴することを心がけ、児童生徒理解に努めることが重要である。

「作品の活用」も有効である。児童生徒の日記、作文、絵などは、そのときの心理状態、自尊感情の有り様、発達の課題などに関する有益な情報を含んでいる。気になる作品等があれば、写真におさめて記録に残したり、他の教職員やSCと一緒に検討したりすることも大切である。

「質問紙調査」は、観察や面接などで見落としした児童生徒のSOSを把握するために有効な方法と言える。観察では友人関係に問題がないと思われていた児童生徒へのいじめが発覚し、改めて質問紙調査を確認すると実は課題が示されていたという事例も見られる。観察等と組み合わせた質問紙調査を行うことで、より深い児童生徒理解が可能になる。

##### (イ) 早期対応の方法

「早期対応の方法」として、代表的なものに「スクリーニング会議」や「リスト化と定期的な情報更新」、「個別の支援計画」、「グループ面談」、「関係機関を含めた学校内外のネットワーク型による支援」が挙げられる。

「スクリーニング会議」は、教育相談コーディネーターをはじめ、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、SC、SSWなどが集まり、リスクの高い児童生徒を見だし、必要な支援体制を整備するために開催される会議である。この会議では、悩みや不安を抱える児童生徒を広く網に掛けるようにスクリーニングする。会議で取り上げる

ことによって、児童生徒のリスク要因を理解し意識的に見守る教職員の目が増える。欠席日数、遅刻・早退の回数、保健室の利用回数などスクリーニングにかける際の基準を決めておくことと、学担任以外も対象の児童生徒を認識しておくことが重要である。そうすることで、学級担任の抱え込みなどによる支援の遅れを防ぐことができる。

「リスト化と定期的な情報更新」は、身体面、心理面、対人関係面、学習面、進路面などの領域で気になる児童生徒を全てリスト化し、定期開催される「スクリーニング会議」で確認し、リストの情報をアップデートすることです。アップデート自体が早期発見について高い効果を持ち、何らかの問題が生じたときにも、豊富で正確な情報に基づく的確な介入が可能になる。その中でも特に集中的な関わりの必要性があると判断された児童生徒は、「ケース会議」に付託され、必要に応じてチーム支援が実行に移されることになる。

「個別の支援計画」は、「ケース会議」の対象となる援助ニーズの高い児童生徒について、アセスメントに基づくプランニングを行い、具体的な支援策を明示するために作成されるものである。

「グループ面談」は、「進路に関する悩み」や「SNS について」、「数学が分からない」などの特定のテーマで対象者を募集したり、家庭状況や、欠席日数、遅刻・早退などのリスク要因の観点から対象者をピックアップしたりするなどして実施する。内容だけでなく、グループ面談を通じた人間関係形成が、問題の未然防止に高い効果を持つ。「関係機関を含めた学校内外のネットワークによる支援」は、各学級に一定数いるリスクの高い状態にある児童生徒（例えば、医療的ニーズや福祉的ニーズがある、保護者が精神疾患を抱えている、虐待や不適切な養育下にあるなど）に対して、相談できる人的ネットワークや学校以外に安心できる居場所を見つけ、確保することを意味する。例えば、学校内においては、「教育相談週間」を設定し、児童生徒が担任以外にも希望する教職員と面談できるようにし、学校内で相談できる対象者を広げられるようにする取組が考えられる。相談室・保健室・図書室・校長室等を居場所とする取組をしている学校もあります。また、学校外には、学習支援、集団遊び、生活支援、食事の提供などに取り組む放課後等デイサービスや公民館、民間団体などがある。SSW と連携して、地域の社会資源を活用するためのネットワークを構築することも重要である。

#### エ 困難課題対応的教育相談

「困難課題対応的教育相談」は、困難な状況において苦戦している特定の児童生徒、発達や適応上の課題のある児童生徒などを対象とする。こうした児童生徒に対してはケース会議を開き、教育相談コーディネーターを中心に情報収集を行い、SC やSSW の専門性を生かしながら、教育、心理、医療、発達、福祉などの観点からアセスメントを行い、長期にわたる手厚い支援を組織的に行うことによって課題の解決を目指す。その際、学校外のネットワークを活用して、地域の関係機関と連携・協働することが重要である。なお、学級担任が自らの指導力不足であるという責任を感じて追い込まれている場合も見られるので、学級担任を支える観点も不可欠である。しかし、そのことは、学級担任の代わりに他の教職員や専門家が全てを引き受けることではない。あくまでも負担軽減を図ることで、学級担任としての自負心を傷付けずに、必要な役割を果たせるように支えることが目的である。

## 2 教育相談の進め方

教育相談には、チャンス相談、呼出し相談、定期相談、自発相談などの個別面談並びに集団を対象とする様々な方法がある。各方法の特性を踏まえて効果的に実施させる。

### (1) 話をよく聴く

悩みをもつ児童生徒、不安を感じている児童生徒は、繰り返し同じようなことを訴える。そうした話には、「うん、うん」「そう、そう」「なるほど」といった調子で、児童生徒の顔を見ながら心から聴き入る。また、児童生徒の言ったことをまとめて、言葉を繰り返しながら聴くことや、訴えたい内容や言葉の背景にある不満、不安をくみ取るように聴くことが大切であることを理解させる。

### (2) ありのままを受容する

課題を抱える児童生徒の多くは、物事を素直に見ようとせず、教師に対して不信感を抱いている場合も考えられる。すぐに説諭したり、批判したりすると、「先生は私の気持ちを分かってくれない。」と思い、心を開かなくなってしまう。こうした児童生徒が話す内容を教師の価値観で説諭したり、批判したりしないで、ありのままを受容する態度が大切である。しかし、ありのままを受容することは、児童生徒の行動を承認することではなく、児童生徒の感情や不満を受け入れるということであることをしっかり理解させる。

### (3) 共感的に理解する

児童生徒が不満や悩みをどのように考え、どう感じているかを共感的に理解することが大切である。例えば、「〇〇先生はいつも自分を無視する・・・」と話したことに對し、「そんなことはない。〇〇先生はあなたのことを考えて・・・」と説諭するのではなく、「無視されたように感じて悲しかったんだね。」と児童生徒の気持ちを受け止めるように配慮するなど、共感的にかかわろうとする態度が大切であることを理解させる。

### (4) 適切な指導・援助を行う

児童生徒理解に努め、抱える問題等の核心をつかみ、その解決に向けて適切な指導・援助を行い、児童生徒に行動の変容を促していくことが大切である。

指導・援助の際に留意すべきことは、児童生徒が具体的な行動をとれるように自己決定させていくことである。自分の意思で決めたことであれば、行動変容の意識も高まり、具体的な行動に結び付きやすいからであることを理解させる。



## IV 学級経営と 保護者・地域社会との連携の在り方



### 【よりよい学級経営を目指して】

学級経営の内容は、学習指導や生活指導、学級内の人間関係づくりや教室内の環境整備など多様である。特に、人との出会いを大切にしたい安らぎのある学級を児童生徒とともに作り上げるため、多面的、共感的な児童生徒理解に心掛け、日々の学級経営に努めることが大切であることを理解させる。

### 1 学級担任の重み

#### (1) 担任の影響

「児童生徒は担任を選べない。」「担任のあの一言が、今でも忘れられない。」等の言葉は、責任の重みの一端を示している。児童生徒は様々な生活の場面で、担任の生き方に触れている。担任の全人格が、児童生徒の人格形成に大きく関わっていることを自覚し、全教育活動を通して、児童生徒との関わりを深め、信頼関係を築いていくことが大切であることを理解させる。

#### (2) 担任の願いと学級目標

児童生徒に具体的な目標を持たせることは、学級担任の大切な役割である。学校の教育目標や学年目標を踏まえ、担任の願いや児童生徒、保護者の思いや願いを加えて学級目標を設定させる。さらに、学級活動(3)で、児童生徒一人一人が自分に合った具体的な目標を立て、目標の修正を含めて実践していくことができるように個に応じた支援・指導を行わせる。

### 2 学級づくり

#### (1) 学級づくりの基本

学級の中で、友達との関係が望ましい状況にあるときは、児童生徒は安らぎを覚え、楽しく、充実した生活を送ることができる。すべての児童生徒が望ましい人間関係を形成できるように、児童生徒の状況を把握し、学級の生活に適應できるよう個に応じた適切な支援・指導を行わせる。

#### (2) 学級の諸活動

係活動や当番活動等の諸活動は、学級生活を充実させる上で重要な役割を果たす。当番活動において、児童生徒が自分の役割を明確に捉え、よさを発揮し、自覚と責任をもって学級全体に貢献することができれば、学級への所属感が高まる。また、係活動では、児童生徒の創意工夫を生かして、学級生活の向上に必要な役割を持たせるようにする。様々な集団活動を通して、個々のよさを認めるとともに、児童生徒同士の人間関係の把握に努めさせる。さらに、日常の

積み重ねとして係活動、当番活動等に取り組んでいくことは、学級・学校生活の向上に寄与する活動の充実につながるとともに、公共の精神を養い、望ましい勤労観・職業観、社会性の育成を図ることにもつながることを理解させる。

### 3 教室の環境

#### (1) 掲示の工夫

学級経営の状況は、教室掲示によく表れる。掲示は、教室前面には学習の妨げにならないよう配慮しながら、学校の教育目標や学級目標、日課表等を、側面や背面には学級活動や係活動、作品コーナー等、児童生徒の活動の状況等が分かるようなものを配置するなどの工夫をさせる。その際、学年会で相談をするなど、それぞれの学級担任の工夫等から学ぶことが大切であることを理解させる。

#### (2) 教室の整備

教室には、学習用の教材教具や生活上必要な備品及び消耗品がある。それぞれについて適切な保管場所や使用方法を定め、整理・保管ができるようにするとともに、公共物を大切にすることを育ませる。また、採光、換気、危険防止等に配慮し、清掃用具を清潔に保つなど、衛生管理にも努めさせる。

### 4 学級の事務

#### (1) 諸表簿の作成と管理

担任が記載する表簿には、指導要録や出席簿等がある。表簿の備え付けや保存期間は、学校教育法施行規則（第28条）に定められている。日々記入するものや随時記入するもの等がある。時機を失わず、正確に漏れなく記入させる。

指導要録は、指導と証明等の両面に用いられる表簿であり、慎重な取扱いが必要であることを理解させる。

#### (2) 学級の会計

金銭に係る事務は、公正に行い、必ず記帳して収支決算を明らかにさせる。また、会計報告は速やかに行わせ、監査を適正に行う。

特に、現金については、各市町村で定めている小・中学校職員服務規程にあるように、紛失等の事故が生じないよう留意させ、遺漏のないように管理させる。また、納入の遅れがちな家庭の児童生徒に対しては配慮を欠かさないようにさせる。

## 【保護者・地域社会との連携・・・保護者との接し方】

各学校では、地域や学校等の実態を踏まえて教育目標を設定している。教育目標の実現に当たっては、地域や家庭の協力を得て、信頼関係を保ち、連携を図りながら具体的な教育活動を推進することが重要である。

### 1 保護者会の意義と担任の役割

#### (1) 保護者会の意義

保護者会は、保護者にとって、児童生徒の学校での様子や実態を知るよい機会である。保護者が知りたい情報をよく吟味し、整理して分かりやすく伝えるようにさせる。

保護者会は、学級担任にとって、保護者の願いや、家庭、地域での児童生徒の様子、しつけの上での悩み等を聴き取る場であり、また、学級担任の願いや方針に対しての協力を得る場でもある。保護者の話は遠慮がちで間接的であることが多い。その言葉の端々から真意をくみ取るために十分に耳を傾けるよう努めさせる。

#### (2) 担任の役割

保護者会の進め方は、学級担任の一方的な説明に終始しないよう工夫が必要である。話し合う内容をあらかじめ保護者に知らせておくと、意見や悩み等が出やすくなるものである。雰囲気や和らげ、保護者同士につながりが持てるよう、自己紹介や座席、名札の工夫をすることや、司会、記録等を依頼しておくなどの配慮をさせる。

### 2 保護者への対応

保護者会には、学級担任との個別の相談を願って来校する場合もある。保護者によっては、不安や不満の気持ちがあるため、心が穏やかではない場合がある。相手の立場に立って、十分に話を聴き取る姿勢で適切な対応をさせる。その際、あらかじめ、校長や教頭等に相談するとともに、学年主任や同僚の教員に同席を依頼する等の配慮をさせることも必要である。結果の処理や報告も速やかに行い、保護者に誠意が伝わるように努めさせる。

### 3 家庭への連絡と電話の配慮事項

#### (1) 家庭との連携

家庭との連携の方法の一つに、学級通信等の発行がある。学級担任の考えや願い、学級での出来事や課題等について定期的に知らせ、理解と協力を得る方法であり、意図的・計画的・継続的に進めさせる。学級通信等の家庭への配布に当たっては、事前に校長、教頭、学年主任な

どの指導を受けるようにさせる。

## (2) 個々の家庭との連絡

児童生徒が相対する場合や事故等の問題が生じたときは、個々の家庭と連絡をとる必要がある。連絡の方法は、連絡帳や手紙、家庭訪問、近所の友達を通しての伝言、電話等、様々に考えられる。そのときの内容や家庭の状況、児童生徒の実態等を考慮して、適切な方法を選ぶようにさせる。

特に、電話での連絡は、明瞭で端的に話し、誤解を生じないように留意させる。話の終了後は、内容をメモしておくなど記録し、その後の指導に活用させる。

また、連絡帳や手紙等、文字で残るものは、使用する単語や文章の構成に配慮させる。

## 4 家庭訪問

### (1) 家庭訪問の意義

家庭訪問は、保護者との連携を密にし、家庭や地域の状況を知り、保護者の願いや考えを受け止め、学校での指導に役立てるために実施するものである。

家庭訪問は、学校の計画にしたがって、定期的に行う場合と、必要に応じて随時行う場合がある。訪問することにより、児童生徒への理解が深まり、信頼関係が一層増すように価値あるものにさせる。また、家庭訪問から学校での面談に変更した学校が増えている傾向がある。

### (2) 家庭訪問の準備と実際

家庭訪問は、あらかじめ、訪問の日時や話し合う内容について連絡し、保護者の了解を得ておく必要がある。話し合いでは、家族の話に十分耳を傾けるようにさせる。訪問後は、その日のうちに、感想や要点を記録しておくようにさせる。

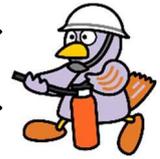
## 5 地域社会との連携

児童生徒に「生きる力」を培っていくためには、学校・家庭・地域が連携、協働し、社会全体で子供の育成に取り組むことが重要である。

埼玉県では、学校運営協議会の設置や地域学校協働活動による学校応援団等の取組を推進し、家庭や地域社会とより一層連携を深めるとともに、異校種間を含めた学校間の連携や交流を推進して、特色ある教育活動を展開している。保護者や地域住民の支援を生かしながら、児童生徒の学習活動の充実を図るとともに、学校としても地域行事への参加などを通して地域との連携を図るなど、学校・家庭・地域が一体となった教育に取り組むことが大切であることを理解させる。



# V 学校安全



学校安全は、児童生徒等が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとし、「生活安全」「交通安全」「災害安全」を3つの領域としている。また、学校安全の活動は「安全教育」、「安全管理」から構成されており、相互に関連付けて組織的に行うことが必要である。

「安全教育」は、児童生徒自身に、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基盤を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育成することを目指して行われるものである。

「安全管理」は、事故の要因や危険を早期に発見し、速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図ることを目指して行われるものである。

## 1 学校における安全教育

- 様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技術を身に付けていること。

【知識・技能】

- 自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

【思考力・判断力・表現力等】

- 安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

【学びに向かう力・人間性等】

各学校においては、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教育課程を編成・実施していくことが重要である。その中で、日常生活において、危険な状況を適切に判断し、回避するために最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成するとともに、危険に際して自らの命を守り抜くための「自助」、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、

貢献できる力を身に付ける「共助、公助」の視点からの安全教育を推進することが重要である。

(1) 安全教育の各領域の内容

ア 生活安全に関する内容

日常生活で起きる事件・事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする。

イ 交通安全に関する内容

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車等の利用ができるようにする。

ウ 災害安全に関する内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるようにする。

(2) 安全教育の進め方

ア 学校教育全体を通じた計画的な指導

- 学校安全計画に適切かつ確実に位置付け、各教科の特質に応じて適切に行う。
- 安全教育の効果を高めるために様々な手法を適宜取り入れ、児童生徒等が安全上の課題について自ら考え、主体的な行動につながるように工夫する。
  - ・危険予測の学習 ・視聴覚教材や資料の活用 ・地域安全マップづくり
  - ・学外の専門家の指導 ・避難訓練や応急手当などの自習
  - ・誘拐や傷害などの犯罪から身を守るためのロールプレイングの導入など

イ 安全教育と安全管理との関連

- 安全点検の結果に基づく安全管理の評価は、安全教育の重要な資料として具体的に活用できる。
- 適切な安全教育を行うことで、安全管理の成果をより高めることにつながる。
- 児童生徒等の望ましくない行動を日常の指導で取り上げ、進んで安全な行動が実践できる資質・能力を培う。

## 2 学校における安全管理

安全管理は、全ての学校種や児童生徒等に共通して行われる点も少なくないが、立地を含む学校環境や児童生徒等の状況などは大きく異なる点もあるため、それぞれの学校の実情に応じた管理も不可欠である。例えば、学校環境については、学校種や

教育活動の重点等による施設や設備の違いが挙げられる。児童生徒等の特性としては、年齢や個人により、心身の発育・発達の状態、行動、障害の種類や程度などが異なることが挙げられる。同じ環境であっても、この危険性は個人によって同一でないことを十分留意することが必要である。

また、安全教育又は安全管理どちらか一方のみでは、児童生徒等の安全確保の実現は難しく、安全教育と安全管理が一体的な活動を展開することによって、初めて学校における安全が確保できるものである。安全管理における環境整備等は、児童生徒等がより安全な行動を意思決定したり、行動選択したりすることを促すことにもつながる。さらに、安全管理を行う主体は、原則として校長をはじめとする教職員であるが、できる限り、児童生徒等や保護者、地域、関係機関等が安全管理に適宜参加することにより、教職員以外の立場ならではの視点や協力により安全管理の取組が充実する面もある。

このため、学校安全計画で一体的に安全教育と安全管理を年間の計画に基づいて計画的に実施することが重要である。

## (1) 事故等の未然防止のための安全管理

### ア 安全点検の種類と対象

安全点検の種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員 全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防災、防犯に関する設備について	学校安全法施行規則第28条第1項
	毎月1回 計画的に、また教職員 全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用すると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、トイレ、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて施行規則第28条第1項に準じて実施
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会等の学校行事の前後 ・暴風雨、地震等の災害時 ・近隣で被害の恐れがある犯罪の発生時	必要に応じて点検項目を設定	施行規則第28条第2項
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる個所について	施行規則第29条

## イ 学校環境の安全管理の対象

(1)	校舎内の施設・設備の安全管理
	例：教室、廊下、階段、トイレ、特別教室、体育館等
(2)	校舎外の施設・設備の安全管理
	例：運動場、体育施設、運動用具等の倉庫、プール等
(3)	不審者侵入防止の観点からの安全管理
	3段階のチェック体制の確立
	①校門、②校門から校舎への入口まで、③校舎への入口
(4)	自然災害等の発生に備えた安全管理
	火災や地震などの災害発生時の避難に関する事項、地震等への備えに関する事項等

## ウ 学校生活の安全管理の対象

(1)	休み時間
	例：始業前の時間、業間の休み時間、昼の休み時間、放課後等
(2)	各教科等の学習時間
	例：各教科等の学習時（理科、図画工作科、美術科、技術・家庭科、体育科、保健体育科）、総合的な学習の時間等での校外での活動
(3)	特別活動（クラブ活動等、学校行事）の活動時
	例：異なった学年の児童生徒、場所・時刻・時間等
(4)	学校給食の時間
	例：配膳室からの食缶等の受渡し時、運搬時、配膳時等食物アレルギーへの対応
(5)	清掃活動等作業時
	例：用具の扱い方、危険な行動等

### (2) 危機管理の視点

学校の事故等の発生に備えて確立する危機管理には、①安全な環境を整備し、事故等の発生を未然に防ぐとともに、事故等の発生に対して備えるための事前の危機管理、②事故等の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための発生時の危機管理、③危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに、再発防止を図る事後の危機管理の三段階がある。

学校においては、各段階において、とるべき対応をあらかじめ整理し、教職員が迅速かつ的確な判断で対応することで事態の悪化を最小限にとどめ、児童生徒等の安全を確保することが必要である。



## VI 共生社会の形成を目指した 特別支援教育の推進



共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰しも相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

我が国が目指すべき社会として、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のために特別支援教育を着実に進めていく必要がある。第4期埼玉県教育振興基本計画では特別支援教育の推進を施策の方向性として、インクルーシブ教育システムの構築を目指すことを掲げている。

### 1 特別支援教育の推進

#### (1) インクルーシブ教育システムとは

インクルーシブ教育システムとは、障害者の権利に関する条約に基づく障害のある者となない者が共に学ぶ仕組みである。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。また、小・中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であり、今後も特別支援教育を着実に進めていく必要があることを理解させる。

#### (2) 特別支援教育とは

特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであることをおさえる。また、通常の学級に在籍するLD等の発達障害のある児童生徒への適切な支援という観点から、通常の学級も含め、全ての小・中学校等においても取り組むものであることを理解させる。

この特別支援教育の考え方は、子供たち一人一人に応じた丁寧な指導・支援にも結び付き、「確かな学力の育成」「豊かな心の育成」「自立する力の育成」にもつながることを理解させる。

#### (3) 校内委員会と特別支援教育コーディネーター

学習又は生活上の困難を抱えている児童生徒に適切な支援を行うには、担任一人に関わるのではなく、学校全体で支援していく体制が必要であることをおさえる。そのために本県ではすべての小・中学校等において、発達障害を含む障害のある、もしくはある

と思われる児童生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行うための校内委員会が設置され、すべての小・中学校等及び特別支援学校で、関係機関との連絡調整及び保護者に対する窓口として特別支援教育コーディネーターが指名されていることを理解させる。

#### **(4) 実態把握と特別支援教育のノウハウの活用**

教員は、特別な教育的支援の必要な児童生徒の状況をいち早くキャッチし、児童生徒が示している行動などに共感しながら支援をしていく必要があることをおさえる。子供の実態を把握し、その子供の持っている可能性を最大限に引き出すことは、他の児童生徒も含めた学級全体の児童生徒理解を深めていくことにつながる。その際、課題となるところだけに焦点を当てるのではなく「〇〇までできた」「〇〇ならできる」など、本人が好きなことや得意なことにも注目していくようにする。

指導に当たっては、児童生徒が示している行動の意図や意味を探り、共感しながら支援をしていく必要がある。言葉による指導は端的に「一目で分かる工夫」を心がけ、肯定的な言葉かけにより自信をつけさせること、そして何よりも、笑顔で子供に寄り添った対応をしていくことの重要性を理解させる。

#### **(5) 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用**

小・中学校等の通常の学級には、診断の有無に関わらず、教育的支援が必要な児童生徒が在籍している。このような児童生徒については、障害の状態等に即した適切な指導や支援を行うことが求められる。そのためには、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、活用していく必要があることを理解させる。

埼玉県では、「個別の教育支援計画」の中に「個別の指導計画」の機能を取り込み、「教育支援プランA・B」として総論・各論的又は長期・短期的な観点からお互いの機能を補完するような総合的な計画を示している。

##### **ア 個別の教育支援計画（教育支援プランA）**

特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人のニーズに応じた適切な支援を行うために、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫し、教育・福祉・医療・労働等の関係機関が連携して支援するための計画である。3年間を1サイクルとして作成し、毎年、評価・改善・更新を行い、3年後には引継ぎ資料としてまとめる。

##### **イ 個別の指導計画（教育支援プランB）**

特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導・支援を行うために、指導目標・内容・支援の方法を盛り込んだ学校における指導・支援の計画である。1年サイクルで作成し、原則として学期毎に評価・改善・更新を行い、年度末には引継ぎ資料としてまとめる。

教育支援プランA・Bは保護者と十分に相談し、学校が作成するものである。また、

保護者には教育支援プランA・Bの写しを提供することをおさえておく。併せて、関係機関との連携には、本人・保護者の了承を得た上で活用することを理解させる。

## (6) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有することをおさえる。

また、交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があることにも触れておく。

## (7) 合理的配慮とは

合理的配慮は、障害者の権利に関する条約において提唱された概念であり、平成24年7月の中央教育審議会初等中等教育分科会報告では、「障害のある子供が、他の子供と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。なお、平成28年4月施行の障害者差別解消法において、行政機関における合理的配慮の不提供の禁止が法的に義務付けられている。

合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて個別に決定されるものであり、各学校の設置者及び学校は、興味・関心、学習上または生活上の困難、健康状態などの子供の状態把握を行う必要がある。これを踏まえて、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、合理的配慮の観点をもとに、本人及び保護者と合理的配慮について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいということを理解させる。

また、合理的配慮の決定後も、子供一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に見直しができることを共通理解することが重要である。

## 2 支援籍

### (1) 支援籍とは

支援籍とは、障害のある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校または学級以外に置く本県独自の仕組みである。支援籍は本県のインクルーシブ教育システム構築において重要な取組である。

例えば、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校等に支援籍を置くこと

により、同じ学校のクラスメイトとして各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動など一定程度の学習活動を行うことができる。また、小・中学校等の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、特別支援学級や特別支援学校に支援籍を置いて、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための学習（自立活動）を受けることもできる。支援籍は、一人一人の子供の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる仕組みであることを理解させる。

## **(2) 支援籍学習（通常学級支援籍）の効果**

支援籍学習により、障害のない児童生徒にとっては、障害者に対する差別や偏見といった心の障壁が取り除かれ、障害のある児童生徒にとっては、異なる環境に対する適応力や、個別の指導・少人数の指導では身に付けにくい大きな集団での社会性が培われ、さらに地域とのつながりが広がることを理解させる。

特別支援学校においては、障害のある児童生徒に対して、その状態に応じた専門的な指導を受けられる反面、居住地より離れた学校に通学することにより、地域の子供たちと触れ合う機会が少なくなり、地域とのつながりが薄れる傾向にあることから、支援籍はこうした地域の子供たち同士、保護者同士の人間関係の醸成という重要な目的があることを理解させる。



## VII 校内等で研修を実施するための 参考資料

※この資料は、校内等の臨任者・任教者等の研修を行う際の、参考としていただくために作成したもので、校内研修の際に印刷して使用することが可能です。

- |                                     |                                  |
|-------------------------------------|----------------------------------|
| 資料(1)－① 臨時的任用教職員の勤務条件等について          | (I 教員としての心得資料)P32                |
| －② 任期付教職員の勤務条件等について                 | (I 教員としての心得資料)P35                |
| 資料(2) 行動の自己確認表                      | (I 教員としての心得資料)P37                |
| 資料(3) 行動についての自己診断資料                 | (I 教員としての心得資料)P38                |
| 資料(4) 懲戒処分の基準                       | (I 教員としての心得資料)P40                |
| 資料(5) 事故等に関する事例                     | (I 教員としての心得資料)P54                |
| 資料(6) 学校職員の服務                       | (I 教員としての心得資料)P59                |
| 資料(7) 教職員の“こころとからだの健康づくり”           | (I 教員としての心得資料)P65                |
| 資料(8) 「ほめ方・認め方」・「しかり方」を振り返ってみよう     | (III 生徒指導と教育相談資料)P67             |
| 資料(9) 面接相談(カウンセリング)の3段階             | (III 生徒指導と教育相談資料)P68             |
| 資料(10) 面接相談(カウンセリング)の5つの基本的な技法      | (III 生徒指導と教育相談資料)P69             |
| 資料(11) 学級経営の基本的なチェックポイント26          | (IV 学級経営と保護者・地域社会との連携の在り方資料) P70 |
| 資料(12) 保護者への対応                      | (IV 学級経営と保護者・地域社会との連携の在り方資料) P83 |
| 資料(13) 「地域学校協働活動」とは                 | (IV 学級経営と保護者・地域社会との連携の在り方資料) P89 |
| 資料(14) 学校安全                         | (V 学校安全資料)P92                    |
| 資料(15) 発達障害等の特別な教育的ニーズのある児童生徒の理解と支援 | (VI 共生社会の形成を目指した特別支援教育の推進資料)P95  |
| 資料(16) 共生社会の形成を目指した特別支援教育の推進        | (VI 共生社会の形成を目指した特別支援教育の推進資料)P102 |

# 資料(1)-①臨時的任用教職員の勤務条件等について

埼玉県教育委員会が任命し、市町村立小・中・義務教育学校・特別支援学校等に勤務する臨時的任用教職員の勤務条件等は次のとおりです。

## 1 臨時的任用の種類及び期間

- (1) 欠員補充等
  - ア 欠員補充
  - イ 長期研修等代替
  - ウ 加配、特別配当等  
地方公務員法第22条の3の適用を受ける。任用期間は6月を超えない期間であり、欠員の状況や勤務実績により、1回に限り6月を超えない期間で更新することがある。(1回の更新を含めても1年以内の任用に限られ、再度更新することはできない。)
- ※ 本務者の研修期間等の変更により任用期間が変更となる場合があります。
- (2) 本務者が勤務できない期間内において、本務者に代わって勤務するもの
  - ア 産休代替 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条の適用を受けるもの。
  - イ 育児休業代替 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の適用を受けるもの。  
ただし、1年を超えて任用することはできない。
  - ウ 病休代替 } 地方公務員法第22条の3の適用を受けるもの。任用期間は1回に限り6月を超えない期間で更新することがある。(1回の更新を含めても1年以内の任用に限られ、再度更新することはできない。)
  - エ 休職代替
  - オ 介護休暇代替
- ※ 本務者の休暇期間等の変更により任用期間が変更となる場合があります。

## 2 勤務場所

各教育事務所管内の市町村立小・中・義務教育学校・特別支援学校及び給食共同調理場(学校栄養職員)

## 3 職務内容

次のような業務を行います。

- (1) 教科指導
- (2) 学級担任等
- (3) 校務分掌
- (4) 生徒・進路・保健指導等
- (5) クラブ・部活動指導
- (6) 庶務、経理等(事務職員)
- (7) 栄養管理、栄養指導、献立作成等(学校栄養職員)
- (8) 所属長が定める職務等の分担

## 4 任用等

- (1) 埼玉県教育委員会が任命し、給与は埼玉県から支給されます。
- (2) 身分は、市町村立小・中・義務教育学校・特別支援学校等を設置する市町村の職員となります。

## 5 服 務

市町村教育委員会の定める学校職員の服務に関する規定の適用を受け、市町村教育委員会による服務の監督を受けます。

## 6 勤務日及び勤務時間

(「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」によります。)

- (1) 日曜日及び土曜日は週休日となります。
- (2) 国民の祝日等の休日は、特に勤務が命じられない限り勤務することを要しません。
- (3) 勤務時間の割振りは市町村教育委員会が行います。

## 7 休 暇（「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」によります。）

- (1) 年次休暇は、あらかじめ定められた任用期間に基づいて、一定の日数が付与されます。なお、埼玉県教育委員会の発令による臨時的任用期間中の任期満了後、新たに埼玉県教育委員会に採用された臨時的任用教職員の年次休暇の日数は、新たな任用の期間に応じた年次休暇の日数に、直前の臨時的任用期間中の残日数（20日を超える場合にあっては20日）を加えた日数とします。
- (2) 特別休暇は、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」によります。（出産休暇、子育て休暇、夏季休暇、介護休暇等）

## 8 給 与

- (1) 給与は、県の条例に基づき、給料、教職調整額（教員のみ支給）、地域手当、義務教育等教員特別手当（教員のみ支給）等が支給されます。また、支給要件に該当する場合には、通勤手当、扶養手当等の諸手当が支給されます。
- (2) 期末・勤勉手当は、県の条例に基づき、在職期間等に応じて支給されます。ただし、他の地方公共団体の職員として勤務していた期間は、在職期間に通算しません。（県の給与条例の適用職員を除く。）
- (3) 給与は毎月21日に支給されます。また、期末・勤勉手当は6月30日及び12月10日に支給されます。なお、支給日が土曜日、日曜日、休日等に当たる場合は繰り上げて支給されます。また、月の途中から任用された場合には、事務処理上、任用直後の給与支給定日には支給が間に合わないことがあります。
- (4) 給料月額は、県の基準に基づき、職種ごとに学歴や職歴に応じて決定されます。

## 9 退 職

- (1) 臨時的任用教職員は、任用期間の満了により退職となります。
- (2) 次のような場合は、任用期間中であっても退職となる場合があります。
  - ア 勤務成績が良好でない場合
  - イ 本務者の休暇期間等が変更になる場合
  - ウ 臨時的任用教職員本人の心身の故障等により、職務の遂行に支障がある場合

## 10 退職手当

- (1) 常勤職員（暫定再任用職員を除く。）となった日から退職日までの引き続き勤続期間が6月以上ある場合、退職手当の支給対象者となります。
- (2) 勤続期間12月以上※で退職した職員のうち、(1)の退職手当の額が「雇用保険法の基本手当に相当する額（いわゆる失業給付相当額）」に満たない者で、必要な手続を行ったうえ、公共職業安定所へ求職申込みをし、失業と証明された者には、「職員の退職手当に関する条例」に基づき、失業者の退職手当が支給されます。  
※ 退職時65歳以上の場合6月以上

## 11 雇用保険の適用

任用期間が31日以上6月未満の臨時的任用教職員のうち、退職手当の受給が見込めない者が加入します。

雇用保険への加入手続等は教職員課県費事務担当で行います。また、保険料は本人負担分を給与から控除します。

※ 原則として、雇用保険は任期満了等により資格喪失となりますが、その後の任用状況によっては、引き続き被保険者資格を有する場合があります（不明な点がある場合は、教職員課県費事務担当へお問い合わせください。）。

## 12 社会保険の適用

- (1) 保険適用（健康保険（共済組合）、年金保険（日本年金機構））

臨時的任用教職員は2か月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定められた期間を超えて使用されることが見込まれない者を除き、健康保険については、公立学校共済組合、年金保険については、日本年金機構の厚生年金被保険者となります（この組合員を短期組合員といいます。）。

健康保険（共済組合）への加入手続等は、所定の様式を各配属先の校長を経

由して福利課（共済組合）に提出することとなります。詳細は各配属先の事務職員に御確認ください。

年金保険への加入手続等は教職員課県費事務担当で行います。不明な点がある場合は、教職員課県費事務担当へお問い合わせください。

※ 原則として、任期終了の翌日に資格喪失となりますが、その後の任用状況によっては、資格が引き続く場合があります（組合員資格が継続となるかについては、各配属先の校長に御確認ください。）。

(2) 福利厚生

公立学校共済組合及び（一財）埼玉県教職員互助会が実施する各種福利厚生事業については、原則として申込み時及び利用時に組合員・会員資格があれば、参加等が可能となります。

なお、公立学校共済組合員は埼玉県教職員互助会員資格も有するため、埼玉県教職員互助会員資格が付与されます。

詳細については、各配属先で配布される「福利のしおり」を御確認ください。

(3) 年金を受給している方は、年金の全部または一部が支給停止されることがあります。

### 13 公務・通勤災害補償

公務中や通勤途上の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡）について、地方公務員災害補償基金の認定を受けた場合は、地方公務員災害補償法の規定により補償が行われます。

# 資料(1)-②任期付教職員の勤務条件等について

埼玉県教育委員会が任命し、市町村立小・中・義務教育・特別支援学校等に勤務する任期付教職員の勤務条件等は次のとおりです。

## 1 任期付教職員の種類

- (1) 本務者が勤務できない期間内において、本務者に代わって勤務する者
  - ア 育児休業代替 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の適用を受ける者
  - イ 配偶者同行休業 地方公務員法第26条の6第7項第1号の適用を受ける者
- ※ 本務者の休業期間の変更により任用期間が変更となる場合があります。

## 2 勤務場所

各教育事務所管内の市町村立小・中・義務教育・特別支援学校及び給食共同調理場(学校栄養職員)

## 3 職務内容

次のような業務を行います。

- (1) 教科指導
- (2) 学級担任等
- (3) 校務分掌
- (4) 生徒・進路・保健指導等
- (5) クラブ・部活動指導
- (6) 庶務、経理等(事務職員)
- (7) 栄養管理、栄養指導、献立作成等(学校栄養職員)
- (8) 所属長が定める職務等の分担

## 4 任用等

- (1) 埼玉県教育委員会が任命し、給与は埼玉県から支給されます。
- (2) 身分は、市町村立小・中・義務教育・特別支援学校等を設置する市町村の職員となります。

## 5 服 務

市町村教育委員会の定める学校職員の服務に関する規定の適用を受け、市町村教育委員会による服務の監督を受けます。

## 6 勤務日及び勤務時間

(「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」によります。)

- (1) 日曜日及び土曜日は週休日となります。
- (2) 国民の祝日等の休日は、特に勤務が命じられない限り勤務することを要しません。
- (3) 勤務時間の割振りは市町村教育委員会が行います。

## 7 休 暇

- (1) 年次休暇は、あらかじめ定められた任用期間に基づいて、最大年間20日の日数が付与されます。
- (2) 特別休暇等は、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」によります。  
(出産休暇、子育て休暇、夏季休暇、介護休暇等)

## 8 給 与

- (1) 給与は、県の条例に基づき、給料、教職調整額(教員のみ支給)、地域手当、義務教育等教員特別手当(教員のみ支給)等が支給されます。また、支給要件に該当

する場合には、通勤手当、扶養手当等の諸手当が支給されます。

- (2) 期末・勤勉手当は、県の条例に基づき、在職期間等に応じて支給されます。ただし、他の地方公共団体の職員として勤務していた期間は、在職期間に通算しません。(県の給与条例の適用職員を除く。)
- (3) 給与は毎月21日に支給されます。また、期末・勤勉手当は6月30日及び12月10日に支給されます。  
なお、支給日が土曜日、日曜日、休日等に当たる場合は繰り上げて支給されます。  
また、月の途中から任用された場合には、事務処理上、任用直後の給与支給定日には支給が間に合わないことがあります。
- (4) 給料月額は、県の基準に基づき、職種ごとに学歴や職歴に応じて決定されます。

## 9 退職

- (1) 任期付教職員は、任用期間の満了により退職となります。
- (2) 次のような場合は、任用期間中であっても退職となる場合があります。
  - ア 勤務成績が良好でない場合
  - イ 本務者の休業期間が変更になる場合
  - ウ 任期付教職員本人の心身の故障等により、職務の遂行に支障がある場合

## 10 退職手当

- (1) 常勤職員（暫定再任用職員を除く。）となった日から退職日までの引き続き勤続期間が6月以上ある場合、退職手当の支給対象となります。
- (2) 勤続期間12月以上※で退職した職員のうち、(1)の退職手当の額が「雇用保険法の基本手当に相当する額（いわゆる失業給付相当額）」に満たない者で、必要な手続を行ったうえ、公共職業安定所へ求職申込みをし、失業と証明された者には、「職員の退職手当に関する条例」に基づき、失業者の退職手当が支給されます。  
※ 退職時65歳以上の場合6月以上

## 11 社会保険の適用

- (1) 保険適用（健康保険（共済組合）、年金保険（共済組合））  
任期付教職員は2か月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定められた期間を超えて使用されることが見込まれない者を除き、公立学校共済組合に一般組合員（長期・短期とも）として加入します。  
加入の手続き等は、所定の様式を各配属先の校長を経由して福利課に提出することとなります。詳細は各配属先の事務職員に御確認ください。  
※ 原則として、任期終了の翌日資格喪失となりますが、その後の任用状況によっては、引き続き組合員資格を継続する場合があります（組合員資格が継続となるかについては、各配属先の校長に御確認ください。）。
- (2) 福利厚生  
公立学校共済組合及び（一財）埼玉県教職員互助会が実施する各種福利厚生事業については、原則として申し込み時及び利用時に組合員・会員資格があれば、参加等が可能となります。  
なお、公立学校共済組合員は埼玉県教職員互助会員資格も有するため、埼玉県教職員互助会員資格が付与されます。  
詳細については、各配属先で配布される「福利のしおり」を御確認ください。
- (3) 年金を受給している方は、年金の全部または一部が支給停止されることがありますので、各配属先の事務職員に御確認ください。

## 12 公務・通勤災害補償

公務中や通勤途上の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡）について地方公務員災害補償基金の認定を受けた場合は、地方公務員災害補償法の規定により補償が行われます。

## 資料(2) 行動の自己確認表

あなたの日頃の行動を振り返り、次に掲げる記述について、チェックをつけてください。なお、チェックに当たっては、行ふべきと考えているかどうかではなく、あなたが実際に行っているかどうかという観点から記入してください。

診 断 項 目	<input checked="" type="checkbox"/>
<b>身だしなみ・態度</b>	
1 身だしなみを整えている。	
2 職員室や学級の机の上を整理整頓している。	
3 いつも明るい表情でいるよう心がけている。	
4 決して感情的になって大声を上げることはない。	
<b>話し方</b>	
5 相手、状況に応じて話す速さを調整している。	
6 内容、状況に応じて声の大小、高低、抑揚を変えている。	
7 要点を押さえて話をする。	
8 敬語を使い、丁寧な言葉遣いをしている。	
<b>書き方</b>	
9 丁寧に字を書くようにしている。	
10 書き順に気をつけている。	
11 一文の長さを短くしようと心掛けている。	
12 分かりやすい言葉を使うように心掛けている。	
13 作成した文書は必ず読み返している。	

## 資料(3) 行動についての自己診断資料

清潔感ある身だしなみ、さわやかな態度、気遣いが感じられる話し方、分かり易い文書、これらはいずれも接遇の基本です。

### 身だしなみ・態度

- 1 清潔感のある服装、髪型などに心掛けます。自分が相手からどう見られているかを意識し、身だしなみをチェックします。
- 2 あなたは机の上を整理しなくてもどこに何があるか分かっているかもしれませんが、整理整頓されていない机を見た人は、あなたを「だらしない人」と思い、あなたの仕事に対しても不信感をもちます。
- 3 親しみやすい態度は、相手により印象を与え、相手はあなたに親近感を覚え、心を開いてもらえます。
- 4 普段いくら笑顔を振りまいても、一度でも感情にまかせて怒りの声をあげてしまったら、相手はあなたに対する親近感を失ってしまいます。感情的になることなく、常に冷静さを失わないようにします。

### 話し方

- 5 どのくらいの速さで話すことが望ましいかは、相手や状況によって異なります。相手の反応を確かめながら、話す速さを調整します。
- 6 話す言葉は同じでも、声の大小、高低、抑揚によって、相手が話をどう受け取るかは異なります。話の内容、状況によって声を調整し、相手に正確に理解されるように努めます。
- 7 長く話をすれば相手の理解が深まるというわけではありません。何を伝えるべきか、ポイントは何かを整理し、要領よく話をすることです。話したいことをメモにして、それに基づいて話すことも一案です。
- 8 相手を敬うことは、接遇の基本です。そして、敬いの気持ちを表す言葉が敬語です。まず、相手を敬う気持ちを持ち、かつ、自然に敬語が使えるように努めてください。敬語は会話の潤滑油となります。

### 書き方

- 9 文書を手書きにするときは、相手を読めるように丁寧に書きます。字はあなたの言いたいことを表す手段であるだけでなく、相手に読んでもらうためのものです。また、丁寧な字はあなたの誠実さを相手に伝えます。
- 10 漢字の書き順など、誤った書き順を思い込みで書いてしまうことがあります。文字を書くときは書き順にも気を付けます。あなたの文字の書き方を見て、子供たちは書き順を学ぶので、正しい書き順で文字を書くことを意識してください。

- 11 文書は、内容を正確に表そうとして長くなる傾向があります。確かに正確さは重要ですが、長い文は読みにくいだけでなく、読みたいという気持ちさえ失わせます。箇条書きや図表を使い、正確さを損なうことなく、読みやすい文書にします。
- 12 あなたは、法令用語や専門用語を用いていませんか。相手が理解しやすいように、分かり易い用語に言い換えたり、分かりづらい用語を使うときには解説を付けたりするようにします。
- 13 書いているときには、自分の言いたいことを書く気持ちが強く、それを読んだ人がどう感じるのか、読みやすいかなどに気付きにくいと言えます。いったん作成した文書は、必ず読み手の視点で読み返してください。

## 資料（４） 懲戒処分の基準

埼玉県教育委員会

（平成 16 年 11 月 11 日議決）

（平成 18 年 10 月 13 日改正）

（平成 19 年 2 月 14 日改正）

（平成 20 年 4 月 24 日改正）

（平成 27 年 4 月 27 日改正）

（平成 28 年 6 月 8 日改正）

（令和 2 年 7 月 10 日改正）

（令和 3 年 3 月 22 日改正）

（令和 5 年 12 月 1 日改正）

### 第 1 基本事項

本基準は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断するものとする。個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることができる。

また、懲戒処分を行わないことに相当の理由があると認められるときは、懲戒処分以外の訓告等の措置を行うこともできる。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

### 第 2 標準例

#### 1 一般服務関係

(1) 欠勤

ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。

ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、戒告とする。

(3) 休暇等の虚偽申請

病気休暇等について虚偽の申請をした職員は、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(5) 職場内秩序を乱す行為

ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員は、停職又は減給とする。

イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員は、減給又は戒告とする。

(6) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。

(7) 秘密漏えい

ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員は、免職とする。

イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上知ることのできた秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(8) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権をらん用して、専ら職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。

(9) 個人情報盗難、紛失又は流出

過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させ、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職又は減給とする。

(10) 違法な職員団体活動

ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は県の機関（県費負担教職員については、市町村の機関）の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、唆し、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。

(11) 政治的目的を有する文書の配布

地方公務員法第36条第2項又は教育公務員特例法第18条の規定に基づく国家公務員法第102条第1項の規定に違反して、政治的目的を有する文書を配布した職員は、戒告とする。

(12) 営利企業従事等

許可なく営利企業に従事等した職員は、減給又は戒告とする。

(13) 公文書の不適正な取扱い

ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員は、免職又は停職とする。

イ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(14) 収賄

賄賂を収受した職員は、免職とする。

(15) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。

イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい（5(16)に該当するものを除く。）等の性的な言動（以下

「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した職員は、停職又は減給とする。この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執ように繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。

ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告とする。

(16) パワー・ハラスメント

ア パワー・ハラスメント(パワー・ハラスメントの防止等に関する要綱第2条に規定するパワー・ハラスメントをいう。以下同じ。)を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員は、停職又は減給とする。

ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員は、免職、停職又は減給とする。

(17) 不適正な事務処理

事務処理に適正さを欠き、公務の運営に重大な支障を与え、又は県民等に重大な損害を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(18) コンピュータの不適正使用

コンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障などを生じさせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において、県民に損害を与えるなど公務の運営に重大な支障を生じさせたときは、停職とする。

(19) 入札談合等に関与する行為

県(県費負担教職員については、市町村)が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職とする。

2 公金公物取扱い関係

(1) 横領

公金又は公物（県（県費負担教職員については、市町村を含む。以下同じ。）が構成員となっていることや、県から補助金等が交付されているなど、県と密接な関連を有する関係団体の財産を含む。以下同じ。）を横領した職員は、免職とする。

(2) 窃取

公金又は公物を窃取した職員は、免職とする。

(3) 詐取

人を欺いて公金又は公物を交付させた職員は、免職とする。

(4) 紛失

公金又は公物を紛失した職員は、戒告とする。

(5) 盗難

重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った職員は、戒告とする。

(6) 公物損壊

故意に職場において公物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

(7) 出火・爆発

過失により職場において公物の出火、爆発を引き起こした職員は、戒告とする。

(8) 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に条例等に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。

(9) 公金公物処理不適正

自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした職員は、減給又は戒告とする。

3 交通事故・交通法規違反関係

(1) 酒酔い運転及び酒気帯び運転での交通事故

ア 酒酔い運転又は酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせた職員は、免職とする。

イ 酒酔い運転又は酒気帯び運転で他人の財産等に損害を与えた職員は、免職又は停職とする。

(2) 無免許運転での交通事故

ア 無免許運転で人を死亡させた職員は、免職とする。

イ 無免許運転で人に重篤な傷害を負わせた職員は、免職又は停職とする。

- ウ 無免許運転で人に傷害を負わせた職員は、停職とする。
- エ 無免許運転で他人の財産等に損害を与えた職員は、停職又は減給とする。

(3) 速度違反（超過速度25km/h以上）での交通事故

- ア 速度違反で人を死亡させた職員は、免職とする。
- イ 速度違反で人に重篤な傷害を負わせた職員は、停職とする。
- ウ 速度違反で人に傷害を負わせた職員は、停職又は減給とする。
- エ 速度違反で他人の財産等に損害を与えた職員は、減給又は戒告とする。

(4) その他の法規違反による交通事故

- ア 上記(1)から(3)まで以外の法規違反で人を死亡させた職員は、停職とする。
- イ 上記(1)から(3)まで以外の法規違反で人に重篤な傷害を負わせた職員は、減給又は戒告とする。
- ウ 上記(1)から(3)まで以外の法規違反で人に傷害を負わせた職員は、戒告とする。

(5) 交通法規違反

- ア 酒酔い運転又は酒気帯び運転をした職員は、免職又は停職とする。
- イ ア以外の悪質な交通法規違反をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

(6) 飲酒を勧める行為・飲酒運転車両への同乗

- ア 酒酔い運転又は酒気帯び運転となることを知りながら飲酒を勧めた職員は、免職又は停職とする。
- イ 酒酔い運転又は酒気帯び運転であることを知りながら同乗した職員は、停職又は減給とする。
- ウ ア又はイの場合で、飲酒を勧めた職員又は同乗した職員が飲酒運転をした者を管理監督する職にあるときは、処分を加重する。

(注) 処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮の上判断するものとする。

#### 4 児童生徒に対する非違行為関係

(1) 体罰等

- ア 体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重篤な後遺症を負わせた職員は、免職とする。

イ 体罰を常習的に加えていたとき、悪質な態様の体罰を行ったとき、又は体罰を加えた事実を隠蔽したときは、当該職員は停職又は減給とする。

ウ ア又はイ以外で、体罰により、児童生徒に傷害を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

エ アからウまで以外で、体罰を加えた職員は、戒告とする。

オ 常習的な若しくは悪質な態様の暴言、威嚇若しくは児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導などの不適切な指導を行った職員、又は暴言、威嚇若しくは児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導などの不適切な指導を行った事実を隠蔽した職員は、停職、減給又は戒告とする。

## (2) 児童生徒性暴力等

ア 教育職員等（教育職員（教育職員免許法第2条第1項に規定する教育職員をいう。）並びに学校の校長、副校長、教頭、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。以下同じ。）が教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（以下「児童生徒性暴力防止法」という。）第2条第3項各号に規定する次の行為を行った場合はいずれも免職とする。

(ア) 児童生徒等（児童生徒性暴力防止法第2条に規定する児童生徒等をいう。以下同じ。）に性交等をする事又は児童生徒等をして性交等をさせる事（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。

(イ) 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせる事（（ア）に掲げるものを除く。）。

(ウ) 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（（ア）及び（イ）に掲げるものを除く。）。

(エ) 児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安

を覚えさせるような行為をすること又は児童生徒等をしてそのような行為をさせることであって、心身に有害な影響を与えるもの（（ア）から（ウ）までに掲げるものを除く。）。

（オ）児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをするもの（（ア）から（エ）までに掲げるものを除く。）。

イ ア以外で、教育職員等が児童生徒等に対しわいせつな言辞等の性的な言動などの不適切な行為を行った場合は、停職又は減給とする。

ウ 教育職員等以外の学校（学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）において児童生徒等と接する業務（当該学校の管理下におけるものに限る。）に従事する職員が当該学校の児童生徒等に対し、ア（ア）から（オ）までに規定するいずれかの行為を行った場合は、免職とする。また、ア（ア）から（オ）までに規定する行為以外で、当該学校の児童生徒等に対しわいせつな言辞等の性的な言動などの不適切な行為を行った場合は、停職又は減給とする。

エ アに規定する職員（エにおいて、教育職員、実習助手又は寄宿舎指導員として採用された者に限る。）で、人事異動に伴い、アに規定する職員でなくなった者が異動後にア（ア）から（オ）までに規定するいずれかの行為を行った場合は、免職とする。また、ア（ア）から（オ）までに規定する行為以外で、児童生徒等に対しわいせつな言辞等の性的な言動などの不適切な行為を行った場合は、停職又は減給とする。

オ ウに規定する職員で、人事異動に伴い、ウに規定する職員でなくなった者又は他の学校に異動した者が、異動前の学校の児童生徒等に対し、ア（ア）から（オ）までに規定するいずれかの行為を行った場合は、職責等を勘案し、免職、停職又は減給とする。また、ア（ア）から（オ）までに規定する行為以外で、児童生徒等に対しわいせつな言辞等の性的な言動などの不適切な行為を行った場合は、停職又は減給とする。

（注）アからオまでのいずれの行為についても、児童生徒等の同

意の有無を問わない。また、児童生徒等のうち、学校に在籍するものについては、年齢を問わない。

(注) 処分を行うに際しては、児童生徒性暴力防止法の趣旨を考慮の上、判断するものとする。

## 5 その他の非行関係

### (1) 放火

放火をした職員は、免職とする。

### (2) 殺人

人を殺した職員は、免職とする。

### (3) 傷害

人の身体を傷害した職員は、停職、減給又は戒告とする。

### (4) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。

### (5) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

### (6) 横領

ア 自己の占有する他人の物を横領した職員は、免職又は停職とする。

イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員は、減給又は戒告とする。

### (7) 窃盗・強盗

ア 他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職とする。

イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。

### (8) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職とする。

### (9) 賭博

ア 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 常習として賭博をした職員は、停職とする。

### (10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用

麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した職員は、免職とする。

### (11) 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、減給又は戒告とする。

(12) わいせつな行為等（４（２）に該当するものを除く。）

法律又は条例に違反して、性交等又はわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。

(13) 痴漢行為（４（２）に該当するものを除く。）

公共の場所又は乗物において痴漢行為をした職員は、免職又は停職とする。

(14) 盗撮行為等（４（２）及び５（15）に該当するものを除く。）

法律又は条例に違反して盗撮行為又はのぞき行為を行った職員は、免職又は停職とする。

(15) 性的な姿態の撮影等（４（２）に該当するものを除く。）

法律に違反して、性的な姿態を撮影し、性的影像記録を提供又は保管し、性的な姿態の影像を送信し、送信された性的姿態等の映像を記録等する行為のいずれか又は全てをした職員は、免職又は停職とする。

(16) ストーカー行為

法律又は条例に違反してストーカー行為を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、ストーカー行為を執ように繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、免職又は停職とする。

## 6 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠蔽、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠蔽し、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

## 不祥事防止のためのチェックポイント

### ＜飲酒運転防止のためのチェックポイント＞

チェック項目	自己点検
○ 量の多少にかかわらず、飲酒したら絶対に車（自転車も含む）を運転しないか。	
○ 飲酒の翌日であっても、アルコールが検出されることがあることを十分認識しているか。	
○ 「少し酔いをさませば」という安易な判断が、重大事故に繋がることを十分認識しているか。	
○ 飲酒運転の危険性及び事故の悲惨さについて、被害者やその関係者の立場に立って考えることができるか。	
○ 車を運転する者に酒をすすめた者も、同乗した者も同罪であることを十分認識しているか。	

### 【関係法令等】

- 道路交通法第65条（要約）
  - ① 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。
  - ② 何人も、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。
- 道路交通法第117条の2第1号（要約）
 

酒に酔った状態（正常な運転ができない恐れがある状態）で運転した者は5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条（要約）
 

アルコールまたは薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、人を負傷させた者は15年以下の懲役、死亡させた者は1年以上の有期懲役（危険運転致死傷）
- 刑法第211条（要約）
 

業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。（業務上過失致死傷等）

### <わいせつ行為等防止のためのチェックポイント>

チェック項目	自己点検
○ SNS等を使って、児童生徒と私的なやりとりをしない。	
○ 密室になるような部屋等で個人指導をしない。	
○ 児童生徒を自家用車に乗せない。	
○ 児童生徒と校外で会わない。	
○ 児童瀬戸の身体の不必要に接触しない。	
○ 児童生徒と絶対に交際しない。	

#### 【関係法令等】

- 刑法第174条  
公然とわいせつな行為をした者は、6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。(公然わいせつ)
- 刑法第176条  
13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。(強制わいせつ)
- 刑法第178条(要約)  
人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。又、性交等をした者も同様とする。(準強制わいせつ及び準強制性交等)
- 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第4条  
児童買春をした者は、5年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。
- 埼玉県迷惑行為防止条例第2条の2第2項  
何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような行為であつて、次に掲げるものをしてはならない。  
一 衣服等の上から又は直接人の身体に触れること。  
二 前号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること(前項に該当するものを除く。)  
(卑わいな行為の禁止)
- 埼玉県迷惑行為防止条例第12条(要約)  
第2条の2第2項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 埼玉県迷惑行為防止条例第12条第4項(要約)  
常習として第二項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項(要約)  
この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。  
1 児童生徒等に性交等を行うこと又は児童生徒等をして性交等をさせること。  
2 児童生徒等にわいせつな行為を行うこと又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること。

- 3 いわゆる「児童ポルノ法」第五条から第八条までの罪に当たる行為をすること。
  - 4 児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは不安を覚えさせるようなものをする事又はそのような行為をさせること。
    - イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること。
    - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
  - 5 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事。
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第3条  
教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。
  - 不同意性交等罪（5年以上の有期懲役）・不同意わいせつ罪（6月以上10年以下の懲役）
    - ・性交等の定義の拡大  
罪の成立に必要な要件として、①暴行または脅迫 ②心身の障害 ③アルコール又は薬物の影響 ④睡眠その他の意識不明 ⑤同意しない意思を表すいとまを与えない ⑥恐怖・驚愕させる ⑦虐待に起因する心理的反応 ⑧経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮(教師・生徒などの立場) など、具体的に8つの行為を示した。
    - ・性交同意年齢の引き上げ  
13歳以上16歳未満の者との性交等については、行為者が5歳以上上である場合に限り、処罰の対象とされる。
  - 性的姿態等撮影罪（3年以下の懲役または300万円以下の罰金）の新設

### <体罰防止のためのチェックポイント>

チェック項目	自己点検
○ 児童・生徒の考えや言い分が、教師の考えや意見と異なっても、その指導に当たっては冷静に対応しているか。	
○ 児童・生徒に対して、威圧感を与えたり、威嚇するなどの手法を生徒指導だと勘違いしていないか。	
○ 児童・生徒の家庭環境や性格・個性などを考慮して指導しているか。	
○ 児童・生徒に対する言葉遣いが乱暴になっていないか。	
○ 特定の児童・生徒に対し、いらだつ気持ちをもっていないか。	
○ 体罰を見た時、その場で止めたり、管理職に報告したりすることができるか。	

#### 【関係法令等】

- 学校教育法第11条  
校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- 地方公務員法第32条  
職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
- 刑法第204条  
人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。（傷害）
- 刑法第208条  
暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。（暴行）
- 民法第709条  
故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。（不法行為による損害賠償）

#### ※ 参考

体罰とは・・・

- 1 学校教育法第11条いう「体罰」とは、懲戒の内容が身体的性質のものである場合を意味する。すなわち、
  - (1) 身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る・蹴るの類）がこれに該当することは言うまでもない。
  - (2) 被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒もまたこれに該当する。たとえば正座・直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるというような懲戒は体罰の一種と解されなければならない。

## 資料(5) 事故等に関する事例

「交通事故防止リーフレット」より



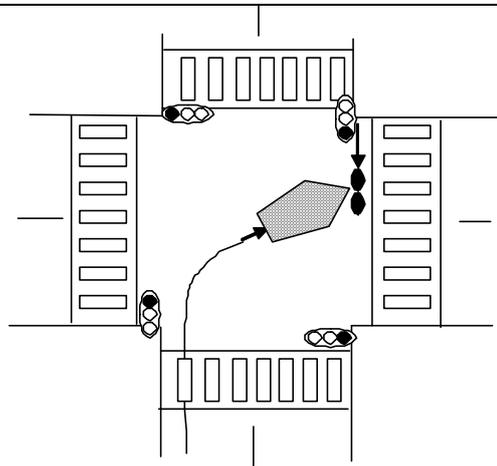
急がず慌てず  
余裕をもって  
出勤を！

### 事例 1

出勤途中、右折した際に自転車と接触した例

1月のある朝、自動車で出勤途中、交差点を青信号で右折した際、対面方向から直進してきた自転車と接触し転倒させた。

自動車のフロントガラスについての霜で右側がよく見えないまま、家を出た直後であった。相手方は、頸椎捻挫や後頭部打撲で全治10日間。



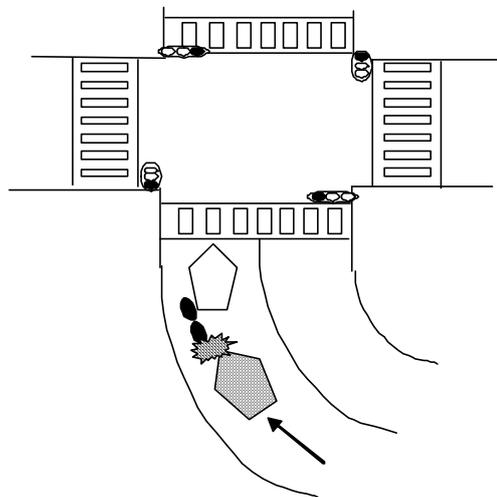
### 事例 2

出勤途中、太陽光が目に入り、信号待ちの自転車に追突した例

12月のある朝、自動車で出勤する途中、カーブを曲がった際、太陽光の乱反射に目がくらんで、赤信号で停車していた自転車後部に追突した。

通勤路で、信号があることは、分かっているが速度をゆるめたが、まぶしく自転車に気付かなかった。

相手方は、腰椎及び頸椎捻挫や過換気症候群で全治2週間。



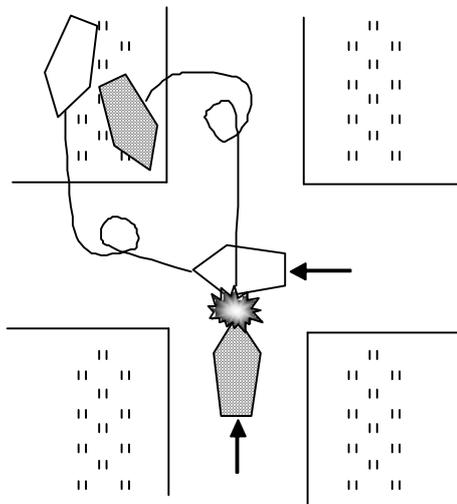
### 事例 3

相手が止まってくれるだろうと思い、軽自動車と衝突した例

12月のある朝、自動車で出勤する途中、見通しがよく信号機のない農道交差点で、右方向から走行してきた軽自動車の左側面に衝突した。

軽自動車が交差点手前で止まってくれるだろうと思い、そのまま交差点を通過しようとした。

相手方の助手席同乗者は内臓破裂により死亡し、運転者は肋骨骨折等の重傷。



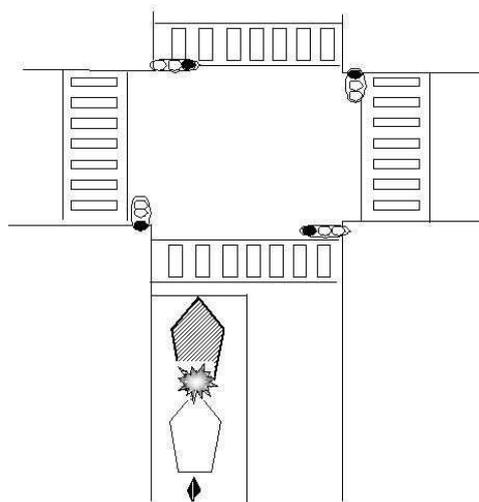
**飲んだら乗るな！**

**飲酒運転には、  
厳しい処分！！**

### 事例 4

信号待ちをされていて自動車に追突され、酒気帯び運転が発覚した例

4月のある早朝、前日午後10時過ぎまで飲酒した後就寝し、車を運転して出勤する途上、交差点で赤信号となったために停車したところ、追突され、加害者とともに警察の事情聴取を受けた。その際、酒気帯び運転であることが発覚した。



「個人情報の管理に係る研修会資料」より

## 事例5 【車上荒らし】

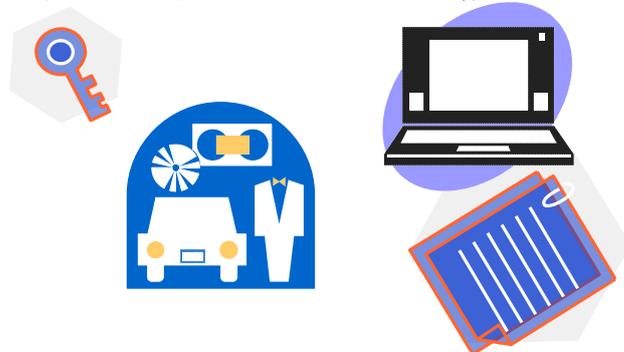
A教諭は、担任する学級の児童の指導要録を自宅で整理するため、午後、指導要録をバッグに入れて校外に持ち出し、自家用自動車で帰宅する途中、借りていた書籍を返却するため図書館に立ち寄った。

図書館の駐車場に駐車した際、バッグを自動車の後部座席に置いたまま、ドアの施錠をせずに、約10分間、自動車を離れた。

自動車に戻ると、その間に何者かによってバッグが盗難に遭っている事に気付いた。

A教諭は、バッグ内にあった財布とともに指導要録を盗まれた。

A教諭は、指導要録の持ち出しについて、校長には話していなかった。



### 《類似の事例》

- ・ レストランの駐車場に施錠の上駐車しておいた自家用自動車のドアがこじ開けられ、ノートパソコンが盗まれた。パソコンには、児童生徒の氏名、電話番号等が入力してあった。
- ・ 学校の職員駐車場に駐車しておいた自家用自動車の窓ガラスが割られ、バッグが盗まれた。バッグには、生徒名簿や成績データを入力していた個人用のパソコンが入っていた。
- ・ 自宅前の駐車場に駐車しておいた自家用自動車盗まれた。車内には家庭訪問で使用する家庭調査票が置いてあった。

## 事例6 【飲酒】

B教諭は、退勤後、同僚と3人で学校近くの居酒屋で、飲酒をしながら夕食をとった。しばらくして店を出て、帰宅するために電車に乗った。乗車後、持っていたバッグを網棚に置き、座席に腰かけてすぐに寝入ってしまった。

終着駅でB教諭は、駅員に起こされたが、その際、網棚に置いてあったバッグがなくなっていることに気付いた。

バッグには、翌日の土曜日に自宅で作成するために学校から持ち出した、担任クラス生徒の通知票が入っていた。



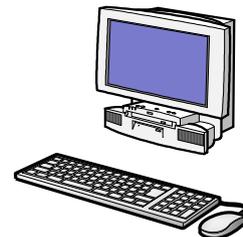
### 《類似の事例》

- ・ 退勤途中に飲酒し、帰宅途中、駅のホームのベンチでうたた寝をしてしまったところ、持っていたバッグを盗まれた。バッグの中には、児童の氏名、住所、生年月日等が記され、顔写真が貼付された個人記録カードが入っていた。

## 事例7 【コンピュータ管理】

C教諭は、学校で作成した自分が担任する生徒の個人情報が入力してある表計算ソフトの電子ファイルを、電磁的記録媒体（USBメモリなど）に保存して自宅に持ち帰った。

夕食後、インターネットに接続してある自宅のパソコンで、持ち帰った個人情報を含むデータの処理をしたが、ウィルス対策ソフトが更新されていなかったこともあり、ウィルスに感染してしまい、個人情報がインターネットを介して外部に流出してしまった。



### 《類似の事例》

- ・ 準備室を施錠せずに離れたところ、準備室に置いてあった外付ハードディスクが盗まれた。ハードディスクには、児童の個人情報が含まれたファイルが保存されており、また、そのファイルにはパスワードが施されていない。

※ これらの事例は、県内公立小・中学校、高等学校等で実際にあった事例を参考に作成したものです。

- ・ 各事例について、事故の発生原因及び対応策を考えてみてください。
- ・ ほとんどの事例で、盗まれたバッグの中には、財布、キャッシュカード等が入っており、個人的にも大きな損害を被っています。
- ・ 一方、自己の不注意により、保護されるべき個人情報を危険にさらしてしまった「加害者」としての側面があることを忘れてはいけません。
- ・ 個人情報の盗難・流出事故が、サービス違反行為、公務員に対する信用を著しく傷つける行為であると認められた場合に、懲戒処分となった例があります。
- ・ 管理職に対しても、当該教職員に対する管理監督の責務を十分に果たさなかったと認められる場合には、懲戒処分等の対象となります。
- ・ 侵されたプライバシーは、元の状態に戻すことはできません。大事な個人情報を扱っているという認識を常にもつこと、また、万一に備え、組織的にも危機管理体制を確立していくことが重要です。

## 事例 8 【児童生徒に対する わいせつ行為】

D教諭は、明るい性格で、部活動にも熱心に取り組み、休日の部活動の生徒引率も多かった。部活動の緊急連絡先として、電話番号のみ交換しているところ、部長である生徒Eからの強い要望により、D教諭は生徒Eとのみ LINE の連絡先を交換した。同僚教員からは生徒との LINE の交換は止めた方が良いと言われていたため、少し後ろめたい気持ちもあったが、生徒の申し出を断れなかった。

初めのうちは、当日の部員の欠席連絡などが届く程度であったが、次第に部活の悩みから家庭での悩みも生徒Eから届くようになった。そのメールの文面から、D教諭は生徒Eが自分に好意をもっているのではないかと思いはじめていた。

休日の部活動終了後、D教諭は荷物搬送とともに、忘れ物をしたという生徒Eを学校まで自家用車で送ることとした。車中、LINE で受けていた悩みの相談に乗っていたところ、生徒Eが突然泣き出したため、思わず車を止め抱き寄せた。その時、生徒Eは抵抗しなかったことから、D教諭は生徒Eが自分に好意を持っていると思い込み、その後も同様の行為を繰り返した。徐々に行為はエスカレートしていき、車内で性行為に至った。異変に気付いた母親が生徒Eを問い詰め、事件が発覚。保護者が学校に通報した。

### 教職員からのわいせつ行為を受けた児童生徒の声

- ・悩み相談に乗ってくれるなど心の支えにもなってくれた先生に対し、心を開いていた。しかし、行為がエスカレートしていくにつれ、だんだん怖くなり、なかなか言葉で意思表示ができなかった。
- ・私だけを特別扱いしてくれている感じが嬉しく、はじめのうちは面倒見のいい先生だなと信頼感を持っていた。しかし、先生から受けたわいせつな行為は、嫌で怖くて気持ち悪かった。
- ・成績のこと、進路のこと、今後の学校生活を考えると言い出すことができなかった。
- ・わいせつな行為を受けたことは、誰にも知られたくない。  
※ 卒業した後に相談をしてくる児童生徒も少なくありません。

### 児童生徒と教職員が接するときのルール

#### □児童生徒と絶対に交際しない

両者の同意があったとしても、絶対に交際してはいけません。

#### □メールやSNSを使った私的な連絡はしない

学校から児童生徒への連絡については、すべて保護者を通して行います。

#### □校外で私的に会わない、教職員の運転する車に乗せない

(埼玉県わいせつ行為等根絶行動指針)

県教育委員会では、教職員が児童生徒と接するときのルールを決めています。



### 自分自身の行動を振り返ってみよう

わいせつな行為の防止について				
No.	チェック欄			チェック項目
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	SNS 等を使って、児童生徒と私的なやりとりをしない。
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	密室になるような部屋等で個人指導をしない。
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童生徒を自家用車に乗せない。
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童生徒と校外で会わない。
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童生徒の身体に不必要に接触しない。
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童生徒と絶対に交際しない。

## 資料(6) 学校職員の服務

※「服務」……公務員がその勤務に服する場合のあり方

・公務員の本質（日本国憲法第15条第2項）

「すべて公務員は、であつて、ではない。」

・服務の根本基準（地方公務員法第30条）

「すべて職員は、としてのために勤務し、且つ、に当つては、全力を挙げてこれにしなければならない。」

### (1) 職務上の義務

ア 服務の宣誓（地方公務員法第31条）

イ 職務に専念する義務（地方公務員法第条）

ウ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第条）

### (2) 身分上の義務

※地方公務員としての任用 →欠格条項（地方公務員法第16条）  
→臨時的任用（地方公務員法第22条の3）  
→育休代員（地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項）  
→産休代員（女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条）

※地方公務員としての身分（地方公務員法第3条、第4条）

ア 義務（地方公務員法第34条）

イ の禁止（地方公務員法第33条）

ウ の禁止（地方公務員法第37条）

エ の制限（地方公務員法第36条）

オ への従事等の制限（地方公務員法第38条）

※職員の処分（地方公務員法第27条、第28条及び第29条）

・分限処分（、、、）

・懲戒処分（、、、）

◎サービスの宣誓は、だれに対して行うものか？（根拠法令は？）

◎サービスの監督は、だれが行うか？（根拠法令は？）

### (3) サービスの実際

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例・規則」等により、法規の根拠等を確認してみましょう！

①勤務時間と時間外勤務

・一週間の勤務時間

・勤務時間の割振り

・時間外勤務

・休憩時間

②週休日と学校職員の休日

・週休日

・学校職員の休日

③休暇等の願出、届出

・休暇の種類

有給休暇

無給休暇

④出張

・「職員が公務のため一時その在勤公署を離れて旅行すること」

# 学校職員の服務(説明資料)

※「服務」……公務員がその勤務に服する場合のあり方

・公務員の本質（日本国憲法第15条第2項）

「すべて公務員は、**全体の奉仕者**であつて、**一部の奉仕者**ではない。」

・服務の根本基準（地方公務員法第30条）

「すべて職員は、**全体の奉仕者**として**公共の利益**のために勤務し、且つ、**職務の遂行**に当つては、全力を挙げてこれに**専念**しなければならない。」

## (1) 職務上の義務

ア 服務の宣誓（地方公務員法第31条）

「職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。」

→ 服務の監督（地教行法第43条）

「市町村教育委員会は、県費負担教職員の服務を監督する。」

イ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）

「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」

ウ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）

「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」

## (2) 身分上の義務

※地方公務員としての任用

→欠格条項（地方公務員法第16条）

「次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」

※地方公務員としての身分（地方公務員法第3条、第4条）

第3条「地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の全ての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。」

第4条「この法律の規定は、一般職に属するすべての地方公務員（以下「職員」という。）に適用する。

2 この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。」

ア **秘密を守る** 義務（地方公務員法第34条）

「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」

イ **信用失墜行為** の禁止（地方公務員法第33条）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」

ウ **争議行為等** の禁止（地方公務員法第37条）

「職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業、その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。」

エ **政治的行為** の制限（地方公務員法第36条）

「職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。」

※教員の政治的行為の制限については（教育公務員特例法第18条を参照）

オ **営利企業** への従事等の制限（地方公務員法第38条）

「職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」

〔参考 教育公務員特例法第17条〕

※職員の処分（地方公務員法第27条、第28条及び第29条）

・分限処分（**免職**、**休職**、**降任**、**降給**）

・懲戒処分（**免職**、**停職**、**減給**、**戒告**）

## ※分限及び懲戒の基準（地方公務員第27条）

「全て職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。」

- 2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、又は免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職され、又は降給されることがない。
- 3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。」

## ※降任、免職、休職等（地方公務員法第28条）

「職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。」

1. 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
  2. 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
  3. 前2号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
  4. 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
- 2 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反してこれを休職することができる。
1. 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
  2. 刑事事件に関し起訴された場合
- 3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。
- 4 職員は、第16条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。」

※適用除外（地方公務員法第28条の4）

◎サービスの宣誓は、だれに対して行うものか？（根拠法令は？）

市町村（地方公務員法第31条、〇〇市町村立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例、公立小中学校職員服務規程）

◎サービスの監督は、だれが行うか？（根拠法令は？）

市町村教育委員会（地教行法第43条）

### (3) 服務の実際

※「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例・規則」等の規定による  
各市町村教育委員会の小中学校管理規則、小中学校職員服務規程の手続きによる

#### ① 勤務時間と時間外勤務

- ・ 勤務時間・・・4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分  
〔平成21年4月1日より、勤務時間条例等の一部改正により、勤務時間短縮。〕  
1日8時間→7時間45分
- ・ 割振り・・・・各市町村教育委員会の市町村立小中学校管理規則により、校長が定める
- ・ 休憩時間・・・6時間を超える場合に少なくとも45分(勤務時間の途中に置く)  
勤務時間には含まれない  
(休息時間は、平成19年度から廃止)
- ・ 時間外勤務・・・・公立義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合の基準を定める政令  
限定4項目

#### ② 週休日と学校職員の休日

- ・ 週休日・・・・土・日曜日：勤務時間が割り振られていない
- ・ 休日・・・・国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び12/29～1/3  
(平成20年度から「開校記念日」を学校職員の休日としている取扱を廃止)

#### ③ 休暇等の願出、届出

- ・ 「令和5年度版・市町村立学校職員の休暇等の案内」参照
- ・ 休暇の種類(有給休暇と無給休暇)  
有給休暇→「年次休暇」「病気休暇」「特別休暇」  
無給休暇→「組合休暇」「介護休暇」「介護時間」

#### ④ 出張

- ・ 「職員が公務のため一時その在勤公署を離れて旅行すること」  
(職員の旅費に関する条例第2条)
- ・ 「職員が校務のために出張する場合は、校長が命令する・・・・」  
(管理規則(参考例)第22条)
- ・ 「職員は、出張用務を終えて帰着したときは、速やかに校長に復命しなければならない。」(服務規程(参考例)第18条)

## 資料(7)教職員の“こころとからだの健康づくり”

教職員は、児童生徒のみならず保護者・地域住民等、立場の異なる人々を相手にするため、それぞれの考えや感情を理解しなくては成り立たない仕事です。人を相手にする仕事は終わりが見えにくく、必ずしも決まった正解がないなど、自分でも気づかないうちにストレスをためてしまう特性があります。また、教職員の仕事は、その人自身が役割を担う職務（担任や校務分掌、部活動など）が多く、個人で抱え込みやすい性質があるため、心身共に疲労を蓄積しやすい傾向にあります。このような特性を理解し、自分で自分の健康を守るセルフケアと同時に、管理職によるラインケア、同僚によるケア、専門家によるケア等によって、教職員が健康でいきいきと笑顔で働き続けることが、児童生徒にとっても安心できる学校生活の土台になります。

### こころの健康

#### ★こころの声に耳を傾けましょう★

“こころが風邪をひく”という表現もあるとおり、精神的に落ち込んだり抑うつになることは、誰にでもあります。早期発見、早期対応のポイントを知っておくことが重要です。

『自分のこころの声を聴く（⇒自分の変化に気づく力・・・セルフケア）』

『同僚とのコミュニケーション（⇒いつもと違う変化に気づける関係性・・・同僚によるケア）』

#### ★こんな時、こんな人は“こころの健康”に要注意です★

- ・ 人事異動：これまでの経験と異なる方法を理解し習得することや職場の雰囲気慣れるまで
- ・ 人間関係の変化：同僚、上司の異動に伴う喪失感や新たな人間関係が構築できるまで
- ・ 行事等の対応：学校行事、生徒指導や保護者対応など大きな出来事があった後
- ・ 家族や家庭の変化：結婚、出産、介護、死別などのライフイベントによる精神的負荷
- ・ 自分の健康：病気やけが、睡眠不足、体力の低下など、今までの健康が脅かされた時
- ・ 考え方：頑張り過ぎる、まじめで完璧主義、正義感・責任感が強いなどの性格特性

#### ★こころの健康づくりにつながる4つのケア★

**【セルフケア】** 自分自身のストレス状態や健康状態を認識することが大切です。周囲に助言や協力を求めたり、意識的にリフレッシュを図ったりすることで、メンタル不調が予防できます。

**【同僚によるケア】** 「いつもと違う」同僚の様子に気づいた時は、その気づきを管理職に相談したり、「何かあった？話を聞かせて」などと本人に声をかけたりすることが大切です。

**【ラインケア：管理職によるケア】** 管理職による、話しやすい雰囲気づくりや見守る姿勢、困難事案の解決への支援や行事終了時の労い、承認などのタイミングの良い声かけは、やる気を育て、メンタル不調の予防につながります。

**【専門家によるケア】** 「食欲がない」「眠れない」「出勤時に動悸や吐き気がする」などの変化は、メンタル不調のサインです。「これくらい大丈夫」「忙しい」「もう少し様子を見てから」と先延ばしにせず医療機関等への早めの相談が大切です。

## からだの健康

### ★自分の生活習慣と健康について考えましょう★

新たに教職に就いた方、新しい学校に着任した方にとっては、これまでの生活リズムが大きく変化します。「毎日の仕事を大事にする」と「自分の健康を大事にする」を両立していくことは、安定した学校（職場）生活を過ごすために大変重要なことです。

しかし、新しい仕事と職場に慣れるまでは、誰にとっても苦勞が多いものです。そのような時こそ、「基本的な生活リズムを確立しておくこと」が肝心です。自分の生活リズムを思い通りに作ることは難しいですが、「自分にとっての基本」を意識できれば、突発的な事態が起きて生活の流れが乱れてしまったとしても、早く元の状態に戻すようにと自分自身で気を配ることができます。

### ★生活習慣病予防には

『栄養（食生活）』『運動』『休養』『節酒』『禁煙』『歯・口腔の健康』

生活習慣病の予防対策は、健康を増進し病気の発症自体を予防する「一次予防」、病気を早期に発見・治療する「二次予防」、治療により進行を防ぎ回復を目指す「三次予防」があります。

若い世代は特に、「今は元気だし、生活習慣病なんて自分には関係ない」と思ってしまいがちですが、不規則な生活やストレスによって身体は変化していきます。「栄養（食生活）」「運動」「休養」「節酒」「禁煙」「歯・口腔の健康」の6つのポイントを意識して、健康の保持・増進につながる自分なりのライフスタイルを確立していきましょう。

#### 【生活に取り入れるポイント】

- 『栄養バランスに気を配る（⇒ 昨日はラーメンだったから、今日は野菜を中心にしよう）』
- 『意識して身体を動かす（⇒ 徒歩での移動の時は、歩幅を広くしてみよう）』
- 『睡眠時間の確保（⇒ もう遅くなったから今日は寝て、明日に備えよう）』
- 『適正飲酒（⇒ 「週2回は休肝日」と決めて、一日の飲酒量にも気を配ろう）』
- 『たばこは止められます（⇒ たばこの健康リスクを理解し、禁煙外来等も活用しよう）』
- 『歯と口腔の健康（⇒ しっかり噛んで食べるためにも、歯と口腔の健康を維持しよう）』

### ★定期健康診断は、『受けて終わり』ではなく、『受けてからが始まり』です★

健康診断の結果を受け取ったら、その内容を十分理解し、自分の健康づくりに役立てることが大切です。健診結果を確認し、大きな問題がなかった方は、良い生活習慣の再確認により、自分の健康づくりを維持するチャンスです。要精密検査等の指示があった方は、病気の早期発見と生活習慣を改善するチャンスです。健康診断の結果を、自分の健康のために活用しましょう。

#### 【健康診断活用のポイント】

##### 『ファイリング』

（⇒ 各検査項目の数値が過去からどのように推移しているかをチェックできるよう、健診結果はファイルに綴じるなどしてまとめて保管しておきましょう。）

##### 『動脈硬化リスクに着目』

（⇒ 検査項目を1つずつ見るだけでなく全体を関連付けて考え、肥満・高血圧・脂質異常・高血糖などの動脈硬化リスクが重複していないかもチェックしましょう。）

##### 『疾病の早期発見、早期治療のチャンス！』

（⇒ 要精検、要治療と判定された方は、できるだけ早く、必ず医療機関を受診しましょう。）

## 資料(8)「ほめ方・認め方」・「しかり方」を

### 振り返ってみよう

【○：あてはまる △：あてはまらない】

項 目	評 価
① あなたは、言葉や態度にほめたり、認めたりする喜びを表して、心からほめたり、認めたりしていますか。	
② あなたは、結果だけでなく、努力や過程の姿を見てほめたり、認めたりしていますか。	
③ あなたは、具体的に子供のよさをほめたり認めたりしていますか。	
④ あなたは、子供の誤った行動を正す信念をもち、自信をもってしかっていますか。	
⑤ あなたは、子供の人格を否定せず、子供の誤った行動に対してしかっていますか。	
⑥ あなたは、しかられるときの子供の気持ちを真剣に考えていますか。	
⑦ あなたは、子供に対して、強圧的な態度をとることなくしかっていますか。	
⑧ あなたは、子供をしかった後で、その子供の行動を見守ったり、見届けたりしていますか。	
⑨ あなたは、子供の生活状況を的確に把握し、子供の性格を考えてほめ方・認め方・しかり方を工夫していますか。	
⑩ あなたの学校は、生徒指導上の内容について、いつでも相談できる雰囲気（体制）ができていますか。	
⑪ あなたの学校は、子供をしかった後、教職員が協力して対応できる雰囲気（体制）ができていますか。	

## 資料(9)面接相談（カウンセリング）の3段階

### 第1段階（面接初期）・・・信頼関係をつくる

・面接相談において大切なことは、リレーションづくりであり、相手の話を傾聴することである。「話を最後まで聞こう」「相手を理解しよう」「相手を認めよう」「気持ちを支持しよう」という積極的な尊重の気持ちをしっかりと持ち、それを態度で表現することから信頼関係が形成される。日常の教育活動の中で、教師と児童生徒間の信頼関係を構築しておくことが大切であり、初対面の関係の場合は、このリレーション構築からカウンセリングが開始される。

### 第2段階（面接中期）・・・問題の核心をつかむ

- ・相手の話を傾聴しながら問題の核心をつかんでいく。話の内容によっては、問題の核心がすぐに把握できる場合もあれば、なかなか把握できない場合もある。
- ・第1段階と第2段階でよく活用される基本的な技法が、「受容」「支持」「繰り返し」「質問」「明確化」の5つである。

### 第3段階（面接後期）・・・適切な指導・援助をする

- ・問題の核心をつかんだならば、次はその問題の解決に向けて適切な指導・援助を行い、相手に行動の受容を求めていく。
- ・具体的な指導・援助としてよく活用される技法が、「助言」「示唆」「解釈」「情報提供」「支持」「説得」等であり、教師側からの積極的かつ具体的な働きかけが鍵となる。
- ・留意すべきことは、問題解決に向けて相手が具体的な行動をとれるように自己決定させていくことである。自分の意志で決めたことであれば、行動変容の意識も高まり、具体的な行動にも結び付きやすい。また、その行動がとれなかった場合でも、自分で決めたことであれば自らの責任において行動を振り返り、反省する機会ともなりうる。  
したがって、第3段階では、教師は、児童生徒が自分で考え、決断できるよう具体的に指導・援助していくのである。なお、面接終了後は、自己決定したことを実行しているかどうか見守り、見届けるとともに、実行できた場合は十分に認め、できなかった場合は、再度、行動化に向けて面接を繰り返していく。

# 資料(10)面接相談（カウンセリング）の5つの基本的な技法

## 1 受容

受容とは、相手の話を「うん、うん」と相づちを打ちながら聴くことである。非審判的・許容的な雰囲気をつくり、あるがままの相手を受け入れることである。話し手は構えがとれて語るようになり、聞き手との間に信頼関係が生まれる。ただし、受容は相手の気持ちを分かろうとするが、迎合とは異なり、その行為を認めることではない。

## 2 支持

支持とは、「それはそうだ」「それは大変だったなあ」「よくまあ、今まで我慢していたものだ」と相手の言動を認めることである。支持されることをとおして、相手は自分に対する自信をつけたり自分自身を素直に受け入れられたりするようになってくる。

## 3 繰り返し

相手の話した語尾を軽く繰り返したり、内容や感情のポイントをつかまえたりして、それを相手に繰り返して伝える。聞き手の理解に間違いがないか確認する気持ちを込めて行う。話し手は、自分の話がきちんと聞いてもらえたという満足感があり、信頼感が出てくる。また、自分の気持ちや受け取り方を離れて眺めることができ（聞き手が鏡になる）自問自答が促進される。それによって、自己理解が深まる。

## 4 質問

聞き手は質問をとおして相手から情報収集ができる。一方、相手は聞き手が自分に関心をもっていると感じることができる。質問には「はい」「いいえ」で答えにくいような「開かれた質問」と、答えやすい「閉ざされた質問」がある。開かれた質問の方が多くの情報が得られるが、口の重い相手には、閉ざされた質問の方が効果的である。

## 5 明確化

話し手が心の中で思っているがまだ言葉にしていないこと、または、話し手が薄々気付いているがまだはっきりとは意識していないことを聞き手が先取りして言う方法がある。明確化がぴったりと決まったときは、相手は聞き手のことを自分の気持ちが分かってくれる人だと感じ、信頼関係が深まる。

# 資料(11)学級経営の基本的なチェックポイント 26

## 1 子供のほめ方・認め方・しかり方

子供たちの生き方を認めたり、軌道修正したりする方法の一つとして、ほめる・しかるといふ行為がある。この行為は、子供たちに大きな自信を持たせる効果がある一方、しかり方によっては、教師と子供たちの間に大きな溝をつくってしまうという場合もある。この行為を効果的なものとするためには、自らのとる行為の意味やよりよい方法を理解しておく必要がある。

### ◇子供のほめ方◇

- ◎日々の子供たちの言動に注目し、小さなことでも必ずほめる。
- ◎心から、具体的にほめる。
- ◎結果だけではなく、過程における伸び、さらに、姿勢や態度などもほめる。

※子供の活躍の場面を意図的、計画的に設定し、その過程と成果をほめることが大切

### ◇子供のしかり方◇

- ◎短く、事実に基づいてしかる。
- ◎子供の人格を否定する言動をとってはならない。
- ◎子供に何が悪いのかを教える。
- ◎子供は「何をしかられたのかより、誰にしかられたのか」を重視する。信頼関係を踏まえしかる。

※よくない点を指摘し、なぜよくないかを説明し、どうすればよいのか分からせ、心から反省できるように、説得する行為が「しかる」ということ

## 2 教師の言葉

子供たちは、計画化されたカリキュラム以上のものを、学校で学ぶ。その大きなものの一つが言葉遣いである。教師の話す言葉が、子供の言語環境の重要な要素となってくるため、教師の言葉遣いや会話の作法は、自ら意識することのない段階にまで、正しく温かいものに高められていることが重要である。そのためには、日々の教師の心がけが必要である。

### ◇教師の言葉遣い◇

- ◎基本的に丁寧語を使って話す（「です、ます調」）。子供の人格を大切にす姿勢が伝わる。
- ◎子供を呼び捨てにしない。必ず敬称を付けて呼ぶ。
- ◎あだ名や愛称は避ける。本人がその呼び方を受け入れているとは限らない。また、人権上の問題が考えられる。
- ◎休み時間等において、友達感覚での会話により、子供から教師が軽視されないように注意する必要がある。馴れ馴れしさと信頼関係は同質ではない。

### ◇授業や行事における教師の言葉の留意点◇

- ◎教師が子供に行動を指示するときは、短く簡潔に話す。複数の指示をする場合は、箇条書き（一つ、……）的に言う等、整理して話す。
- ◎発達障害等、特別な教育的支援を必要とする子供がいることを念頭において、理解を確認しながら話すことも大切である。

※誰かが発言したときに、「聞こえましたか？」という学級全体への問いかけの背景には、教室が騒がしかったり、発言者の声が小さかったりする状況があると考えられる。まず、「学習規律」を大切にして、授業を進めているか点検する。

※授業中の子供の発言が、求められている回答から遠いものであった時こそ、指導力が問われる。そのような時に「他に？」と半ば子供を無視するような形で授業を進めることは、教師が一方向的に授業を進めることにつながるため、「なぜ」「どうして」などの思考が深まる発問を心掛ける。

### 3 子供を知る

一人一人の子供をよく知ることで、より効果的で適切な指導・支援ができる。子供のペースに合わせ、共感的に理解する姿勢が大切である。

また、多面的に子供を見ることも大切である。教科や指導する教師によって、子供が見せる姿が異なることがある。それは子供のよさを見付ける好機である。

さらに、子供の学習や生活の様子を記録することが大切である。これらの記録は、個に応じた指導のための資料となる。

#### ◇気付いたことを記録する◇

◎記録ノートを用意する、メモ用紙を用意し書かためていく等を教師としての基本の動きとしたい。

例えば、座席表に書き込める余白をとったものを用意しておくとい記録用紙となる。授業中の指名等にも使うことができる。(ただし、個人情報の取扱いに注意する)

#### ◇多くの人から情報を得る◇

◎次のような協力者が考えられる。  
・クラスの授業を担当する教科担任  
・養護教諭 ・スクールカウンセラー  
・部活動顧問 ・相談担当教諭 など

例えば、学校事務職員、施設員（校務員）等、子供と接することが本務でない人が具体的な事実等を知っている場合もある。

#### ◇あらゆる機会を通じて◇

◎日記、生活ノート等から悩みを知り得ることがある。子供がノートに吐露できるように、普段から丁寧にコメントを書きたい。  
◎よい点を中心に記録しておく。そして、口頭や、日記のコメント、保護者への電話等で、様々な方法でほめることが大切である。記録に基づいているので、確かな事実であり、子供の喜びとやる気を引き出すことにつながる。

### 4 欠席・遅刻・早退への対応

出欠席については、出席簿及び指導要録に出席日数と欠席・遅刻・早退等の日数とその理由を記録することが義務付けられている。また、欠席等の理由は、風邪やけがの他に、友達関係のトラブルによる登校渋り、家庭生活の乱れなどもある。それぞれに応じた適切な対応を早期にとることが大切であり、その一連の対応が、子供と教師、家庭と教師との信頼関係を築く基礎となっていることを認識したい。

#### ◇不在の子供がいたら◇

◎その時点で、不在の理由をできるだけ早く把握する。理由が曖昧な場合や、子供自身から遅刻や欠席の連絡があった場合等は、学年主任や生徒指導主任に報告し、直ちに対応する必要がある。  
◎朝の健康観察時、クラスの子供たちに、授業の記録やプリントの保管を依頼する。また、日頃から助け合える雰囲気づくりを大切にする。  
◎不在者のために集めたプリント等は、なるべく早く本人に届けられるよう配慮をする。

#### ◇対応の留意点・ヒント◇

◎欠席等の連絡方法を把握し対応する。不在理由が分からないときは、登校中に事故にあった可能性もあるので、管理職等に報告し、1時間目に授業のない教師に対応をお願いするとよい。  
◎保護者から確実に連絡を受ける。通知表を渡したときに、「欠席日数が合わない」と言われることのないように、保護者からの連絡を記録しておくとい。  
◎給食や清掃等、机を移動するときは、欠席者の机も移動することを年度始めに決めておくとい。  
◎保健室の利用回数が増えた場合、心と身体の健康の両面から養護教諭の意見を聞き対応する。  
◎欠席していた子供が授業で困らないように配慮する。放課後に補習などで対応するときは、必ず管理職の許可を得て、他の教師にも周知する。事前に保護者に知らせた方がよい場合もあるので、留意する。  
◎子供の心身の健康を把握し、欠席者を出さないような予防策と、欠席者が出たときの対応について他の教師の対応を参考にし、よいものを取り入れる。

## 5 忘れ物や宿題忘れが多い子供への対応

忘れ物や宿題忘れの背景としては、本人に家庭学習の習慣が身に付いていない、学習や提出物に対する意識が低いなど、様々なことが考えられる。子供が学習内容を十分に理解していない、家庭の協力が得られない、さらには教師の課題の出し方に問題がある場合もある。忘れ物や宿題忘れがあった場合、その原因を把握し、ともに改善策を考えるなど、教師が的確な指示や援助を子供に与える必要がある。

### ◇忘れ物・宿題忘れに関するルールづくり◇

- ◎連絡帳を毎日しっかり書く指導を継続し、書かせる時間を確保し、根気強く取り組ませる。これを怠っては、家庭に連絡が伝わらず、協力を得られない。
- ◎ロッカー等の整理整頓を徹底する。置いて帰ってもよいものは学年で統一して決めておく。
- ◎忘れ物や宿題忘れについては、授業が始まる前に申し出る等のルールを徹底する。

### ◇宿題忘れについての対応例◇

- ◎子供が一人でできるようになったものを宿題にする。
- ◎宿題の目的を明確にする。知識の定着や正確に早くできるために必要であることを理解させてから出す。
- ◎宿題をやった成果が分かり、よかったと実感させる。

### ◇忘れ物・宿題忘れに関する注意点◇

- ◎忘れ物や宿題忘れの回数で、競わせたり罰を与えたりしない。
- ◎子供だけでできないような宿題は出さない。

※家庭の協力・基本的に、宿題は家庭にいる時間で行うため、家庭の協力が必要になってくる。子供には個人差があるので、子供のできる範囲での協力を求める。また、ワークやドリルは保護者が費用を負担していることを念頭におき、十分活用することが大切である。

- ・連絡帳を書く時間を確保する。
- ・記入の仕方（何を書くか、筆記用具は何か等）も最初に徹底しておく。
- ・毎日担任が記入状況をチェックし、指導する。
- ・何もルールがないと、教科書を学校に置いたままで、家庭学習に取り組まない子供が増えるおそれがある。
- ・教科書等を忘れた場合は、隣の人から見せてもらうなどの対応をする。「忘れたら不便で自分が困るし、他人にも迷惑をかける」という体験をさせることは必要なことである。
- ・ノートを忘れた場合は、白紙等に授業内容を記入させ、家でノートに転記させる。

## 6 生活ノートや連絡帳の指導

生活ノートや連絡帳は、子供や保護者が授業の予定や持ち物、宿題・提出物等を確認するために用いるものだが、学級担任が、個別に子供や保護者と交流を図るために活用できるものでもある。その場合、記録として残るものであることを踏まえ、内容や表現には十分留意し、子供や保護者から信頼を得られるように活用することが大切である。

### ◇実施の際の留意点◇

- ◎生活ノート等への返答には、子供一人一人の生活の様子や子供の質問に適切に応えることが大切である。原則は、子供と学級担任、保護者間のやりとりであるが、誰に見られても問題のない表記が求められる。
- ◎担任がコメント（返事）を書くことが大切である。どの子供にも公平にコメントを書くことで子供との信頼関係が深まる。
- ◎生活ノート等に記された内容は、コミュニケーションのきっかけづくりに役立つ。ただし、心配な悩みや相談事については、生徒指導主任や養護教諭などに相談し、学校全体で対応するようにする。

### ※連絡帳を使った保護者とのやりとり

内容が深刻な場合にはすぐに対応する必要があるが、連絡事項でも丁寧に返事をしたい。押印や「見ました」だけにならないようにしたい。気がかりなことは、ノートへの返事ではなく、電話や面談など、直接コンタクトをとるようにしたい。

一般的に学校に対して常に否定的、懐疑的な言動が見られる保護者は、子供への関心が高い傾向にある。毎日、新しくできるようになったことなどを連絡帳に書き続けたところ、徐々に否定的だったコメントが肯定的、好意的になっていった例もある。

## 7 事故があったときの指導

学校は、常に安全な場所であってはならない。学校事故がひとたび発生すれば、保護者や地域社会の信頼を取り戻すのは容易なことではない。事故を未然に防ぐため、日頃から子供の健康・安全に十分配慮することが大切である。しかし、万が一、事故・災害が発生した場合には、学校で定めた「危機管理マニュアル」により適切な対応ができるよう、教職員の共通理解の下、正しい対処方法・手順を身に付けておくことが必須事項である。

### ◇事故処理の手順◇

- (1) **事故状況の把握**：冷静に、生徒の氏名、負傷の程度や種類、事故発生場所、事故原因等を把握するとともに、119番通報、他の教職員に応援を要請する。
- (2) **応急処置**：症状に応じ、速やかな止血や心肺蘇生等を行い、必要に応じ、躊躇なくAEDを使用する。後に症状の悪化も考えられるので、医師の受診を原則とする。
- (3) **二次的な被害の防止**：事故現場の状況を的確に把握し、受傷者も発見者もさらなる負傷等を負わぬよう行動する。また、その他の生徒が動揺することのないよう配慮する。
- (4) **関係者への連絡**：速やかに、管理職に報告し指示を受ける。
- (5) **保護者への連絡**：負傷の程度にかかわらず、必ず保護者へ連絡を取り、その後も負傷の治り具合を確認し、保護者との関係を大切にす。
- (6) **事後的な対応**：負傷した子供は、後遺症、学業の遅れ等の不安を抱えており、復帰への環境を整える。周りの子供のPTSD（心的外傷後ストレス障害）へも配慮する。報道対応がある場合は窓口を一本化する。危険箇所の安全対策に万全を期すなど、類似の事故防止に努める。

### ※事故への対応例

（不注意で窓ガラスを割った、牛乳ビンを落としたなど）

- (1) けががないか確認する。
- (2) 後始末をして、二次的な事故を防ぐ。
- (3) 再発防止の指導をする。

ふざけていてガラスを割った場合でも、第一声は、「けがはないか？」である。最初に叱ると、けがを隠したまま、帰宅することもある。

子供のけがを把握するなどの安全指導と再発防止のための生徒指導を区別して対応することが大切である。

## 8 子供と教師の新たな出会い

新しい生活をともにする集団の一員として、仲よく助け合い、協力し合って、充実した学級生活を送るためには、まず最初の出会いが大切である。学級担任には、一人一人の子供に、笑顔で優しく公平に接し、そして、理想の学級像を伝え、大きな期待感と意欲を抱かせることが求められる。特に年度始めの数日間は、子供たちは担任に関心を持ち言動を注視している。その間に子供の心をつかみ、信頼の基盤を固めることが大切である。

### ◇事前の準備◇

- ◎先輩教師の準備を参考にし、よいものを取り入れる。  
（例）黒板にお祝いの言葉、担任の願いを書く。  
子供の机に配布物を置く。

### ◇出会いの喜び◇

- ◎初めて出会った喜びを伝え、担任としての思いを話しながら自己紹介を進める。子供たちの緊張がほぐれるように、笑顔で挨拶や言葉を交わしながら温かく接する。

### ◇安心感と信頼感◇

- ◎子供たちと出会えたことに感謝し、一人一人を大切にすること、分からないことや悩んでいることがあれば早めに話してくれると、解決が早まることを伝えたい。

### ◇学校、学級生活について◇

- ◎学校やその地域の魅力を伝える。
- ◎学校のルールをきちんと伝える。
- ◎いじめ等人権侵害に当たることは絶対に許さないことをはっきりと伝える。

※ロッカーの名前シールなどは、ゆがみや汚れがないように丁寧に貼る。子供たちの名前の読み方を事前に確認しておく。

※担任としての所信や簡潔な自己紹介を考えておく。

※学級経営の方針も明確に伝えたい。特に公正・公平、いじめは絶対に許さないという姿勢は大切である。また、出会い、学級づくりの演出のために、構成的グループエンカウンターエクササイズや対人関係ゲームなどを取り入れることも有効である。

## 9 座席・生活班の決め方

座席によって、学級の雰囲気は大きく変わる。学校は学習の場であり、よい雰囲気でき学び合うことは、子供たちの学力向上につながる。私語が目立ったり、グループで協力できなかったりしたら、よい雰囲気とは言えない。担任がコントロールできない状態は、自主性というより放任である。担任は、意図やねらいをもって、座席・生活班を決めなければならない。

### ◇座席を決めるときの留意点◇

絶対的な方法はない。学年やクラスの成熟度によっても異なる。

- ◎くじ引き、じゃんけん等、偶然性による決め方でうまくいくとすれば、それは、すでに人間関係が良好なクラスと言える。学級が安定しているときは、くじ引き等もあろうが、原則、座席決めは教師が学級づくりの意図をもち、よりよい学級づくりを目指して行うべきものである。
- ◎身長や視力、聴力等、身体的な条件については、きめ細やかに配慮する。
- ◎「好きな人同士座る」という希望が出ることもあるが、子供たちにも学級の現状と問題点等をよく考えさせ、一部の発言により決定されることがないようにする。
- ◎男女の仲がよいことは学級の力となることや、異性の目は、問題行動の抑止力になることも考えて、男女の配置を考える。
- ◎座席は、生活班の基礎となることが多いので、班長の配置を先に決める例が多い。ただし、子供は成長するので、今まで目立たなかった子供も機会を与えればリーダーシップを発揮することが期待できる。固定的に考えず、子供の成長を促す視点も持ちたい。
- ◎「孤立しがちな子供には、面倒見のよい優しい子供」「配慮の欠ける言動のある子供には落ち着いたしっかりした子供」など、全体のバランスと相性を考えるようにする。ただし、特定の子供に過度な負担がかかることのないよう留意することも必要である。
- ◎様々な学習形態に対応でき、班内で助け合える環境をつくることのできるよう工夫する必要がある。

## 10 人間関係づくりとグループ

生活や学習の基盤である学級や学校での人間関係の在り方は、学校生活を楽しく過ごし成長していく過程で極めて重要である。教師は、よりよい人間関係を形成する学級活動の充実等を通して、子供が安心して生活できる場をつくるように努めなければならない。安心して生活できるということは、人間関係に不安がない、ということであり、いじめや不登校を防ぐキーポイントの一つである。

- ◎席替え、班替えは、定期的に行い、子供に様々な人間関係を経験させる。
  - ◎生活班の他に、学習時には、別のグループに所属するといった仕組みをつくることも考えられる。人間関係の多様化、複数の所属先をもつ安心感等が期待できる。
- 【学習に機能させるグループづくり】
- ※例えば、「教え合う、学び合う」仕組みの具体化として、2～4人組のグループ活動を取り入れることが考えられ、学習上でも、以下の効用がある。
- ・他の人に教えることは最も効果的な学習である。
  - ・多様な考えに触れることができる。
  - ・子供同士で学び合うことができる。
- ◎学級活動で構成的グループエンカウンター等を取り入れる際は、学級活動の特質を踏まえ、各自が自己の目標を決め、その後の生活に生かせるようにする。

仲間関係（グループ）は、次の3種類を挙げることができる。

### (1) ギャンググループ

児童期後半、小学校中～高学年。同性同年齢で構成する。ギャングエイジと呼ばれる年代のグループで、男子に特徴的。同一行動をとることによる一体感を大切にする。問題行動に結び付くことがあるが、役割の分担、責任感等を学び、社会性の育成につながる利点もある。

### (2) チャムグループ

思春期前半、小学校高学年～中学校。同じ趣味、関心等をもとにつくられることが多い。お互いの共通点、同質性を言葉で確認する。女子に特徴的。仲間内で秘密を共有する、仲間でない人を排除することにより親密性を高める、といった動きをすることもあり、いじめを生み出すことも少なくない。仲間から外れることを極端に恐れ、携帯の返信に敏感になるなど、チャムグループ的な行動特性が年齢的に長くなる傾向がある。

### (3) ピアグループ

思春期後半、高校生。互いの違いを認め、自分の理想や人生観を語り合うことができる。

## 1 1 学級のルールづくり

学級のルールの前に、法令や校則があり、時には学年のルールもある。それらを踏まえ、よりよい学級づくりのため、学級活動等の時間を活用し、学級のルールづくりを行う。特に、ルールがあることにより、学級での学習や生活が楽しく有意義なものになることを子供たちが理解し、自主的に守れるルールをつくるようにする。そして、学級のルールが守られているときはほめ、守られていないときは、その理由を班長会や学級会等での議題にして、話し合わせる。管理や懲らしめのようなルールをつくることは望ましくない。

### ◇ルールを決める時期◇

- ◎年度当初
- ◎子供たちから、「こういうルールを決めたい」と提案があったとき
- ◎学級内でトラブルがあり、学級のルールで改善や再発防止が図れるとき
- ◎長期休業の前後や学校行事の前後で、節目となるとき

### ◇ルールづくりのポイント◇

- ◎学級のルールは、法令や校則、学年のきまりの下位であることを踏まえる。
- ◎学級のルールづくりにあたり、子供任せにせず、最後は学級担任が許可するようにする。従って、学級担任が否決できることを前もって伝える。
- ◎学級のルールは、原案を用意した上で学級で話し合い、自分たちの意見を出し合いながら子供が納得し子供全員が守れることを前提に決める。
- ◎ルールをどのように守ればよいか、具体的に決める。

※禁止のためのルールは、「～してはいけない」となり、守らなければ注意をしたり、しかったりすることになる。一方、前向きな「進んで～しよう」というルールは、できている子供をほめることができる。

※学級のルールは保護者会などで示し、保護者の理解を得て、学級づくりの応援団になってもらうとよい。安全や人権に関わるような、絶対に許してはいけないことは、教師の側で厳格に示すとよい。

※前担任の決めた学級のルールは、子供たちの混乱を避けるために、確かめておくとうい。

### ◇ルールづくりの後で◇

- ◎振り返りの時間を設け、ルールを決めてよかった、ルールを守って学校生活がよくなった、……ということを実感させたい。
- ◎教師自身が率先して守る姿勢を常に示したい。特に教師が率先して時間を守るなど、行動で示すことが大切である。

## 1 2 朝の会と帰りの会

毎日、学校生活の始まりと終わりに、担任と子供たちが向き合う「学級づくりの土台」となる時間である。朝は、明るい笑顔で挨拶や言葉を交わし、爽やかに一日のスタートを切り、帰りには、一日を振り返り明日へとつなぐことができるよう、和やかな雰囲気心掛けることが大切である。中学校や高校の担任にとっては、自分のクラスの授業に入る時間はそう多くない。毎日の積み重ねは膨大な時間となっていく。

- ◎朝の始まりの挨拶は、子供たちが姿勢を整え静止し、意識が担任に向いていることを確認してから、元気よく行う。
- ◎外国籍の児童生徒がいる場合は、その国の挨拶を取り入れることも考えたい。
- ◎朝の健康観察は、担任が一人一人に声をかけ、表情を見ながら確実に行う。
- ◎集金がある場合、教師が朝の会で確実集める。
- ◎朝の連絡では、一日の流れを確実に伝え、変更する場合は、給食時等の全員がそろっているときに伝える。大切なことは、紙に書いて掲示するとよい。また、放課後や次の日の連絡は、帰りの会で伝える。
- ◎係の子供が話しているとき、周囲の子供には静かに聞かせ、必要に応じてメモをとらせる。

※朝は笑顔で子供たちを迎え、帰りも笑顔で送り出す。学校では常に、安心して過ごさせてやりたい。そのために、平素は温かい笑顔を心掛ける。

※一日の目標を考えたり、反省するための時間が必要である。例えば、「黙想」を取り入れ、気持ちを落ち着かせるために行うという目的をはっきりさせて指導する。

※日直や教科係の仕事をやりきらせるように指導する。

※個人の起こした問題は個別に説諭し、学級全員の前で叱責するようなことは絶対に避ける。

※毎日、一番印象的だったことを話し合い、それを並べていく（例えば、学級だよりに掲載していく）と、「クラスの1年間の歩み」が自然にできあがる。

## 13 給食

栄養バランスのとれた学校給食は、健康な心身を育むために欠かせない。また、児童生徒の望ましい食習慣の形成を図るため、特別活動や各教科等との関連を踏まえて、学校給食を「生きた教材」として活用し、食育の推進に取り組むことが大切である。さらに、子供たちと教師が会話を楽しみながら、共に食事をするにより、好ましい人間関係が深まり、社会性を身に付けていくという意味においても、学校給食は重要な役割を果たしている。

### ◇食事の環境を整えよう◇

- ◎落ち着いた雰囲気の中で楽しく食事ができるように、机の配置を工夫したり、窓を開けて空気を入れ換えをしたりする。
- ◎小学校低学年では、「机の向きを変える」「手を洗う」「着席して静かに待つ」等の流れを一つ一つ示して、慣れさせたい。

食物アレルギーは、時として命に関わる問題である。対応マニュアルを確認のうえ、十分に気を付けること。

配膳の様子を観察し、特定の子供に、おかず等を多くしたり少なくしたりしていないか気を配りたい。いじめの発見につながることもある。

### ◇きれいに配膳しよう◇

- ◎給食当番は全員が輪番で行い、責任感や連帯感を育む。
- ◎均等に配るのが難しいとき、担任が最初の一人分を盛り付けてみせることも有効である。
- ◎食べられる量には個人差があるが、平等に盛り付けることが原則である。
- ※食缶の運搬や配膳時の安全面（火傷等）に配慮する。

食べ物は、話題を作りやすいものでもある。給食の食材を調べてみると話題が生まれる。

### ◇楽しく会食しよう◇

- ◎「いただきます」の挨拶をし、食に関わる人への感謝の気持ちや食べ物を大事にする心を育む。
- ◎会食は、教師と子供、子供同士のコミュニケーションを深める機会である。
- ◎楽しい話題を共有するため、その場にふさわしい言葉遣いや話題となるよう指導しておく。
- ◎極端な早食いの子供がいることがある。時間を決めてそれ以前は席を立たせない約束をし、よく噛んで食べる指導も行いたい。
- ◎インフルエンザ等の流行期には、机の向きを一方向にして、会話を控えて食べるよう指導することで、感染拡大を防ぐことが大切である。

### ◇協力して後片付けをしよう◇

- ◎食器洗浄を考えた片付け、ごみの分別なども踏まえた後片付けを指導する。
- ◎偏食なく残さず食べる指導は大切である。偏食を改善するための指導は、給食主任（担当）教員や養護教諭と相談したり、保護者と連絡をとったりして、時間をかけて丁寧に行う。無理強いや体罰となることにも留意する。

## 14 清掃

清掃活動は、学校の施設・設備の美化に努めるとともに、その活動を通して自発性や責任感を育むことのできる時間である。公立学校における清掃活動は「心を育てる時間」と捉えたい。床や窓ガラスを磨くことによって心を磨く、ということである。また、清掃は、勤労活動と捉えることもできる。進んで働く態度を学校生活で身に付けることは大切なことである。

- ◎美しく整った環境で学習をすることは、学習効率を上げ、学力向上につながることを理解させる。
- ◎汚れに気付いた時は、進んで取り組むことが大切であることを、あらかじめ指導する。
- ◎最初に清掃用具の正しい使い方を指導する。
- ◎役割分担を決めさせる。
- ◎清掃の手順を具体的に指導する。
- ◎私語をせず、黙々と取り組ませる。
- ◎ごみの処理、清掃用具の片付けまで確認する。
- ◎反省会を行い、清掃を振り返らせる。

口頭で指導することもあるが、何より大切なことは教師の率先垂範である。担任は清掃場所に時間前に必ず到着し、班長に指示を出し、自らも身体を動かす。

近年は、家庭で拭き掃除、掃き掃除をすることが少なくなったため、雑巾がしぼれない児童が少なくない。水をこぼさず固くしぼることを、手本を示しながら指導する。よく取り組んでいる子供がいたら、反省会などでほめる。

◎清掃を行うことも大切だが、日頃「汚さない」「きれいに学校を使う」という指導を心掛ける。  
 ※学級担任の基本的な姿勢の一つとして「一日の終わりに自分の教室を見に行く」ということがある。変わったことがないかを注意深く観察すると、いじめの芽や子供の悩みなどを発見することがある。落ちかけた画鋲など、危険な状態を直すこともできる。時には、子供たちのいない夕方の教室で、次の日に子供たちを迎える工夫を考えるのもよい。

## 1 5 学級のための仕事

係活動は、学級の生活を楽しく豊かにするために児童生徒が生活の中から見付け出し創り出す活動であり、当番活動は、よりよい生活を送るために必要な仕事である。係活動、当番活動のそれぞれの特質を十分に理解した上で指導に当たることが大切である。

### ◇係活動と当番活動の違い◇

◎係活動は、集団生活の向上発展を目指す児童生徒の自発的、自治的な活動である。

係活動は、あるとよいと思う係を話し合い活動（いわゆる学級会等）で話し合っ決めて、学級の全員がいずれかの係に所属し教師の適切な指導の下、児童生徒が創意工夫して活動する。

◎当番活動は、集団を維持し運営するための計画的な活動である。児童生徒がよりよい学級の生活を送るために必要な仕事であり、年間を通して仕事の内容や方法、時間などが決められており、どのグループでも同じ成果となるように活動する。

### ◇係活動と当番活動の例◇

◎係活動の例として、「学級新聞係」、「誕生日係」、「レクリエーション係」などが挙げられる。

◎当番活動の例として、「日直当番」、「給食当番」、「清掃当番」、「教科当番」などが挙げられる。

係ごとに競争意識をあおる評価の仕方ではなく、係ごとに活動の過程や成果を認め合い、学び合えるようにすることが大切である。

## 1 6 長期休業に関する指導

長期休業は、ゆとりのある時間を利用して、もう一度自分を見つめ直し、気持ちをリフレッシュしたり、不十分だった学習内容を補ったりして、自分自身を大きく飛躍させる大切な自己形成の時間である。一人一人が自分自身の目標や課題を見付け、その達成に向けて、計画的に意欲を持って取り組むことが、長期休業を充実したものにできる。

### ◇長期休業前◇

◎一人一人が自分を伸ばす意欲を高められるように、目標や課題を見付け、計画を立てる支援をする。

◎自他の命を大切にすることや、規則正しい生活をする、ルールを守ることの大切さを具体的な例を挙げながら指導する。

### ◇長期休業中◇

◎学級担任と顔を合わせない時間が長くなるため、行動面や不登校傾向で気になる児童生徒には配慮し、必要に応じて家庭と連携する。

◎中学校では、部活動の顧問と連絡を取り合い、参加状況等を確認する。

### ◇長期休業後◇

◎元気な再会を喜び、受け入れる。課題提出状況を把握し、支援が必要な児童生徒には課題達成のために適切な指導を実施するとともに、できるまで見届けることが大切である。

学級担任は、長期休業前に、児童生徒一人一人に対し、学期中の学習達成状況をもとに、休業中の過ごし方について、指導することが大切である。長期休業中の課題（宿題）については、事前に学年主任や管理職に相談し、児童生徒の学力向上につながるか、無理がないかなど指導を受けるとよい。

学習面や生活面で指導が必要な児童生徒には、一人に対応するのではなく、学年主任や生徒指導担当と相談して対応する。

長期休業中に、部活動や学校外活動のことが起因となり不登校等の問題が起きた事例もある。

## 17 学級の集会活動の企画・実施

集会活動は、特別活動の目標に掲げた資質・能力を育成するための活動のねらいを明確にした上で、学級生活を一層楽しく豊かにするために、学級の全児童生徒によって行われる活動である。

- ◎集会活動について、いわゆる学級会等で話し合う際には、提案理由に合わせて「何をするか」、「どのようにするか」、「役割分担」などを話し合い、計画を立てる。
- ◎話し合い活動を効果的、効率的に進めていくためには、児童生徒が輪番制で行う計画委員会（学級活動委員会）を組織し、話し合いに向けた準備や司会、記録等を担当するといった工夫が必要である。
- ◎集会活動には次のような例が考えられる。

・どうぞよろしくの会  
・係活動発表会  
・特技発表会  
・〇〇さんのお別れ会  
・〇年生頑張ったね集会 など

小学校では、発達の段階も踏まえて指導に当たることが大切である。

中学校では、小学校での積み重ねや経験を活かし、それらを発展させていく必要がある。

- ◎児童生徒の自発的、自治的な活動とするためには、学校として児童生徒に任せることができない条件（例えば、個人情報やプライバシーの問題、相手を傷付けるような結果が予想される問題、教育課程の変更に関わる問題、校内のきまりや施設設備の利用の変更などに関わる問題、金銭の徴収に関わる問題、健康・安全に関わる問題）を明確にして指導することが大切である。

## 18 学校行事を学級経営に生かす

学校行事には、(1)儀式的行事、(2)文化的行事、(3)健康安全・体育的行事、(4)遠足（旅行）・集団宿泊的行事、(5)勤労生産・奉仕的行事があり、それらの行事の成功には普段からの学級経営が重要である。

- ◎行事のねらいや概要について、児童生徒には丁寧に説明し目的意識を明確にもたせる。
- ◎児童生徒には学級担任としての思いや期待することを話す。
- ◎全ての児童生徒が関わるという基本方針が大切である。役員・選手の選出や学級内の役割分担等に配慮したい。
- ◎行事に際しての「学級の目標」等を学級で話し合う。場合によっては、それを全校に向かってアピールすることも考えられる。
- ◎遠足（旅行）・集団宿泊的行事では、訪問先や交通手段等の情報を把握し、予想されるトラブルや事故防止に対して、十分な対応策を考えておく必要がある。
- ◎一人一人の健康面や運動能力、人間関係等、行事に応じて配慮しなければならないことを確認する。

### 配慮したい事項（主なもの）

☆健康安全・体育的行事（運動会など）

運動が苦手な児童生徒への配慮

運動についての制限がある児童生徒への配慮

☆遠足（旅行）・集団宿泊的行事

グループ活動やバス座席での人間関係、持病、身体的特徴、性的マイノリティ、乗り物酔い、夜尿症、食物の制限がある子供への配慮、家庭の経済状況への配慮

※計画に基づき、困難を乗り越えて目的が達成できるように一生懸命活動させたい。

※まとめとしては、次の活動への意欲につながるものが望ましい。

※児童生徒の成長を認め、それを伸ばす姿勢が大切である。（活動のまとめ、目標に照らしての反省、教師による評価をして成長を認める）。

## 19 キャリア教育

キャリア教育とは、単に進学や就職を目的としたものではなく、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育である。すなわち、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための教育であり、小学校から系統的に行う必要がある。また、中学校・高等学校の卒業学年での受験・就職指導は、生徒や保護者のニーズをよく聞き、丁寧に対応することが求められる。

◎キャリア教育は、学校教育全体の活動を通じて体系的に行うものである。各学校において定めるキャリア教育の目標の実現、育成すべき能力や態度<基礎的・汎用的能力>の育成を目指し、計画的に行っていく。

◎係活動や当番活動に取り組ませることで、多様性を認め合いながら、他の児童生徒と力を合わせて働くことの大切さや自分のよさを生かすことについて考えることができるようにすることや、自分の仕事に対して工夫しながら役割を果たすことができるようにすることが大切である。

その際、感謝し感謝される、という経験が意欲の喚起に役立つ。縦割り班などでの活動が有効である。

◎自分の様々な可能性、自分で気付いていない自分の良さなども引き出したい。児童生徒の発達の段階に応じて、多様な体験をさせる。そのような体験を通して得た「興味」「意欲」等が後々の力となる。

◎自分の好きなもの、大切なもの、続けて取り組めるものなどをイメージさせると、職業観・勤労観の育成に役立つ。

◎職業体験、職場見学、外部講師の授業などを通して、勤労の尊さや意義を理解させ、職業や進路の選択と社会的自立に必要な望ましい勤労観や職業観を身に付けさせる。そして、将来の社会人として自立していくための態度や能力を育てたい。

◎キャリア・パスポートは学習指導要領の改訂により令和2年度からすべての小・中・高等学校で活用することになった。年度末には、次の学年・学校種間で確実に引き継いでいく。

◎県 HP <https://www.pref.saitama.lg.jp/g2204/kyokagai/shinro-career.html> 参照のこと。

## 20 どの子供にも光の当たる、個に応じた授業づくり

授業は、学校における最も基本的で重要な営みであり、これがしっかりしていないと子供は少しずつ不満を高めていく。一人一人の教師が、まず、全ての子供が参加できる授業の中で個に応じた指導を行い、子供たちが自らの成長を実感できる学習の営みを目指したい。

### ◇授業が基本◇

◎子供に「授業が楽しかった」と言わせるには、教師は教材を深く理解して臨むことが大切である。慣れによって、教材研究をおろそかにしていないか、常に自戒したい。

◎学習内容の習得状況は、子供一人一人で異なり、遅れがちな子供もいる。授業から疎外される子供が出てしまわないよう、全ての子供が参加し成長できる授業かどうか、常に考えたい。

◎授業において、思考を助ける具体的な事物を提示したり、理解を明確にするため身体の動きを取り入れたりする工夫が、子供たちの意欲を高めることにつながる。

◎教師は、黒板の前ばかりにいたるのではなく、意図的な机間指導を励行したい。特に、気になる子供のことをよく観察し、適切な支援が行えるよう努めることが大切である。

◎子供同士が「教え合う」仕組みをうまく作ることができれば、大きな効果がある。望ましい人間関係づくりにも効果があることを考えて、適切に取り入れたい。

◎管理職などに授業を見てもらい、積極的に指導を受ける。また、授業の上手な教師の授業を参観できるようにお願いし、よい点は積極的に取り入れ、授業改善に努める。

## 2 1 発言を引き出す

学習指導要領では、言語活動の充実が求められており、日々の学校生活の中で、積極的に発言の場を設けることが大切である。また、言語活動は、基礎的・基本的な知識・技能を活用し、思考力・判断力・表現力等を高めていくために重要な役割を果たす。様々な場面で、自分の考えを発表したり、他の児童生徒の発言をじっくり聞いたりして、思考を深めるなど学び合う状況づくりに努める必要がある。

### ◇学級の風土づくり◇

- ◎日頃から、発言している子供の方を向き、静かに聞く習慣づくりが大切である。また、子供たちが発言に慣れるまで、基本的な話形を決めておくとうい。例えば「私は〇〇だと思います、その理由は～です。」とすると、子供たちも発言しやすくなる。
- ◎話合いを中心とする場合は、机の配置等も変えるとよい。
- ◎発言する時間の確保が難しい場合、付箋紙に書かせ、意見を種類別に貼り分ける等の工夫をするとよい。

教師自身が、子供の誤った考えや的外れな答えの原因を把握することで、授業の展開に広がり生まれる。

他と異なる意見を発言した子供、最終的に不正解だった意見を発言した子供が嫌な思いをすることがないように、教師がうまくまとめていくことが必要である。

### ◇グループ学習◇

- ◎最初から学級全体での話合いが成立するものではない。グループ学習での積み重ねが大切である。
- ◎ペアワーク、4人グループ、6人グループ等も適宜取り入れる。グループの人数が多くなり、発言できない子供が出てきてしまうことがないように各活動について適切なグループの人数を工夫する。
- ◎グループ内で役割分担し、役割は固定化しないで変えていくとよい。ペアワークは1人が話合いの結果を発表し、質問に対する答えはもう一人が担当する等の方法がある。発言を引き出すために、書く活動を取り入れることもある。ワークシートを利用し考えをまとめさせながら、挙手や指名によって、発言させていく。

## 2 2 家庭学習の指導

家庭学習は、授業内容を定着させるとともに、毎日粘り強く学習に臨む姿勢を育成することをねらいとしている。学年段階にもよるが、宿題を含む家庭での学習の習慣化により学力をより一層伸ばしていきたい。適切な量の宿題を出すとともに、家庭での学習の仕方について、丁寧に指導していく必要がある。また、家庭学習の習慣化には、保護者の協力が欠かせない。保護者の協力が得られる説明をできるようにしたい。

### ◇家庭学習の基本◇

- 家庭学習の指導の基本的な点は次のようなものである。保護者にも伝えるようにする。
- ◎家庭学習の指導の根幹は、「習慣化」である。そのきっかけとして、「〇時になったら始める」と家庭学習の開始時刻を決めておく指導も有効である。
- ◎家庭学習の時間は、児童生徒の発達の段階に応じて、アドバイスをするとよい。
- ◎発達の段階によっては、茶の間や食卓など、保護者の目が届くところで学習させると効果的である。
- ◎学習内容としては、漢字練習、計算練習、視写、音読、問題演習などで、授業でやり方を十分身に付けさせておくことが大切である。なるべく早く答え合わせをして間違いを正し、誤ったまま頭に残らないようにする。また、自主的な学習は意欲的な取組につながる。

### ◇宿題をどう出すか◇

- ◎家庭学習を習慣化させるには、多い日や少ない日、内容の偏りなどがないように毎日一定量を継続的に出すことがよい。
- ◎小学生は、音読の宿題を出すことが多く保護者の印をもらうことなどが、学習の習慣付けにもなる。趣旨を丁寧に説明し協力を得たい。
- ◎学習の習慣付けができていない場合には量の少ない宿題を継続的に出すとよい。
- ◎教科担任制の場合は、同時期に大量の宿題が重ならないように、他の教科担当から出た宿題を把握しておく。

## 2 3 飼育・栽培環境

毎日生活する教室や学校において、草花を飾ったり、生き物を飼ったり、植物や野菜を育てたりすることは、児童生徒にとって、飼育や栽培の活動を通して、命が誕生する尊さ、成長を見守る喜び、命を守っていくことの大切さ等を実感させることができる。

### ◇飼育する動物の例◇

ザリガニ、サワガニ、トカゲ、クワガタ、カブトムシ、チョウ、カイコ、メダカ、金魚など

◎担任は、児童生徒のアレルギーや感染症等にも十分配慮し、衛生的な環境が保たれるようにする。(教師となって第一歩「教室で動物を飼育することについての判断」参照)

### ◇栽培環境の例◇

アサガオ、ヒマワリ、ミニトマト、キュウリ、サツマイモ、ホウセンカ、百日草、大豆、ヘチマ、カボチャ、インゲン豆、ジャガイモ、イネ、地域の特産品 など

### ◇和やかな教室環境づくり◇

◎担任は、教室に切り花や植木鉢、観葉植物などを置くことも含めた教室の環境づくりを考えるとよい。

### 【担任としての配慮事項】

- ・学校内で小動物を飼育する場合、教育課程上の位置付けと教育的な効果を考える。児童生徒の健康面や保護者の意向などを考慮した上で、児童生徒とよく話し合い、約束事を決めて最後まで責任をもって飼育させる。
- ・動物によっては「飼養衛生管理基準」(家畜伝染病予防法)に基づいて、適切に日常の衛生管理を行う必要がある。
- ・飼育・栽培をするには、飼い方や栽培方法を資料や先輩教師から学ぶ必要がある。また、保護者や外部の方に指導のお手伝いをしていただく場合は、事前に管理職に相談する。
- ・学級花壇(菜園)の手入れは、根気のいる作業である。係を決めたり、当番制にしたりすることが考えられるが、児童生徒に「水やりや草取りは大変だけど、愛情をもって手をかけた分、大きく育つよ。」などと声を掛け、関わりをもちながら活動させる。
- ・こうした飼育や栽培の活動を通じて、命の大切さについて学ぶ機会をつくったり、生き物に関する掲示コーナーをつくったりすることも効果的である。

## 2 4 学級だよりの発行 ～保護者との連携～

保護者は日頃から、我が子が学校でどのような生活を過ごしているのか知りたいと感じている。保護者が学校に出向く機会は限られており、学級だよりは保護者の不安を解消する手段となり得るものである。

### ◇発行に当たって◇

◎学級だよりは、学級づくりの一環とする。

◎個人情報の流出、肖像権に留意する。

◎管理職等の指導を得て発行する。

### ◇読み手に喜ばれる内容例◇

◎学級や学校での出来事をタイムリーに伝えるもの。

◎日常生活の中の小さな出来事や担任と児童生徒との触れ合いの中から捉えた話題。

◎定期テストの学習方法など、児童生徒や保護者が知りたいと思っている情報。

### ◇発行の効果◇

◎日々の様子を紙面で伝えることで、保護者は学校生活に関心を持つようになる。

◎児童生徒一人一人の様子が記載されることにより、児童生徒の自尊感情が高まる。

◎児童生徒の挑戦する課題について、担任と保護者が連携して支援するようになる。

- ・学級だよりは本分である学習指導がおろそかにならないように、計画的に取り組む。
- ・肯定的な視線で、子供たちの毎日の生活からよいところ、頑張っているところを探し、明るい紙面をつくっていくとよい。ここでも、「ほめる」ことを基本とする。
- ・特定の児童生徒を否定的に書くことは絶対に許されない。
- ・生活ノート等で、他の児童生徒に紹介したい内容等があれば、本人の了承を得た上で、積極的に紹介するとよい。
- ・学級生活をよりよくするために、保護者への協力を求める内容も考えられる。
- ・手書きは味わいがあるが、悪筆は信頼感を損なう。また、誤字脱字がないよう確認する。
- ・個人名は個人情報保護法を踏まえ、保護者会等で了承を得てから掲載する。また、特定の児童生徒の情報に偏らないように掲載する。

## 25 言語環境 ～教室環境の構成～

教師と児童生徒相互の多様な人間関係の中で、好ましい関係を形成し、充実した学級生活を実現していくためには、思いやりのある温かい言語環境が大切である。ゲーム機や携帯電話、スマートフォン等を多く使用する環境で育つ児童生徒たちは、「言葉で思いを伝える」経験が不足し、また苦手とされている。まず基本的な言語環境の整備を進めたい。言語環境には、音声言語の他、文字言語も含まれる。

### ◇肯定的な言葉遣い◇

◎人権尊重の視点に立ち、相手を思いやる言葉遣いができるようにする。また、社会性を育てるために、発達の段階に応じて、TPOに応じた言葉遣いができるようにする。

◎「一往復半」の会話を意識する。

(例：何かを尋ねる。→それに答える。→答えた内容について話をする。)

### ◇その他の言語的な要素◇

◎連絡板、掲示板等も、丁寧な字で、必要事項を過不足なく書くようにする。

## 26 掲示物 ～教室環境の構成～

児童生徒は、授業だけでなく、教室環境からも様々なことを学ぶ。したがって、日頃目にする教室掲示は重要である。明るく生き生きとした雰囲気を感じられたり、学習の成果が見取れたりする掲示は、学校生活への意欲をかきたてる。一方、更新されなかったり、破損していたりするような掲示は、学級担任の学級経営への意欲が疑われる。教室掲示は、学級担任の子供たちや学級への愛情表現の現れでもある。

### ◇学級目標◇

◎学級目標は単独で存在するのではなく、学校教育目標の実現に向けて、学級への所属感や連帯感を高めるものである。教室の前面など常に目に入る場所に掲示しておく。

◎学級目標は、担任をはじめ、児童生徒や保護者の願いも込められるものが望ましい。

◎学級目標は保護者にも知らせ、家庭と共有する。

### ◇前面掲示◇

◎次の内容は、教室の前面掲示の基本である。

- (1) 1年間を通して変えないもの、学級生活の根幹をなすものが中心となる。
- (2) 教室前面には、派手な掲示はせず、数も最小限にする。落ち着いた雰囲気になるようにする。
- (3) 避難経路や緊急時の対応などは、目立つようにする。

### ◇背面掲示◇

◎児童生徒の作品掲示の際には、次の点に留意する。

- (1) 掲示回数や、位置などが公平であること。
- (2) 作品を大切に扱うこと。  
(画鋏を刺さない。返却を丁寧に)
- (3) 教師の適切なコメントが添えられていること。  
(作成の過程も含め、肯定的に、公平に)
- (4) 破れたり、画鋏が飛んだり、いたずらされたりしないための工夫をすること。

◎学習関連物の掲示の際には、次の点に留意する。

- (1) タイムリーであること。  
(掲示物の鮮度を常に大切に)
- (2) 誤字、脱字、事実の誤り等がないか確認すること。
- (3) 見本・手本となる児童生徒のよい作品やノートを掲示する場合は、本人の了解や保護者の理解を得ること。
- (4) 個人情報流出、肖像権に留意すること。

教室の前面には黒板があり、授業中に使用される。授業中は黒板に集中させる必要があり、前面掲示はユニバーサルデザインの視点を踏まえ、シンプルで落ち着いたものであることが望ましい。

黒板には授業に関係ない資料等を掲示しない。

教室背面は、子供の作品、学習の成果を示すものや学習の手助けとなるもの、諸連絡物等を掲示することが多い。工夫して明るく、和やかな雰囲気を演出したい。

季節感のある掲示を工夫したい。背面掲示の一部を子供に任せる活動も考えられる。

シール等を使って、達成度グラフなどをつくる場合がある。ただし、このことで、児童生徒に競争原理を植えつけたり、生活意欲の低下につながったりすることがないよう考慮する。

また、採光や換気の妨げになったり、学習の妨げになったりするような掲示はしない。

## 資料(12) 保護者への対応

### 【基本的な心得】

#### 要求・要望への拒否感や先入観の払拭

- ① 保護者等の要求・要望は、学校の教育活動改善のヒントとなる「宝の山」である。
- ② 保護者等からの要求・要望について、「今までこんな苦情を言う親はいなかった。」「クレームは嫌だ。」という先入観を持たないで、真摯な態度で対応することが肝要である。

#### スピーディーな対応

- ① 要求・要望への対応で大事なことは「スピード」である。スピーディーな対応は判断の難しさを伴うが、保護者がスピーディーな対応を求めていることには迅速に対応する。

#### 誠実丁寧に初期対応

- ① よく話を聴く（共感的、受容的な態度）。メモをしっかりとる。要求・要望の真意を把握する。
- ② 言葉を慎重に選んで話す。憶測や不明なことは即答しない。曖昧な言葉、会話を中断する言葉、保護者に非があるような言い方は特に初期対応において慎む。
- ③ その場での安易な回答や確実性のない約束はしない。自分だけで判断が難しい部分は、改めて回答する旨を伝える。
- ④ 担当者や関係者（担任や学年主任、部活動顧問等）に伝達し、管理職に報告する。

### 【基本的な方策】

#### 校内対応組織の整備

- ① ホウ・レン・ソウ（報告・連絡・相談）を徹底する。管理職が知らない場合、問題が大きくなる。  
※主観は入れず、事実のみを記載した記録を残す。
- ② 報告及び指示のルートやルールを確立するとともに、要求・要望対応担当者を明確にする。
- ③ 要求・要望等への対応手順と基本行動における行動マニュアルを作成し、校内で共通理解を図る。

#### 関係機関との緊密な連携

- ① 校内だけでの対応では難しいと校長が判断した場合は、関係機関等と緊密に連携する。
  - ア 市町村教育委員会（法律問題等について、市町村の顧問弁護士に相談）
  - イ その他の機関（児童相談所、民生・児童委員、警察、保護司等）
  - ウ 解決を見出だすキーパーソン（スクールソーシャルワーカー等）

#### 要求・要望の対応力の育成（研修）

- ① 研修内容
  - ア 要求・要望対応の基本
  - イ 人間関係づくり
  - ウ 相手のニーズの把握と整理
  - エ 学校が提案する解決策への誘導
  - オ クレームの発生防止
- ② 研修方法
  - ア 事例研修
  - イ グループ・ミーティング
  - ウ ロール・プレイング

※電話の対応、来校者の対応

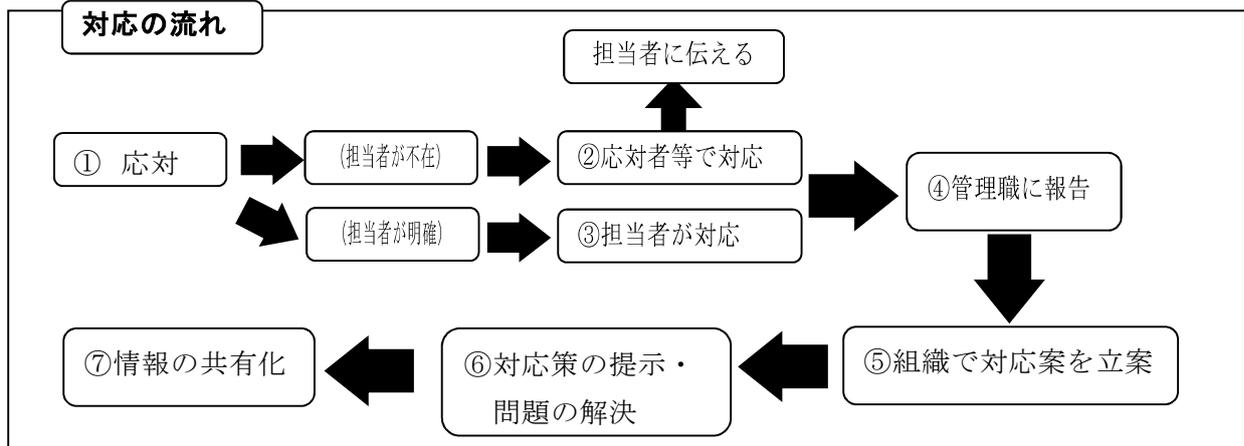
## 【基本的な対応における留意事項】

### 1 電話の場合

最初に、保護者等が要求・要望を学校に寄せる場合は、電話によるものが多い。電話が様々な要求・要望への対応の第一歩であり、その対応次第で、その後の対応が困難になる場合もある。そのため、初期の電話対応には十分な配慮が必要となってくる。

言葉遣いに十分に気を付け、相手の立場になって対応するように心掛ける必要がある。また、対応の在り方について、校内で共通理解を図る必要がある。（「行動マニュアル」の作成等）

また、電話では、相手の言いたいことが直接分からないことや感情的になってしまうことも懸念されるので、できるだけ来校してもらい、話し合いの場をもつように対応する。



#### ① 応 対

内 容	留 意 点
・ 氏名等の確認 ・ 用件の確認 ※ 担当者の確認	・ 匿名者については、無理に名前を聞き出さない。 ・ 匿名者にも丁寧に対応する。 ・ 申し出の内容を確認し、記録をとる。 ※ 一人で抱え込まず、用件を必ず担当者と管理職に伝え、情報の共有化を図る（担当者に伝わらず、対応の拙さが新たな苦情の原因になることもある）。

#### ② 対応者等で対応

内 容	留 意 点
・ 相手の意向の確認 ・ 用件の内容の確認 ※ 担当者への連絡	・ 担当者が不在であることを丁寧に伝える。 ・ 相手の意向に添って対応するが、 ① 担当者に近い者が用件を聞く。 ② 担当者から連絡させる（担当者から連絡する時刻等を伝える）。 ③ 後日、再度連絡をもらう。 ・ 回答を求められる場合は、連絡先と回答期限を確認する。 ・ 担当者に電話の内容を伝え、できるだけ早めに対応させる。 ・ 相手の話を復唱しながら、正確にメモをとる。

### ③ 担当者が対応

内 容	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 傾聴</li><li>・ 事実確認、問題点の把握</li><li>・ 記録</li><li>・ 回答の用意</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 傾聴する姿勢で臨む（相手の言葉を遮ったり、言い訳したりせず、冷静に対応する）。すぐに説明や主張をしない。</li><li>・ 5 W 1 Hで事実確認をして問題点をつかむ。</li><li>・ 個人としての意見を言ったり、即答や約束をしたりしない。</li><li>・ 回答を求められる場合は、連絡先と回答期限を確認する。</li><li>・ 主観を入れず、事実のみを記載した記録を残す。</li><li>・ できるだけ早めに対策を立案し、回答する。</li><li>・ 不当な要求に対しては、毅然とした回答をすることも大切である。</li><li>・ 一人で抱え込まずに、内容を管理職に必ず伝え、情報の共有化を図る（管理職に伝わらず、対応の拙さが新たな苦情の原因となることもある）。</li><li>・ クレームで長時間になりそうな場合は、〇時から会議がある等を伝え、了解を得て、改めて連絡するようにする。</li><li>・ 出来る限り、来校して話をしてもらう。（「来校者への対応」を参考）</li></ul>

### ④ 管理職に報告

内 容	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 報告</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 要求等の内容、問題点、相手の状況等を的確に把握し報告する。</li><li>・ 組織としての対応報告の検討をする。</li></ul>

### ⑤ 組織で対応策を立案

内 容	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 対応方針、対応策の立案</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 組織として対応方針、対応策を検討する。</li><li>・ 校長の指示、了承も得て、解決策を決定する。</li><li>・ P T Aや学校評議員、外部関係機関等の協力も得る。</li><li>・ 内容により、市町村教育委員会の助言等も得る。</li></ul>

### ⑥ 対応策の提示・問題の解決

内 容	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 問題の解決</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 直接会って、丁寧に誠意をもって説明する。</li><li>・ できるだけ迅速に対応する。</li><li>・ 関係者への報告、連絡も忘れずに行う。</li></ul>

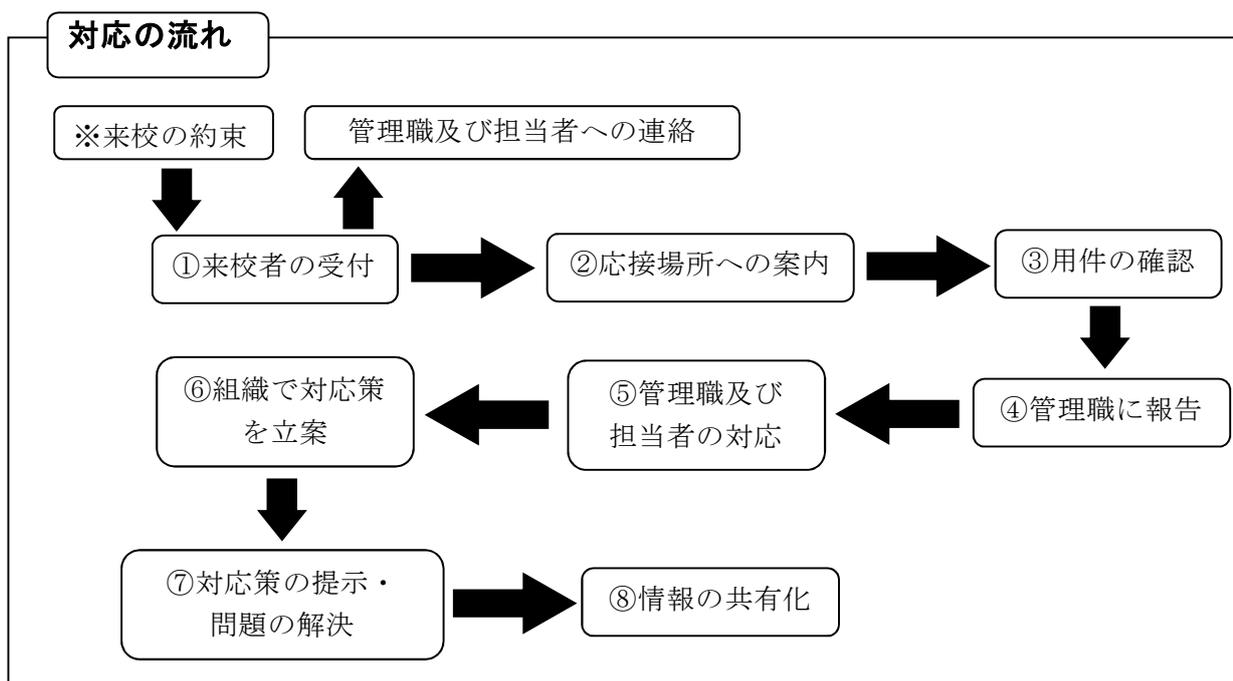
### ⑦ 情報の共有化

内 容	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 対応方法等の情報の共有</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 要求等の内容、対応方法、経緯や結果などをまとめて記録し、関係者だけでなく、職員で事例や対応方法等を共有する。</li><li>・ 内容等の分析に基づき、再発防止のための方針を決定する。</li><li>・ 教職員倫理確立委員会の一層の機能強化を図る。</li></ul>

## 2 来校の場合

保護者等が来校する場合は、電話での学校の対応に納得できなかった場合が多い。しかし、電話での連絡等が全くなく、直接来校する場合もある。どのような場合でも、最初の対応が来校者への印象を決定付けてしまうこともあるので、態度や言葉遣いに十分に配慮をして誠意をもって対応することが重要である。

また、要求・要望の内容が多岐にわたる場合や長時間に及ぶ場合、度重なる場合等、様々なケースがある。さらに相手が感情的な状況で、学校としての事実関係等の把握が十分できないことも考えられ、そのような状況の中で即答をしたり、約束をしたりすることで、かえって状況を悪化させてしまう場合もある。いずれのケースにおいても、誠意をもって対応していくことを基本に問題の解決を見据えて、長期的かつ多角的な視点に立った組織的な対応が必要である。



### ※来校の約束

内 容	留 意 点
・ 来校の日時、人数、氏名等の確認	・ 希望日を複数預かり、調整する旨を伝え、一度電話を切る。管理職等に連絡し、調整した後に返信する。 ・ ケースによっては、あらかじめ終了時刻を設定する。

### ①来校者の受付

内 容	留 意 点
・ 氏名、用件、人数、訪問者の立場（保護者、地域の方等）の確認	・ 丁寧に対応する。 ・ 不審な点はないか確認する。 ・ 管理職及び担当者に連絡する。

## ②応接場所への案内

※突然の訪問の際は、先に用件を確認してから案内する。

内 容	留 意 点
・会議室、相談室等での対応	・会議室、相談室等での対応を原則とする。 ・授業中の教室等には案内しない。 ・校長室に案内する場合があることも想定しておく。

## ③用件の確認

内 容	留 意 点
・用件の的確な把握	・まず、相手の話を聴く。 ・誠実に対応する。 ・担当者が対応できるかどうかを確認する。

## ④管理職に報告

内 容	留 意 点
・収集した情報の報告	・情報収集した内容や来校者の状況を報告する。

## ⑤管理職及び担当者の対応

内 容	留 意 点
・傾聴 ・記録 ・確認	・管理職及び担当者が対応する。担当者が不在の場合は、学年主任等が対応する。 ・原則として一人では対応しない。 ・すぐに説明・主張をせず、傾聴する姿勢で臨む。 ・要求等の内容を記録し、確認する。 ・個人としての意見を述べたり、即答や約束をしたりしない。 ・不当な要求に対しては、毅然とし回答をすることも大切である。 ・時間を無制限にせずに、常識的な範囲で設定する。 ・ケースにより、録音されていることも想定しておく。

## ⑥組織で対応策を立案

内 容	留 意 点
・事実確認 ・対応方針、対応策の立案	・校長を中心に、組織的な対応を検討する。 ・教育委員会等の助言も得る。 ・必要に応じてPTA、学校評議員等の助言も得る。 ・必要に応じて第三者機関の協力も得る。

### ⑦対応策の提示・問題の解決



内 容	留 意 点
・問題の解決	・できるだけ迅速に対応する。 ・来校者に対して誠意をもって回答する。 ・文書により回答する場合は十分に精査する。 ・関係者への報告・連絡を行う。

### ⑧情報の共有化

内 容	留 意 点
・対応策等の情報の共有化 ・組織での対応	・一部の関係職員だけでなく、全体での情報の共有化を図る。 ・要求等を一人で抱え込まずに組織的に対応する。

## 3 その他の場合

### (1) 手紙や電子メールによる場合

- ・受信したら、担当者が迅速に管理職に報告する。
- ・返信が制度化されている場合は、速やかに回答する。
- ・内容によっては、直接会って回答するという方法もある。
- ・担当者が単独で回答するのではなく、管理職を中心として組織として回答する。
- ・メール等文書で回答する場合は、十分に内容を精査して回答する。

### (2) 第三者等間接的な場合

- ・回答すべきか十分に検討する。回答できない場合でも、誠実に対応する。

# 資料(13)「地域学校協働活動」とは

## 1 背景等

### (1) 社会の動向

少子化、核家族化、都市化、情報化など、社会の急激な変化に伴い、子供を取り巻く環境に様々な課題が生じている。

- 学校 …… 社会の変化への対応の必要、学校教育の役割の増大  
学校が抱える課題が複雑化・多様化
- 家庭 …… 家庭の教育力の懸念、保護者の価値観の多様化
- 地域 …… 地域の教育力の懸念、異年齢や異世代の人との交流の減少

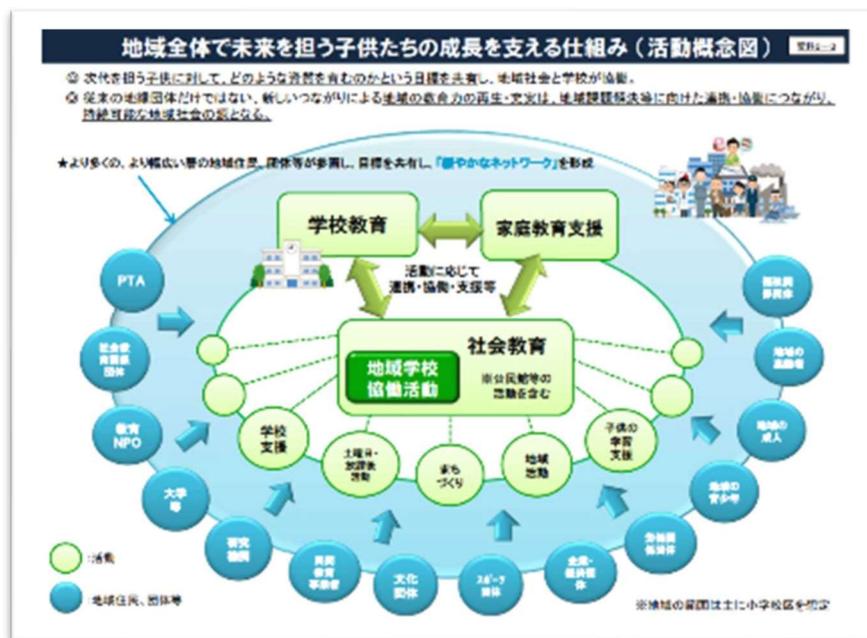
### (2) 社会に開かれた教育課程の実現に向けて

「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められている資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、地域と学校の連携・協働の推進が重要である。

## 2 「地域学校協働活動」とは

### (1) 定義

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・期間等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。



文部科学省ホームページ「学校と地域でつくる学びの未来」

### (2) 具体的な活動例

子供の成長を軸として、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、意見を出し合い学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進し、地域の創生につな

がっていくことが期待される。例えば、子供たちが地域に出て行って郷土学習を行ったり、地域住民と共に地域課題を解決したり、地域の行事に参画して共に地域づくりに関わるといった活動が挙げられる。

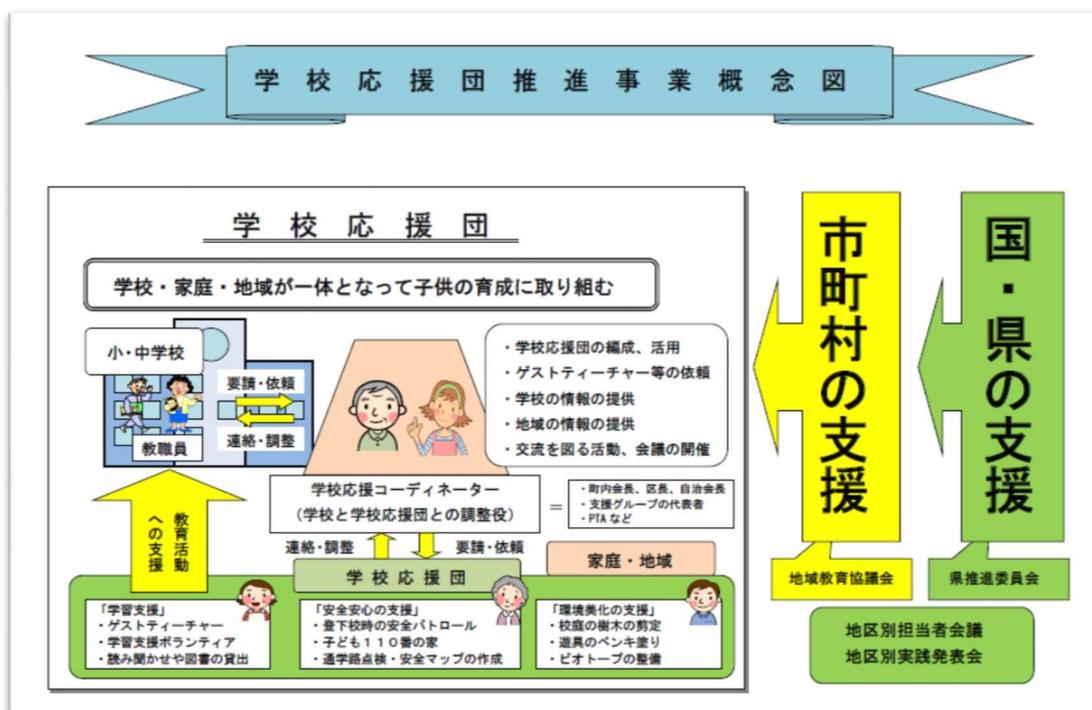


文部科学省ホームページ「学校と地域でつくる学びの未来」

### 3 学校に対する多様な協力活動

#### (1) 「学校応援団」とは

- 保護者や地域住民が、ボランティアとして学校の教育活動を支援する組織。
- 学校とボランティアとの橋渡し役として、「学校応援コーディネーター」が配置されている。



## (2) 「学校応援コーディネーター」とは

- 学校と「学校応援団」との間で調整を行うボランティア  
県では、「学校応援団」の組織的・継続的な活動を目指すため、「学校応援コーディネーター」の複数配置を推奨している。
- 「学校応援コーディネーター」の担い手  
(例) ・ P T A 役員・学校評議員・学校運営協議会等関係者・「おやじの会」関係者  
・ 町内会長・区長・自治会長・民生委員・児童委員
- 「学校応援コーディネーター」の役割  
(例) ・ 学校の依頼を受けて、ボランティアと連絡・調整  
・ 地域や学校の実情に応じた「学校応援団」の活動の企画・立案

## (3) 「学校応援団」の主な活動内容

- 学習活動への支援・・・「学習支援ボランティア」として、児童生徒の学習活動を支援  
(例) ・ ミシン、書写等の実技支援 ・ 放課後、長期休業中等の補習支援  
・ 体験活動への支援 等
- 安心・安全確保への支援・・・児童生徒の登下校時などの安全確保を支援  
(例) ・ 登下校時における通学路の見守り ・ 朝の挨拶運動、校内外の巡回  
・ 防災訓練への協力 等
- 学校環境整備への支援・・・花壇の整備を行うなど、教育活動の環境整備を支援  
(例) ・ 花壇の整備、除草 ・ 学校の施設設備の修繕  
・ 学校図書館の図書整理 等

### 【成果】

- 「地域人材」を活用した支援活動の結果という視点から
  - ・ 子供の多様な体験や経験が増加した。
  - ・ 学習活動の支援により、子供の学習意欲が向上した。
  - ・ 学校や教員の負担が軽減された。
- 学校と家庭・地域との連携という視点から
  - ・ 学校の教育活動への支援を通じ、保護者や地域の方の学校に対する理解や信頼が深まり、連帯感が強まった。
  - ・ 保護者や地域の方の「生きがい」や「やりがい」などにつながった。

### 【課題】

- 学校応援コーディネーターやボランティアの人材確保
- 学校応援コーディネーターやボランティアとの打ち合わせや調整時間の確保

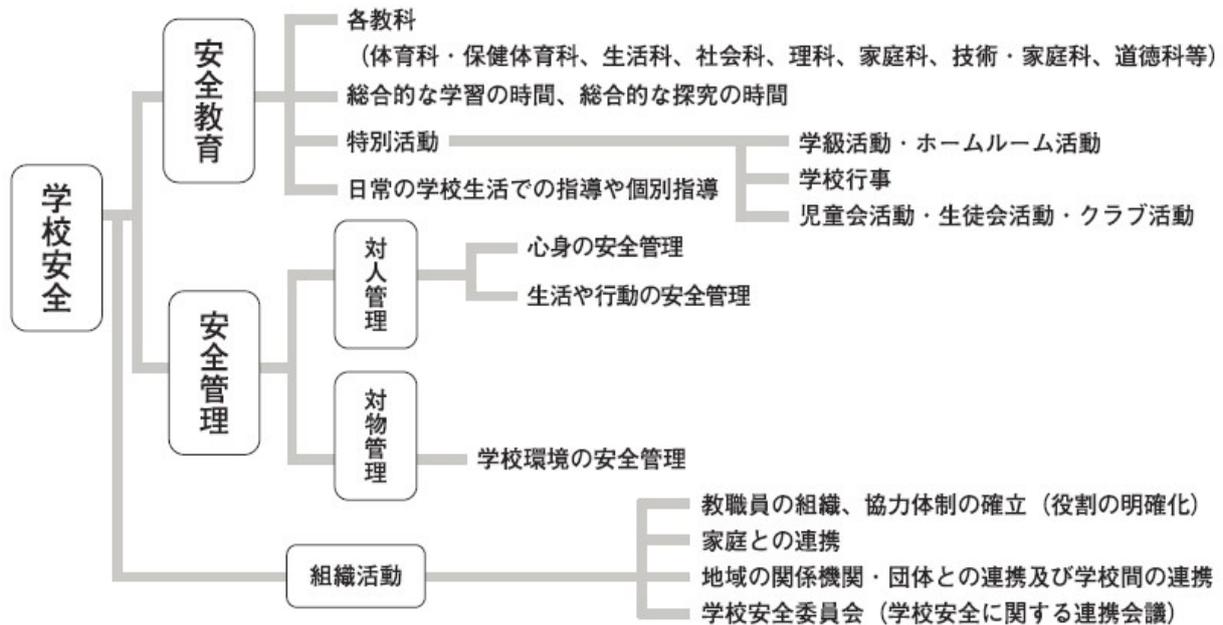
学校応援団に関する調査結果、優良事例は埼玉県HPを御参照ください。

埼玉県HP「『放課後子供教室』『学校応援団』実践事例集」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2215/ibasyo/jigyohoukokuso.html>

# 資料(14) 学校安全

## 1 学校安全の構造図



## 2 安全教育の重点

- (1) 各教科（体育科・保健体育科、生活科、社会科、理科、家庭科、技術・家庭科、道徳科等）
- (2) 総合的な学習の時間、総合的な探究の時間
- (3) 特別活動  
学級活動・ホームルーム活動、学校行事、児童会活動・生徒会活動・クラブ活動
- (4) 日常の学校生活での指導や個別指導

## 3 生活安全（防犯教育）の推進

- (1) 現状を把握する・・・不審者被害等の発生状況、防犯情報等の確認
- (2) 防犯教育の目標・・・『安全確保の方法と安全な行動』がとれるようにする。
- (3) 防犯教育のポイント・・・「地域安全マップ」の活用・見直し  
心肺蘇生法等の応急手当に関する実習の実施

## 4 交通安全教育の推進

- (1) 現状を把握する・・・交通事故の発生状況、危険箇所の確認
- (2) 交通安全教育の目標・・・『危険の理解と安全な行動』がとれるようにする。
- (3) 交通安全教育のポイント・・・「地域安全マップ」の活用・見直し  
「交通事故防止 5つの行動」の徹底  
スクールガード等の保護者や地域住民との連携

## 5 災害安全（防災教育）の推進

- (1) 現状を把握する・・・「ハザードマップ」等で、学校周辺の状況を確認
- (2) 防災教育の目標・・・『正しい備えと適切な判断・行動』がとれるようにする。
- (3) 防災教育のポイント・・・余震や停電等の発生を踏まえた実効性のある訓練等の実施

## 6 事件・事故発生時における心のケア

心のケアの必要性を判断するうえで重要な児童生徒等の心身の健康状態を把握する方法・手段について、保護者との連携方法も含めて定めておく。また、事件・事故発生後、児童生徒等にトラウマ反応が現れたときの対応方法についても教職員で共通に理解する。

## 7 安全管理について

- (1) 学校保健安全法における規定
  - ・学校安全計画の策定等（第27条）
  - ・学校環境の安全の確保（第28条）
  - ・危機管理マニュアルの作成等（第29条）
  - ・地域の関係機関等との連携（第30条）
- (2) 学校環境の安全管理（安全点検の実施と事後措置）  
安全点検実施後に安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、危険箇所の明示、施設・設備の修繕等を行うなどの適切な措置を講じなければならない。
- (3) 学校生活の安全管理  
教育活動中の自校の児童生徒等の多様な行動の実態を踏まえ、安全管理の観点と方法について教職員で共通に理解する。
- (4) 通学の安全管理  
安全な通学路の設定、通学路による登下校の徹底、定期的な通学路の点検、危険箇所等の周知・対策等を行い、児童生徒等の通学時の安全を確保する。
- (5) 危険等発生（事件、事故、災害）に備えた安全管理  
危機管理マニュアルの作成と周知及び不断の見直し
- (6) 事件・事故発生時の緊急対応  
いつでも・誰にでも起こり得ること→いつでも・誰でも対応ができること
- (7) 記録の重要性  
「事実の記録」を確実に行う。（報道対応も想定）

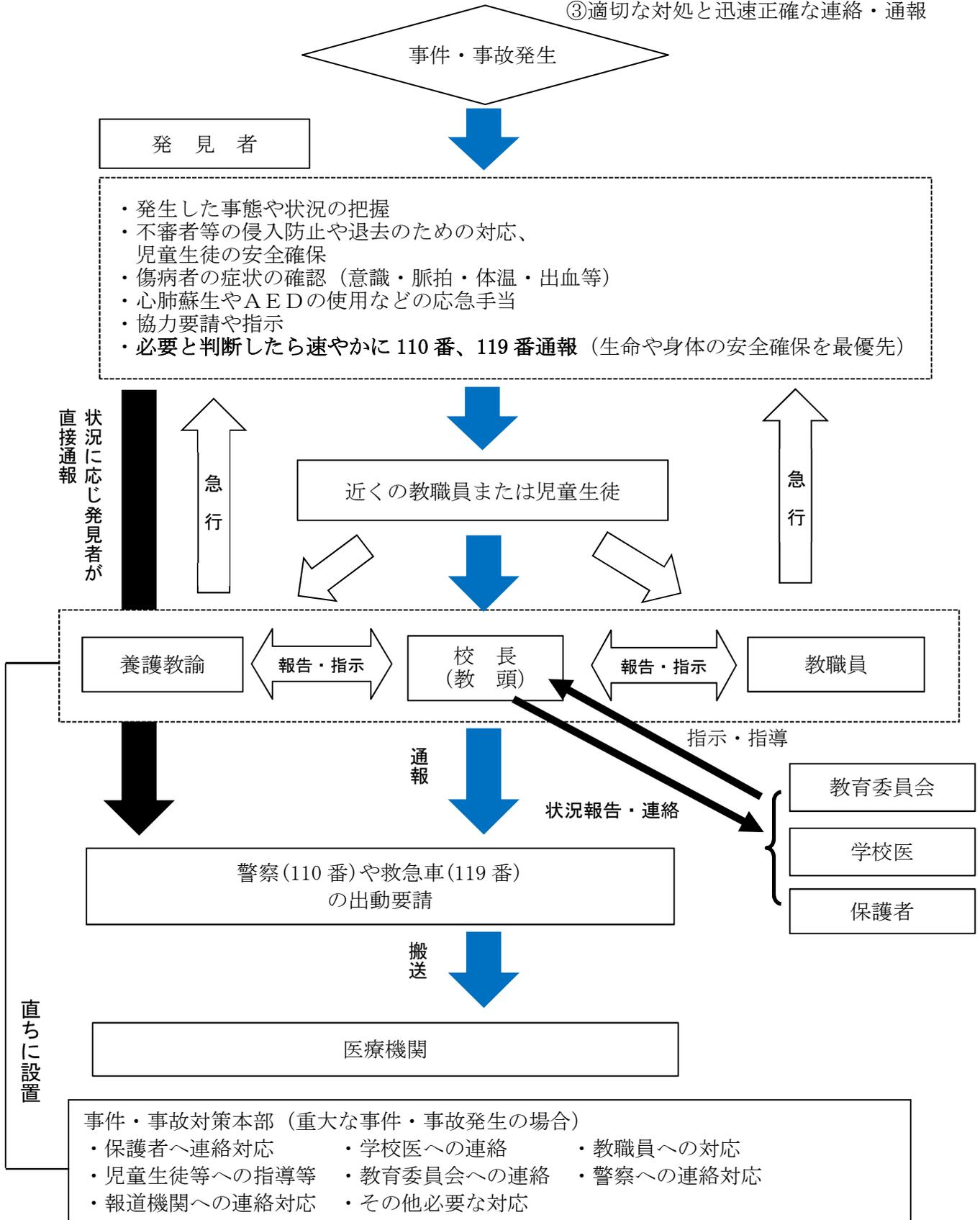
## 8 組織活動について

- (1) 安全教育・安全管理における組織活動
  - ・校内の体制づくり
  - ・保護者・PTAとの連携
  - ・地域住民との連携
  - ・警察・消防署等関係機関との連携
- (2) 警察・消防署等関係機関と連携した教職員研修の実施とその充実

## 9 事件・事故発生時の対応について

<方針>

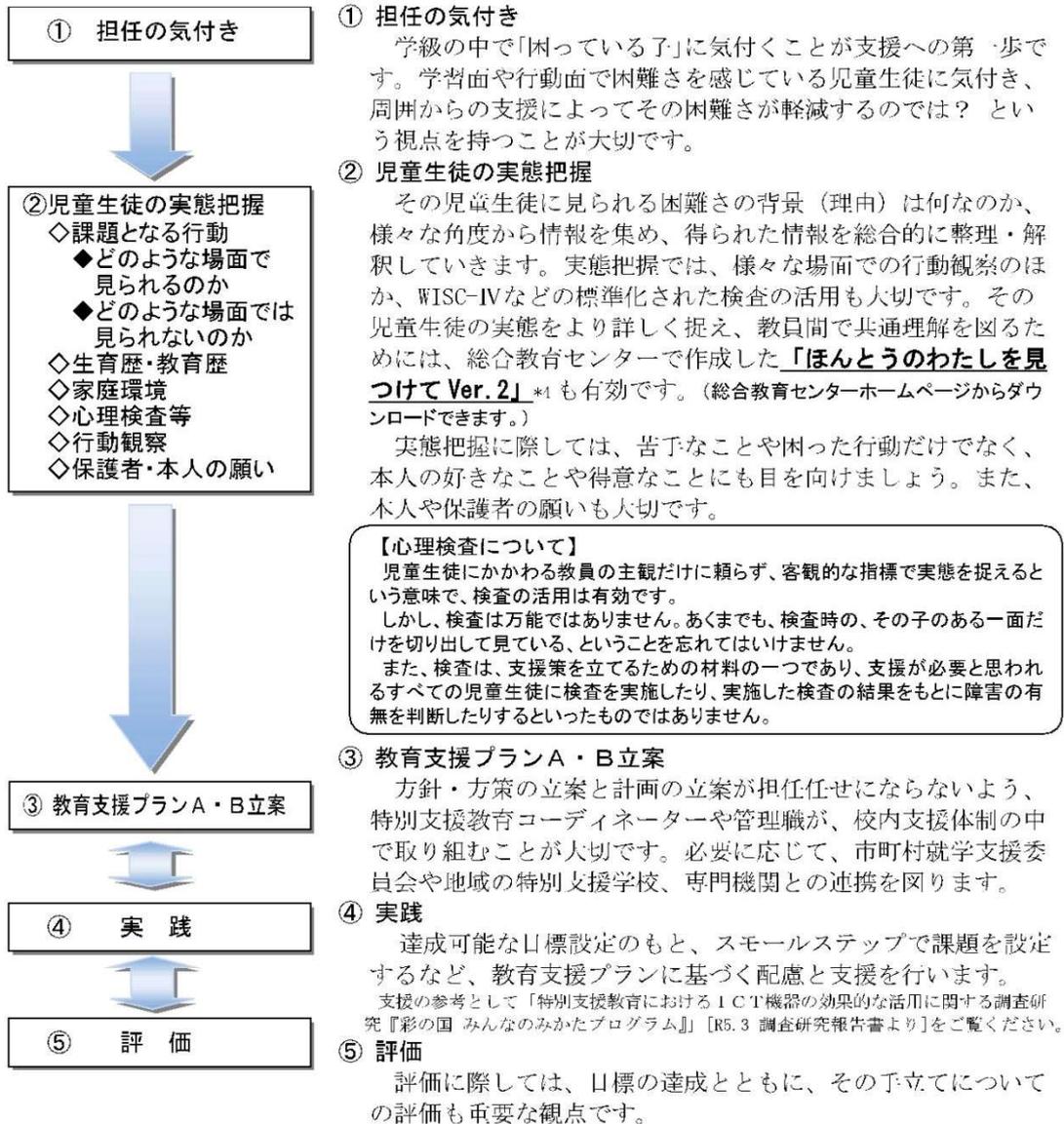
- ①児童生徒の安全確保、生命維持最優先
- ②冷静で的確な判断と指示
- ③適切な対処と迅速正確な連絡・通報



# 資料(15) 発達障害等の特別な教育的ニーズのある児童生徒の理解と支援

## VI 特別な支援を必要とする児童生徒への気付きと支援 1 「困っているのでは？」と気付いたら

### (1) 気付きから支援までの流れ



### (2) 保護者との連携

教育支援プランA・Bの作成及び評価に際しては、保護者との連携が不可欠です。特別な支援を必要とする児童生徒への支援方針等を説明し、共有化していきます。

保護者との連携を進める上では、以下のような観点が大切です。

- ① 保護者の願いと子供の兄方
- ② 家庭での様子
- ③ 生育歴や既往歴
- ④ 相談・療育歴
- ⑤ 家族構成、家族の関係や生活パターン、生活環境など

参考・引用文献：「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～」平成29年3月 文部科学省

# 教育支援プランA（個別の教育支援計画） 記入例

ふりがな	○○ ○○	性別	生年月日	<b>取扱注意</b>	
本人氏名	○○ ○○				
ふりがな	○○ ○○	住所			
保護者等氏名	○○ ○○	TEL			
対象期間	令和○年○月○日（○学部○年）から令和○年○月○日（○学部○年）まで3年間				
作成年度	学校名	校長名	学部・学年・組	記入者名	
1	令和4年度	県立○○特別支援学校	○○ ○○	○学部・○年・○組	○○ ○○
2					
3					
特別な教育的ニーズ	（対象幼児児童生徒は現在）①…… ②…… ③……（・・という状況である。・・という点で困っている。） 従って（発達段階や本人の特性・保護者の願いを踏まえ、中長期的な視点から）①…… ②……などの支援が必要である。 支援に当たっては（置かれている環境、本人の特性・得意分野などを考慮し）①…… ②……などの配慮が必要である。				
（追加）					
本人・保護者等の願い	※今伸ばしたい力 ※長期的（3年程度）な目標 ※興味・関心のある事柄 ※得意なこと ※苦手なこと ※必要な配慮についての意思の表明 等				
合理的配慮の実施内容	※合意の形成に基づいて実施する合理的配慮の内容を記入する				
（追加）					
教育機関の支援		目標・機関名	支援内容	評価	
	所属校	○○特別支援学校 ①…… ②……（3年間を見据えた目標） ③……	①…… ②……（支援内容・配慮事項） ③……	※個々の支援内容についての評価を踏まえ、特徴的な事柄を記入 ※1, 2年目に達成した場合、目標を見直す場合、引き継ぎで必要な場合には、その時点で記入する（記入年月日を入れる）	
	（追加）	※ 目標の見直しを行った時に随時記入する（記入年月日を入れる）。			
	就学支援委員会の助言内容	○○市就学支援委員会	※支援機関・支援内容等に対する助言などを記入する		
	（追加）				
支援籍、交流及び共同学習	○○市立○○学校で支援籍学習	①……、②……（支援内容） ○学期（月・週）○回、○の学習に参加			
（追加）					
関係機関の支援		機 関 名	支 援 内 容		
	医療・保健	病院（主治医等）、保健所、保健センターなど	※現在の通院の状況、発作等への薬物治療の状況、身体障害への治療内容などを記入する。		
	（追加）				
	福祉・労働	児童相談所、福祉事務所、生活支援センター、就労支援センター、企業、作業所など	※各機関からどのような支援を受けるか ※今後（卒業後に向けて）どのような支援が必要か ※産業現場等における実習の状況と今後の課題 ※個別移行支援計画としての内容は、補助シートで補う		
（追加）					
家庭・地域	学童保育、子ども会、放課後活動、ボランティア、習い事など	※放課後や週末、地域の学童保育などで支援を受ける ※ボランティアの支援を受ける ※家庭での生活や配慮事項 ※余暇の過ごし方			
（追加）					
本人のプロフィール	障害の状況	※障害名 ※手帳の種類（取得年月日）※発作・服薬の有無・状況・配慮点 ※障害の程度・状況等 ※障害から派生する生活上・行動上の配慮事項			
	これまでの支援内容	※出産時の様子 ※子育てで気になった点（運動、言語、対人関係等）※乳幼児検診 ※治療・訓練の経過 ※保育所・幼稚園への通園状況 ※学校への通学状況			
	生育歴 療育歴 教育歴				
	相談歴 諸検査	※保健センター親子相談 ※発達相談 ※教育委員会・就学相談 ※知能検査、社会生活能力検査の実施結果			
その他					

## 教育支援プランB（個別の指導計画）

本人氏名	〇〇 〇〇	学校名	県立〇〇特別支援学校	<b>取扱注意</b>
学部・学年・組	〇学部〇年〇組	記入者名	〇〇 〇〇	
指導方針	<p>※教育支援プランAを受けて、年度当初の状況を踏まえ、具体的な指導目標と配慮事項を記入する。</p> <p>現在・・・という状況である（・・・ができるようになってきた、・・・に興味を持っている、・・・でつまずいている）ので、・・・に配慮しながら（・・・という場を設定しながら）・・・できる（・・・の力を伸ばす、・・・が経験できる、・・・に自信がもてる、・・・への関心・意欲を育てる）ように指導する。</p>			
（追加）				
<b>指導に結びつく実態</b>				
1 健康の保持 （日常生活面、健康面など）	<p>※自立活動の6区分（27項目）を意識し、幼児児童生徒の全体像を踏まえ、指導に結び付く実態を記入する。</p> <p>※「ここまではできる」という現状を明確にする。</p>			
（追加）				
2 心理的な安定 （情緒面、状況の理解など）				
（追加）				
3 人間関係の形成 （人とのかかわり、集団への参加など）				
（追加）				
4 環境の把握 （感覚の活用、認知面、学習面など）				
（追加）				
5 身体の動き （運動・動作、作業面など）				
（追加）				
6 コミュニケーション （意思の伝達、言語の形成など）				
（追加）				
7 その他 （性格、行動特徴、興味関心など）				
（追加）				
各教科等	学習課題・目標	指導内容・方法・手だて	評価	
自立活動	<p>※課題に基づいた具体的な目標を能動的な表現で記入する</p>	<p>各教科等のそれぞれの指導内容を書き込んだ年間指導計画などを作成していることを前提に、それらに基づき、個別の指導目標、指導内容、配慮事項等を明らかにしたもの</p>	<p>指導場面での特徴的な様子、成長した点、今後の課題や目標などを具体的・客観的に記入する</p>	
（各教科等）			<p>教科ごとに重点的な指導場面について、具体的に方法（手だて）を記入する。</p>	
		<p>幼児児童生徒一人一人に対する指導上の配慮事項を付記する</p>		

# 発達障害の 理解のために

平成17年4月より発達障害者支援法に基づいた取り組みがスタートしています。

発達障害者支援法では、これまで制度の谷間におかれていて、必要な支援が届きにくい状態となっていた「発達障害」を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義し、支援の対象となりました。

この法律は、「発達障害」のある人が、生まれてから年をとるまで、それぞれのライフステージ（年齢）にあった適切な支援を受けられる体制を整備するとともに、この障害が広く国民全体に理解されることを目指しています。



# 発達障害ってなんだろう？

## 自閉症



### Aちゃんの例

急に予定が変わったり、初めての場所に行ったりすると不安になり動けなくなることがよくあります。そんな時、周りの人が促すと余計に不安が高まって突然大きな声を出してしまうことがあります。周りの人から、「どうしてそんなに不安になるのかわからないので、何をしてあげたらよいかかわからない」と言われてしまいます。

でも、よく知っている場所では一生懸命、活動に取り組むことができます。



## アスペルガー症候群

### Bくんの例

他の人と話している時に自分のことばかり話してしまって、相手の人にはっきりと「もう終わりにしてください」と言われないと、止まらないことがよくあります。周りの人から、「相手の気持ちがわからない、自分勝手にわがままな子」と言われてしまいます。

でも、大好きな車のことになると、専門家顔負けの知識をもっていて、お友達に感心されます。



ここに示したのはあくまで一例であって、どんな能力に障害があるか、どの程度なのかは人によって様々です。子どもにも大人にもこれらの特徴をもつ人がいます。

発達障害は障害の困難さも目立ちますが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てもアンバランスな様子が理解されにくい障害です。そのため、上で紹介したような印象をもたれていることが多くあります。近年の調査では、発達障害の特徴をもつ人は稀な存在ではなく、身近にいることがわかってきました。

発達障害の原因はまだよくわかっていませんが、現在では脳機能の障害と考えられていて、小さい頃からその症状が現れています。

早い時期から周囲の理解が得られ、能力を伸ばすための療育等の必要な支援や環境の調整が行われることが大切です。





### Cさんの例

大事な仕事の予定を忘れて、大切な書類を置き忘れたりすることがよくあります。周りの人にはあきれられ、「何回言っても忘れてしまう人」と言われてしまいます。

でも、気配り名人で、困っている人がいれば誰よりも早く気づいて手助けすることができます。



気づかれます

## 注意欠陥多動性障害

ADHD



### Dさんの例

会議で大事なことを忘れまいとメモをとりますが、本当は書くことが苦手なので、書くことに必死になりすぎて、会議の内容がわからなくなることがあります。

後で会議の内容を周りの人に聞くので、周り的人から、「もっと要領よく、メモを取ればいいのに」と言われてしまいます。

でも、苦手なことを少しでも楽にできるように、ボイスレコーダーを使いこなしたりと、他の方法を取り入れる工夫をすることができます。

## 学習障害

LD

気になることがあれば、市町村の窓口や都道府県等の発達障害者支援センターに相談することができます。

## 「発達障害」の相談窓口

### 発達障害者支援センター

各都道府県等で、発達障害者の日常生活(行動やコミュニケーション等)についての相談支援や発達支援、就労支援(必要に応じて公共職業安定所、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等と連携)、普及啓発及び研修を行っています。

また、障害の特性とライフステージにあわせた支援を提供するために、医療、保健、福祉、教育及び労働等の各関係機関と連携を図ります。



## 支援のポイント

二次的な障害を起こさないために

LD・ADHD・高機能自閉症等の状態を示す児童生徒が、いじめの対象となったり、不登校になる場合があり、それが二次的な障害を引き起こしているとの指摘もあります。



### 授業の中で

#### 単元や活動のねらいの明確化を

- ・授業の流れや取り組んでほしいことをあらかじめ伝えるなどの工夫をしましょう。
- ・指示をするときは具体的に、短くしましょう。

#### 板書や書くときの配慮を

- ・板書は量を少なくし、色や文字の大きさを工夫しましょう。
- ・量や内容、枠の大きさ等を配慮したワークシートを作成しましょう。

#### 児童生徒の実態に応じた課題の設定を

- ・課題を少なめに区切ってみましょう。
- ・がんばったところがわかるようにしましょう。

#### 視覚的情報の活用を

- ・カードや写真などを活用し、見て理解できる工夫をしましょう。

#### 個別の指導の機会を

- ・支援体制を工夫し、個別の指導の場を設けるなど、失敗させない工夫や成功した経験を積み上げる工夫をしましょう。



### 本人に対して

#### 特性を生かし、存在感をもたせる工夫を

- ・関心の強いものや特定の知識などがある場合は、それを生かして、学習や学級経営に活用しましょう。

#### 自信が持てる配慮を

- ・うまくできたことはしっかりほめ、自信ややる気を持てるように関わり方に配慮しましょう。

#### ルールや指示を明確に

- ・指示は短く、できるだけ具体的にしましょう。
- ・急な変更がある場合は、できるだけ見通しが持ちやすいよう予告をするなど配慮しましょう。

#### 友だちとの関わり方を学ばせる配慮を

- ・友だちとどのように関わるのがよいかや、相手の立場を考えられるような具体的な方法を、学ばせるようにしましょう。

### 学級の子どもたちに対して

#### 友だちのよさを認め合う

#### 学級づくりを

- ・みんなが得意なことや不得意なことがあることを理解し、認め、助け合う雰囲気をつくりましょう。

#### 教師が関わり方の手本を

- ・教師の本人への声かけや関わり方を通して、児童生徒に手本を示しましょう。



### 教室環境の工夫

#### 座席位置の工夫を

- ・児童生徒の特性に応じて、教師の近くや窓から離れた前方の席にするなど、座席の位置に配慮しましょう。

#### 環境の調整を

- ・特に前方の掲示物はシンプルに、気が散りそうな物はできるだけ視野に入らないようにしましょう。
- ・1日の見通しがはっきりとわかるよう、今日の予定ボード等を活用しましょう。
- ・棚や箱等を利用して、持ち物が整理整頓しやすいようにしましょう。

### 保護者に対して

#### 情報の共有を

- ・学校や家庭での様子を、できるだけ具体的に伝え合う関係を大切にしましょう。

#### 一緒に考える姿勢を

- ・すぐに結論を出そうとするのではなく、保護者と一緒に考える姿勢を大切にしましょう。

#### 関係機関等の情報提供を

- ・地域の関係機関等の情報を収集し、必要に応じて、提供できるようにしましょう。

# 資料(16) 共生社会の形成を目指した特別支援教育の推進

## 1 共生社会とは

共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が積極的に参加・貢献していくことができる社会です。そして誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会です。

共生社会はこれからの我が国が目指すべき社会であり、その形成を目指して特別支援教育を進めていくことが重要です。

## 2 インクルーシブ教育システムとは

インクルーシブ教育システムとは、障害者が精神的及び身体的な能力などを最大限度まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのことです。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要となります。

「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、その構築の視点に立った特別支援教育を着実に進めていくことが求められます。

## 3 「心のバリアフリー」と「社会で自立できる自信と力」

共生社会を形成するためには、学校において「心のバリアフリー」や「社会で自立できる自信と力」を育む教育を推進することが必要になります。「心のバリアフリー」とは、障害者に対する差別や偏見などの心の障壁を取り除くことです。「心のバリア」は、障害のある児童生徒に対する同情や憐れみの感情からではなく、「知り合う・ふれあう・学び合う」ことを通して、共感的に理解することで取り除かれます。「社会で自立できる自信と力」とは、障害のある児童生徒が、障害のない児童生徒と一緒に学べるという自信や、生活や学習上のつまずきを改善または克服できる力のことです。「社会で自立できる自信と力」は、共に学び、活動することを通して得ることができます。

## 4 支援籍とは

「支援籍」とは、障害のある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校または学級以外に置く埼玉県独自の仕組みです。

例えば、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校等に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができます。

また、小・中学校等の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、特別支援学級や特別支援学校に支援籍を置いて、障害の状態を改善するために必要な指導を受けるケースも支援籍です。

一人一人の教育的ニーズに応じた学習の場を保障する仕組みといえます。



## 5 支援籍のねらい

- (1) 障害のある児童生徒とない児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図ります。
- (2) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒を含め、障害のある児童生徒一人一人にきめ細かな教育の実現を図ります。
- (3) 障害のない児童生徒の障害者に対する差別や偏見等の心の障壁を取り除きます。
- (4) 障害のある児童生徒が個々のニーズに応じた支援を受け、地域とのつながりを広げます。

## 6 支援籍学習の効果

- (1) 障害のない児童生徒にとっては、障害者に対する差別や偏見といった心の障壁が取り除かれます。
- (2) 障害のある児童生徒にとっては異なる環境に対する対応力や、大きな集団での社会性が培われ、さらには地域とのつながりが広がることとなります。

## 7 支援籍の種類と内容

支援籍には次に示す三つの種類があります。

- (1) 通常学級支援籍（小・中学校等の通常の学級での支援籍）

特別支援学校や特別支援学級に在籍している障害のある児童生徒が、居住地の小・中学校等に支援籍を置いて学習することで、障害のない児童生徒との交流やつながりを深めることができるようになります。これを通常学級支援籍といいます。

- ・ 学習の内容は、本人や学校の状況によって異なります。事前に相談や打合せを行って決定します。主な学習内容は以下のとおりです。
  - ① 音楽、体育、生活、総合的な学習の時間などの授業
  - ② 運動会、文化祭、マラソン大会などの学校行事
  - ③ 給食、休み時間、清掃などの日常の学校生活
- ・ 実施回数は、個々によって異なります。障害の状態や個人のニーズによって年数回から月に数回まで様々に実施されます。

- (2) 特別支援学級支援籍（小・中学校等の特別支援学級での支援籍）

小・中学校等の通常の学級にいる特別な教育的ニーズのある児童生徒が、より専門的な教育を受けるために、特別支援学級に支援籍を置いて学習することができます。これを特別支援学級支援籍といいます。

- ・ 発達障害（広汎性発達障害、ADHD、LD）も含め、通常の学級において特別な支援が必要なケースについて、個別に専門的な学習を行います。

- (3) 特別支援学校支援籍（特別支援学校での支援籍）

小・中学校等の通常の学級や特別支援学級に在籍している特別な教育的ニーズのある児童生徒が、その障害に基づく困難の改善を図る目的で、より専門的な教育を受けるために、特別支援学校に支援籍を置いて学習することができます。これを特別支援学校支援籍といいます。

- ・ 弱視、難聴、言語障害、情緒障害、肢体不自由などの障害に基づく困難を改善するための専門的な学習（自立活動）などを行います。
- ・ 特別支援学校のセンター的機能の一環として、小・中学校等に在籍している障害のある児童生徒について、直接的に指導を行うことができます。



埼玉県マスコット コバトン